

令和 4 年度
法務省委託調査

高等学校における法教育の 実践状況に関する調査 報 告 書

令和 5 年 3 月

株式会社リベルタス・コンサルティング

目 次

第1章 調査の概要	1
1－1 調査の背景及び目的	1
1－2 調査の対象及び方法	1
1－3 調査の実施期間及び有効回収数等	1
第2章 集計・分析結果	2
2－1 集計・分析の概要	2
2－2 回答者の属性等	3
2－3 外部人材との連携状況等	8
2－4 法教育教材の使用状況等	32
2－5 教員向けの研修	45
2－6 法教育を取り巻く状況の変化	52
2－7 法教育の課題等	58
第3章 まとめ	65
参考資料	71

第1章 調査の概要

1-1 調査の背景及び目的

法教育とは、法律の専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育をいう。

法務省では、様々な考え方を持つ多様な生き方を求める人々が、お互いを尊重しながら協力して生きていくことのできる、自由で公正な社会を支える人材を育成することを目指し、法教育の浸透に向けた取組を行っているところ、近年、裁判員対象年齢や成年年齢の引下げ、また、高等学校における新科目「公共」の開始等に伴って法教育の必要性は今までも増して高まっている。

法務省では、平成24年度から令和3年度にかけて、順次、小学校、中学校、高等学校における法教育の実践状況について継続的な調査研究を行い、その結果等を踏まえて、法教育教材の作成・配布、法教育出前授業の実施、法教育に関する情報発信等、学校現場における法教育の充実に向けた取組に力を入れてきたところである。

本調査研究は、高等学校における法教育をめぐる直近の状況を踏まえた課題を把握し、高等学校における法教育の更なる充実のための有効な方策を検討するため、高等学校における法教育の実践状況を調査するとともに、従前の調査研究の結果との比較検証等を行うものである。

1-2 調査の対象及び方法

全国の高等学校4950校¹のうち、約16%に当たる768校を無作為に抽出して調査対象校とした。なお、抽出に当たっては、全国の高等学校の設置者別（国立／公立／私立）、都道府県別、課程別（全日制／通信・定時制）、学科別（普通学科のみ／総合学科・専門学科あり）等の構成比率に沿って割当てを行った（層化無作為抽出）。

調査の実施に当たっては、法務省及び文部科学省の連名により各都道府県教育委員会等に対して調査実施に関する事務連絡を発出した上で、調査対象校の負担軽減のため、調査票を委託業者から各調査対象校に宛てて直接郵送にて送付し、WEB回答フォームにより各調査対象校が委託業者に直接回答する方法とした。

1-3 調査の実施期間及び有効回収数等

WEB回答フォームの回答受付期間は、令和5年1月26日正午から同年2月11日の午前零時までとした。また、上記期間における有効回収数は291件、有効回収率は37.9%²であった。

¹ 令和4年度学校基本調査（文部科学省実施、令和4年12月21日公表）による。

² なお、令和元年度調査（小学校対象）の回収率は60.5%、令和3年度調査（中学校対象）の回収率は62.7%であった。

第2章 集計・分析結果

2-1 集計・分析の概要

本調査で実施した全ての調査項目について、まず単純集計によって、各項目における回答者全体の傾向把握を行った。また、高等学校の特性上、学校の立地や学科の設置状況等によって回答傾向が異なる可能性があることから、所在する自治体の人口規模や設置学科等の項目により分類したクロス集計によって、さらに詳細に回答傾向の把握を行った。また、集計結果の一部については、高等学校を対象として実施した平成26年度及び平成27年度の調査結果³や、小学校を対象として実施した令和元年度調査、中学校を対象として実施した令和3年度調査の結果と比較し、回答傾向の時間経過による変化や各学校段階の差異等について分析を行った。

なお、本報告書における集計の方法や結果の見方等に関しては、以下の点に留意されたい。

- ・各選択肢ごとの回答件数は、図表中に「n=〇〇」と示した。
- ・集計結果については、各調査項目に対する回答件数を分子とし、分母（当該設問に対する全回答者数）に対する割合を算出し、その高低に基づいて分析を行っている。
- ・複数回答が可能な設問については、内訳の合計が100.0%を超える場合がある。
- ・集計結果の割合（%）は、小数点以下第2位を四捨五入した上で表示しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合がある。
- ・調査項目は、「選択肢から一つを選択するもの」、「選択肢から該当する項目を全て選択するもの」、「自由記述により回答するもの」の3種類がある。
- ・「選択肢から一つを選択するもの」については、原則として、円グラフ又は積み上げると100.0%になる横棒グラフを用いて集計結果を示した。
- ・「選択肢から該当する項目を全て選択するもの」については、各項目に対する回答割合を示す横棒グラフにて結果を示した。
- ・「自由記述により回答するもの」については、回答内容の類似性から分類・整理を行った上で、回答内容の概要を示した。

³ 平成26年度は普通学科を設置している高等学校、平成27年度は専門学科及び総合学科を設置している高等学校をそれぞれ対象として調査を実施した。

2-2 回答者の属性等

(1) 都道府県別

都道府県別の回答状況は、次のとおりであった。

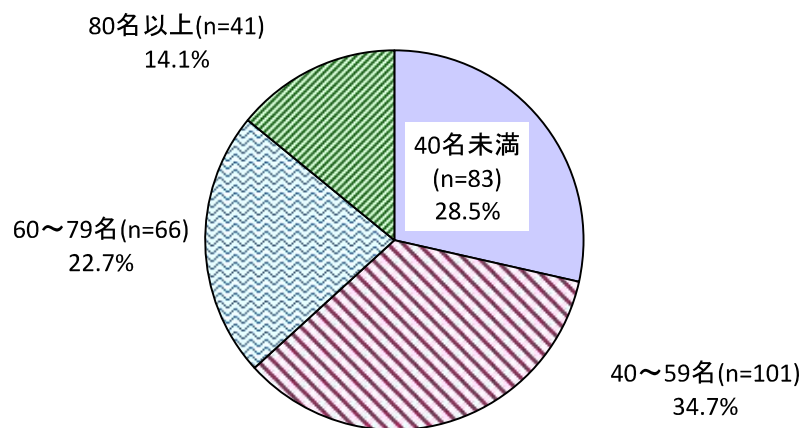
図表 1 都道府県別の回答状況

都道府県	抽出数	回収数	回収率	都道府県	抽出数	回収数	回収率
北海道	43	8	18.6%	滋賀県	9	1	11.1%
青森県	12	7	58.3%	京都府	14	7	50.0%
岩手県	12	4	33.3%	大阪府	41	18	43.9%
山形県	10	6	60.0%	兵庫県	32	10	31.3%
宮城県	13	10	76.9%	奈良県	10	6	60.0%
秋田県	8	6	75.0%	和歌山県	8	6	75.0%
福島県	16	4	25.0%	鳥取県	6	3	50.0%
茨城県	20	10	50.0%	島根県	7	3	42.9%
栃木県	12	3	25.0%	岡山県	12	1	8.3%
群馬県	13	12	92.3%	広島県	20	7	35.0%
埼玉県	31	9	29.0%	山口県	13	3	23.1%
千葉県	29	7	24.1%	徳島県	6	1	16.7%
東京都	70	31	44.3%	香川県	6	1	16.7%
神奈川県	36	7	19.4%	愛媛県	12	4	33.3%
新潟県	16	6	37.5%	高知県	7	1	14.3%
富山県	8	5	62.5%	福岡県	25	10	40.0%
石川県	9	3	33.3%	佐賀県	7	5	71.4%
福井県	7	2	28.6%	長崎県	11	3	27.3%
山梨県	7	2	28.6%	熊本県	13	2	15.4%
長野県	16	4	25.0%	大分県	8	3	37.5%
岐阜県	13	8	61.5%	宮崎県	7	4	57.1%
静岡県	21	7	33.3%	鹿児島県	13	5	38.5%
愛知県	37	13	35.1%	沖縄県	10	7	70.0%
三重県	12	6	50.0%	合計	768	291	37.9%

(2) 教員数別

教員数別の回答状況は、次のとおりであった。

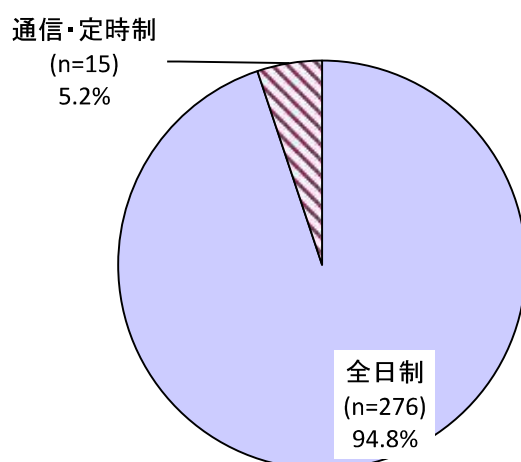
図表 2 教員数別の回答状況



(3) 設置課程別

回答者の設置課程については、94.8%が全日制課程であった。

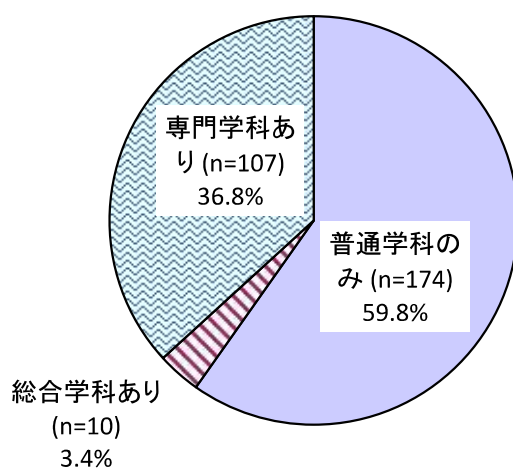
図表 3 設置課程別の回答状況



(4) 設置学科別

回答者の設置学科については、59.8%が「普通学科のみ」であった。なお、以降の分析においては、平成26年度及び同27年度に実施した高等学校における法教育の実践状況調査との比較を行う観点から、「総合学科あり」及び「専門学科あり」の回答を一括して一つの区分として分析する。

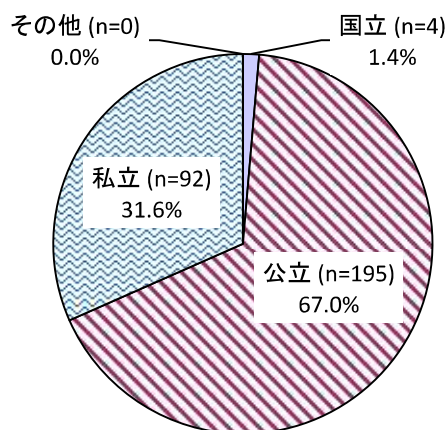
図表 4 設置学科別の回答状況



(5) 設置者別

回答者の設置者については、回答全体の3分の2以上となる67.0%が「公立」(都道府県・市区町村立)であり、「私立」は31.6%、「国立」は1.4%であった。

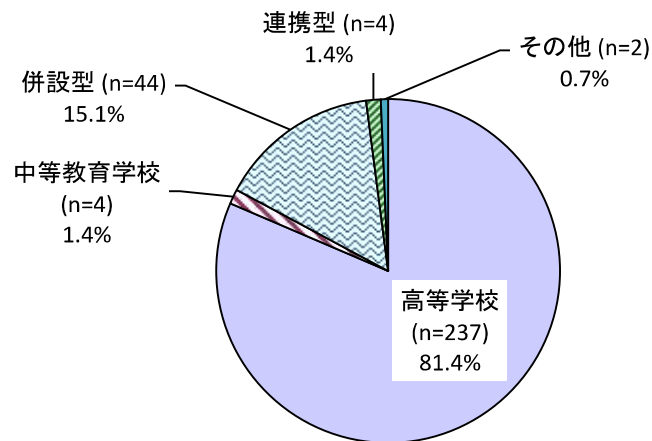
図表 5 設置者別の回答状況



(6) 学校種別

回答者の学校種別については、81.4%が「高等学校」であり、「併設型」等⁴のその他の種別が18.6%であった。

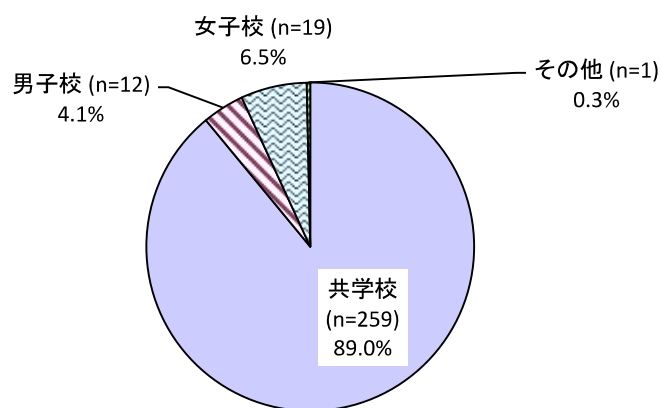
図表 6 学校種別の回答状況



(7) 共学・別学

回答者の学校のうち89.0%が共学校であり、男子校は4.1%、女子校は6.5%であった。

図表 7 共学・別学の回答状況

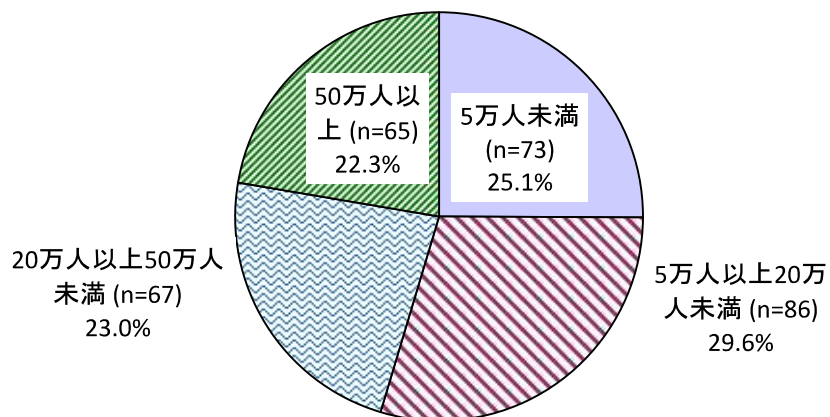


⁴ 中高一貫教育のうち、「併設型」は、高等学校入学選抜を行わずに、同一の設置者による中学校と高等学校を接続するものである。「連携型」は、市立中学校と県立高等学校など、異なる設置者間でも実施可能な形態であり、中学校と高等学校が教育課程の編成や教員・生徒間交流等の連携により中高一貫教育を実施するものもある。

(8) 所在自治体の人口規模別

回答者の所在する自治体の人口規模については「5万人以上20万人未満」の割合が最も高く29.6%であった。次いで「5万人未満」が25.1%となっている⁵。

図表 8 所在自治体の人口規模



⁵ 東京都特別区については、特に昼間人口と夜間人口の差が大きく、自治体の人口規模が学校の規模を表しづらいケースもあることから、各区に所在する回答者については「50万人以上」の区分として集計した。

2-3 外部人材との連携状況等

(1) 外部人材との連携による法教育授業の実施

外部人材との連携による法教育授業の実施状況については、24.7%が「実施あり」との回答であった（→図表 9）。

設置学科別にみると、特に大きな差異はみられないが、「総合学科・専門学科あり」では「外部人材との連携授業実施あり」の割合が高い（→図表 10）。

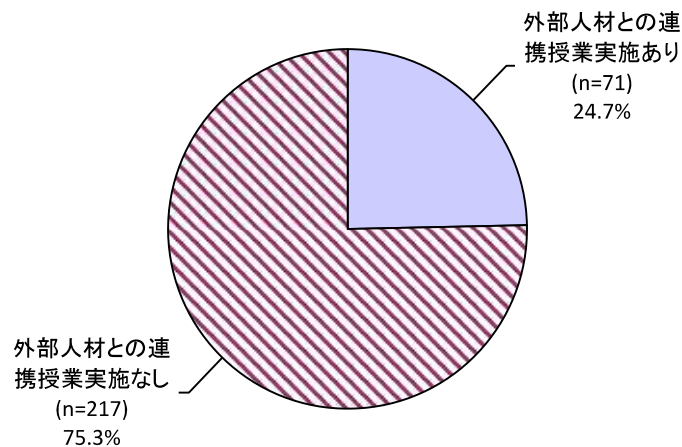
所在自治体の人口規模別にみると、大きな差異はみられない（→図表 11）。

設置者別にみると、大きな差異はみられない（→図表 12）。

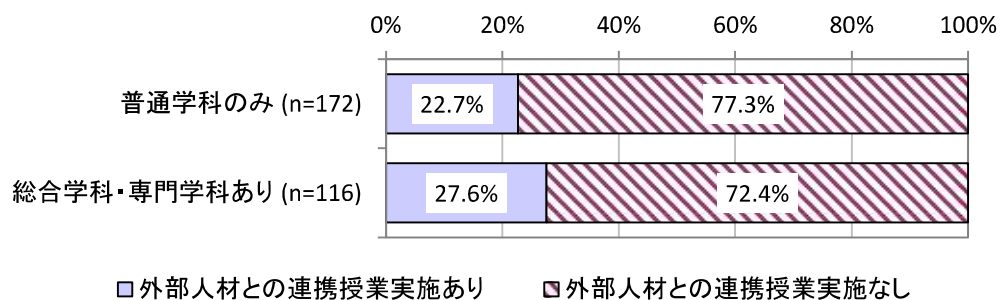
平成26年度及び同27年度の高等学校調査と比較すると、対象学科の条件は異なるものの、総じて実施の割合は低下している（→図表 13）。

令和元年度の小学校調査及び同3年度の中学校調査と比較すると、高等学校における実施の割合（24.7%）は、小学校（37.0%）に比べると低いものの、中学校（15.2%）に比べると高い（→図表 14）。

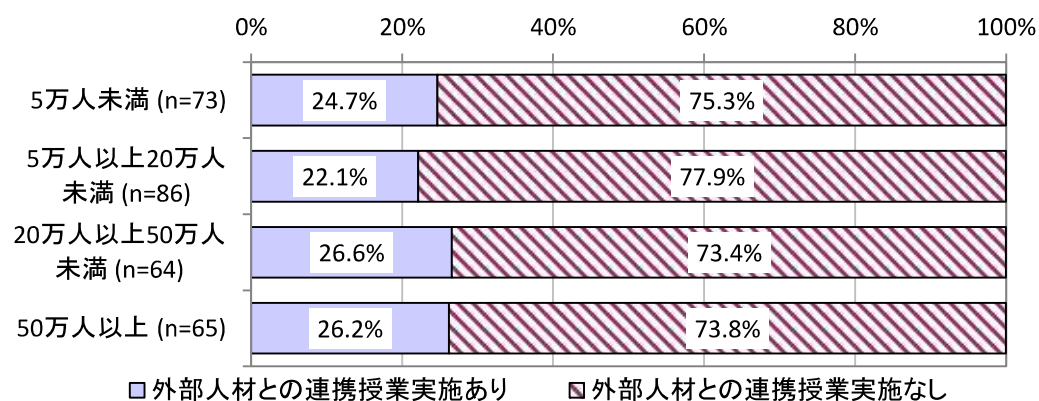
図表 9 外部人材との連携による法教育授業の実施状況（全体）



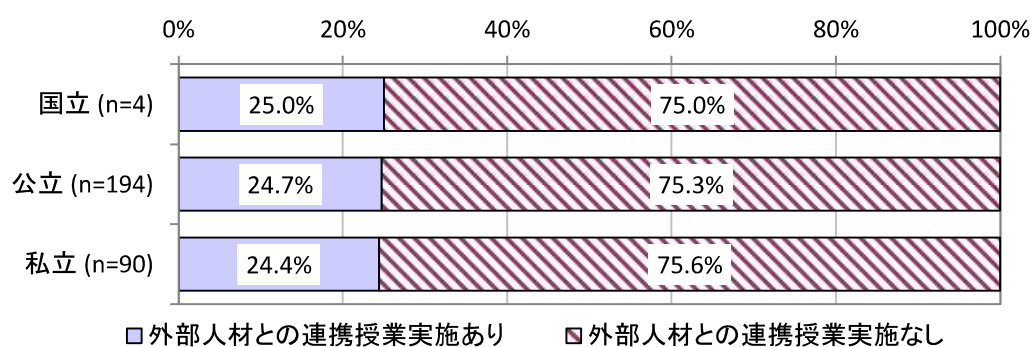
図表 10 外部人材との連携による法教育授業の実施状況（学科別）



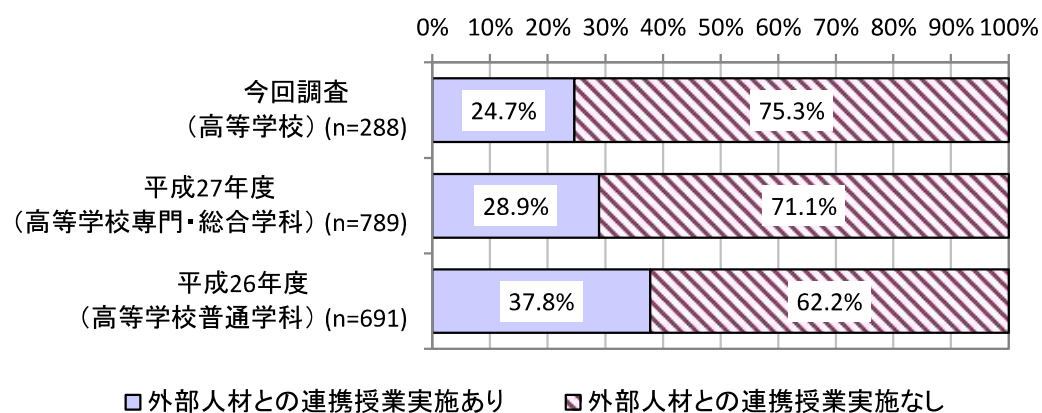
図表 1 1 外部人材との連携による法教育授業の実施状況（所在自治体の人口規模別）



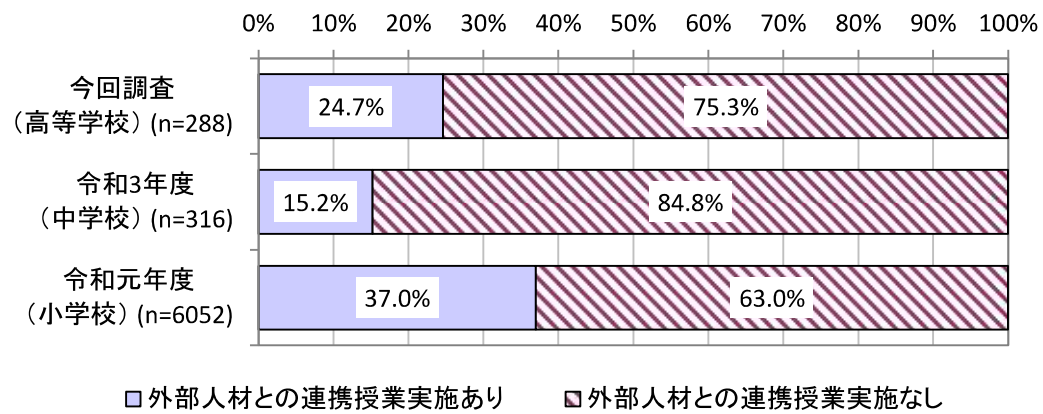
図表 1 2 外部人材との連携による法教育授業の実施状況（設置者別）



図表 1 3 外部人材との連携による法教育授業の実施状況（過去の高等学校調査との比較）



図表 1 4 外部人材との連携による法教育の実施状況（直近2回の調査との比較）



(2) 連携授業の実施内容等

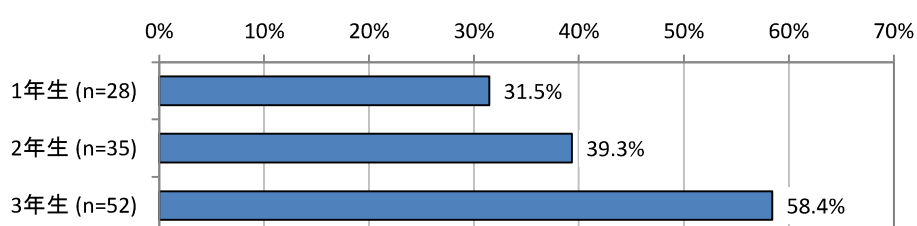
一実施学年

実施学年については、高年次ほど実施の割合が高い傾向にあった（→図表 15）。

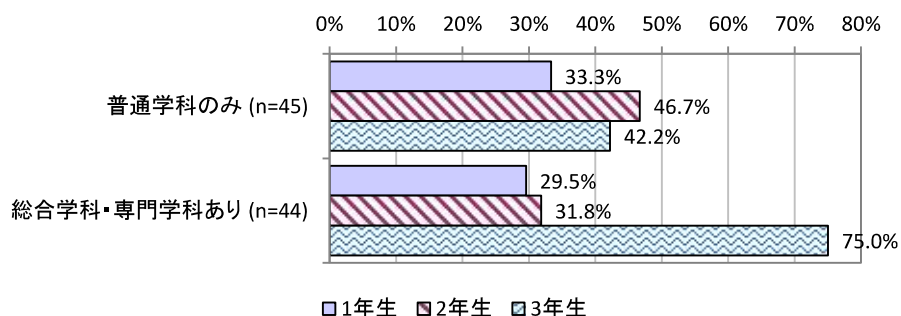
学科別にみると「総合学科・専門学科あり」の場合では3年生における実施の割合が特に高い（→図表 16）。

回答者の所在自治体の人口規模別に比較した場合には、人口規模の小さな自治体の学校ほど特に高年次において実施されている傾向にある。逆に、最も人口規模が大きい地域（「50万人以上」）では、2年生での実施の割合が最も高い（→図表 17）。

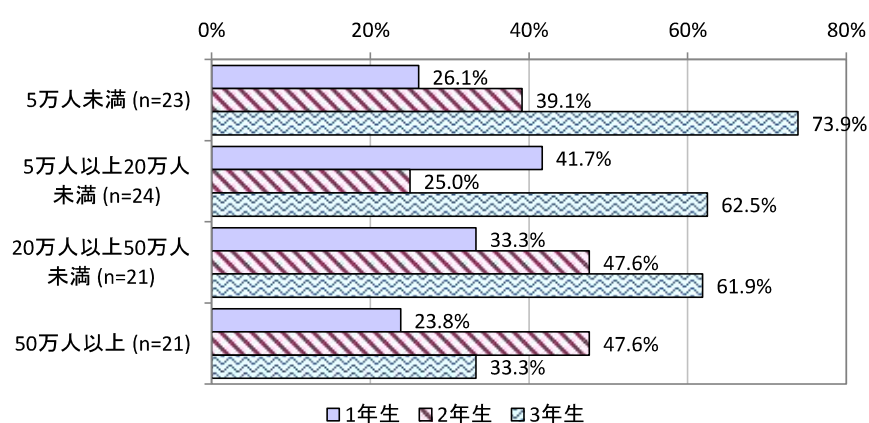
図表 15 実施状況の詳細（実施学年別）



図表 16 実施状況の詳細（学科別×実施学年別）



図表 17 実施状況の詳細（所在自治体の人口規模別×実施学年別）



一実施科目

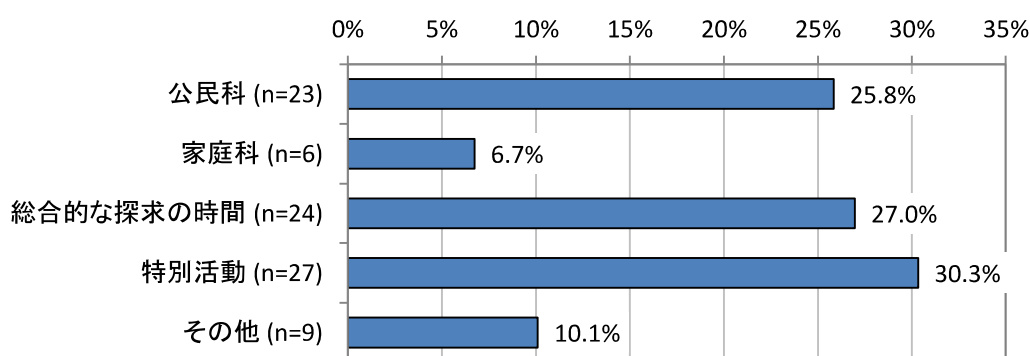
実施科目については、全体では「特別活動」、「総合的な探求の時間」、「公民科」の順に割合が高い（→図表 18）。

学科別にみると、普通学科のみの場合は「総合的な探求の時間」（33.3%）が最も割合が高く、次いで「公民科」（28.9%）が高いのに対し、「総合学科・専門学科あり」では「特別活動」（34.1%）が最も高く、次いで「公民科」（22.7%）が高い。また、「総合学科・専門学科あり」では「その他」の回答の割合が比較的高く、「商業」等、専門学科に特有の科目をあげる回答がみられた（→図表 19）。

所在自治体の人口規模別にみると、「50万人以上」では「公民科」が42.9%の割合を占めるのに対し、50万人未満ではいずれも「公民科」の割合が低い。

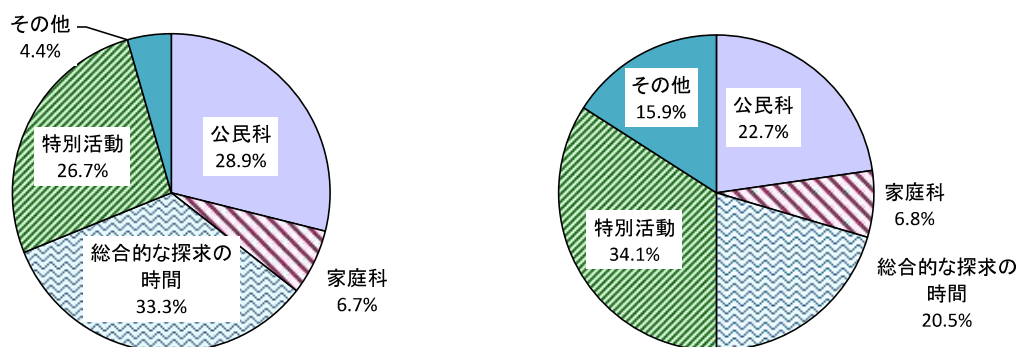
他方で、「特別活動」は「5万人未満」で47.8%と多くの割合を占めている（→図表 20）。

図表 18 実施状況の詳細（実施科目別）



図表 19 実施状況の詳細（学科別×実施科目別）

左：普通学科のみ（n=45） 右：総合学科・専門学科あり（n=44）



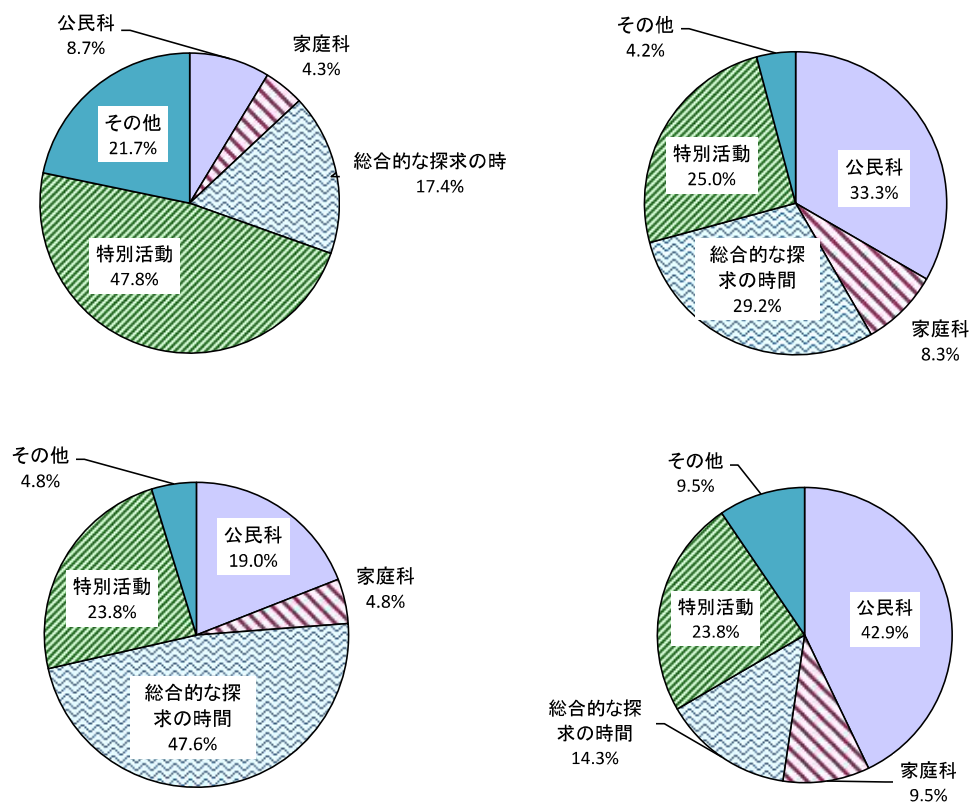
図表 20 実施状況の詳細（所在自治体の人口規模別×実施科目別）

左上：5万人未満（n=23）

右上：5万人以上20万人未満（n=24）

左下：20万人以上50万人未満（n=21）

右下：50万人以上（n=21）



ーテーマ

実施授業のテーマについては、全体では「私法（契約）と消費者保護」（60.0％）の割合が最も高い（→図表 21）。

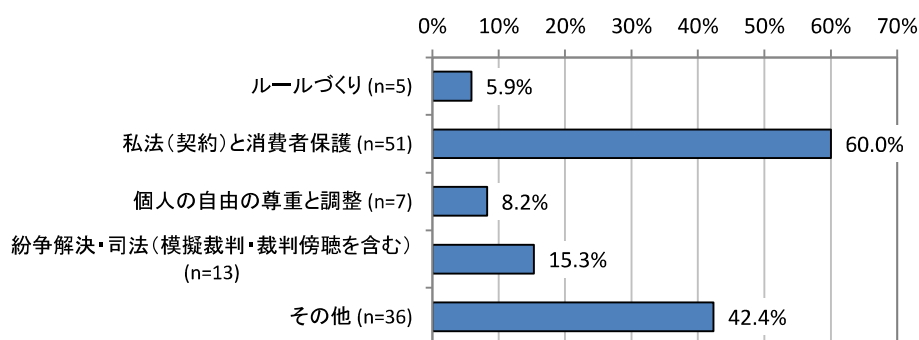
学科別にみると、いずれの学科でも「私法（契約）と消費者保護」の割合が最も高いものの、「総合学科・専門学科あり」（73.8％）で特に高い。また、「普通学科のみ」では「紛争解決・司法（模擬裁判・裁判傍聴を含む）」（25.6％）が「総合学科・専門学科あり」（4.8％）よりも高い割合となった（→図表 22）。

所在自治体の人口規模別にみると、いずれの規模においても「私法（契約）と消費者保護」の割合が最も高いものの、規模が大きいほど割合は低くなった。また、「紛争解決・司法」は、「5万人未満」の場合は0件であった（→図表 23）。

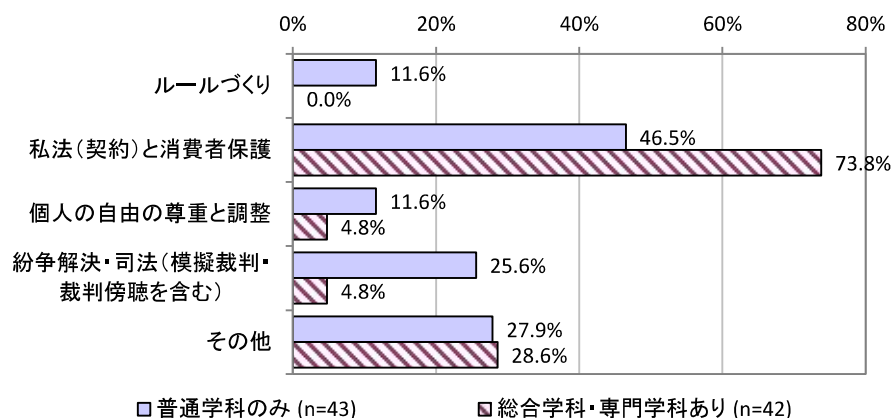
テーマと実施科目の関係についてみると、いずれの科目においても「私法（契約）と消費者保護」の割合が高いが、特に「特別活動」（73.1％）及び「家庭科」（66.7％）において割合が高い（→図表 24）。

テーマと実施学年との関係についてみると、「私法（契約）と消費者保護」は3年生での実施割合（70.6％）が高く、「個人の自由の尊重と調整」、「紛争解決・司法（模擬裁判・裁判傍聴を含む）」は2年生での実施割合が高かった（→図表 25）。

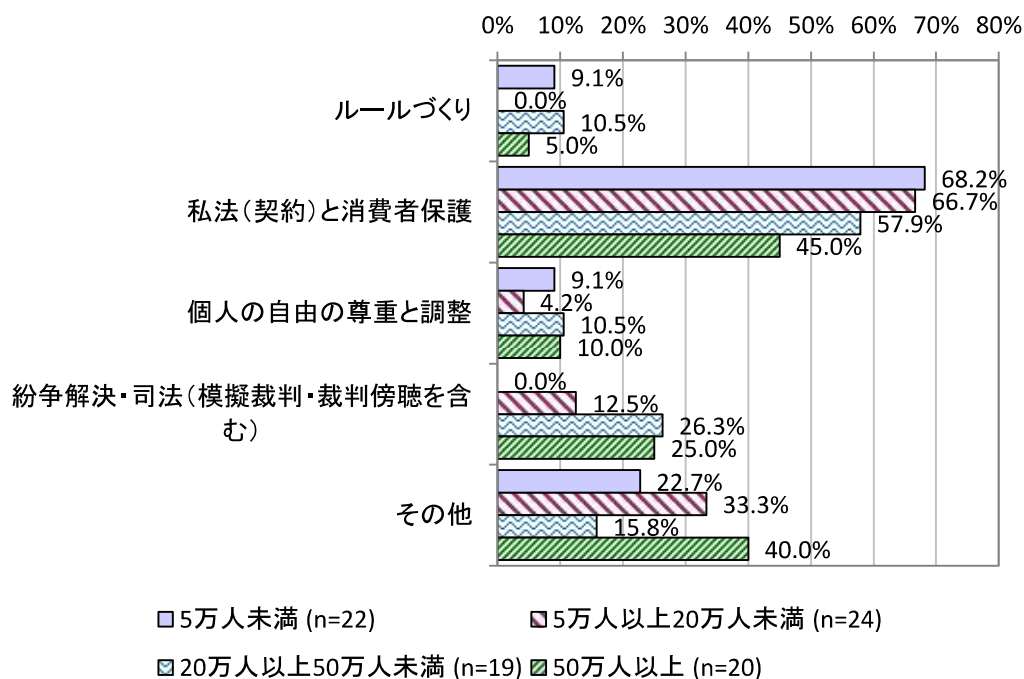
図表 21 実施状況の詳細（実施テーマ別）



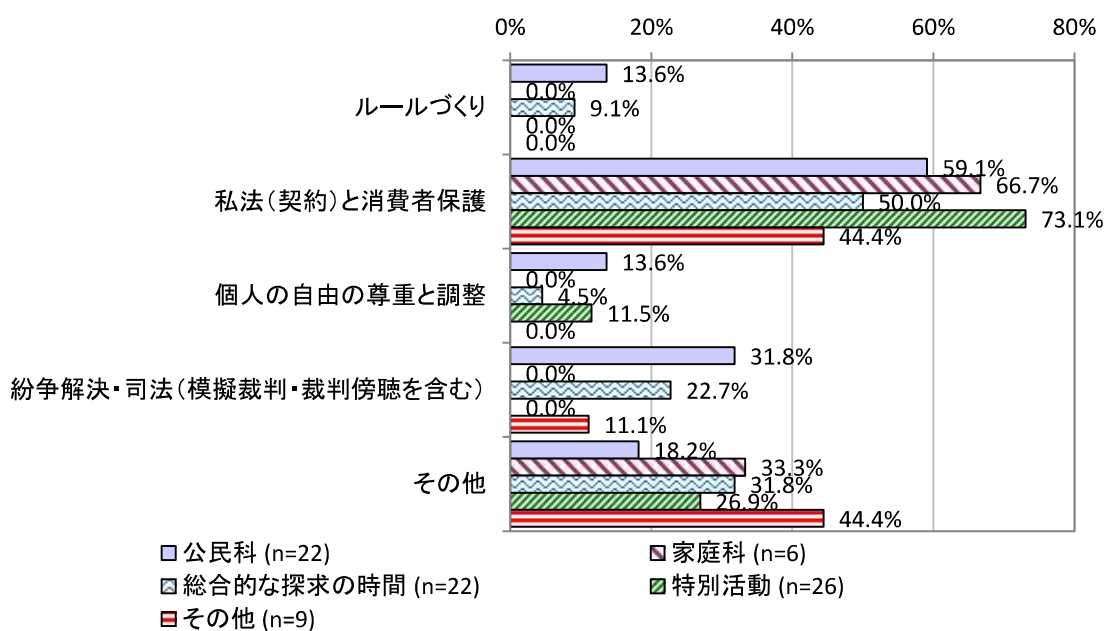
図表 22 実施状況の詳細（学科別×実施テーマ別）



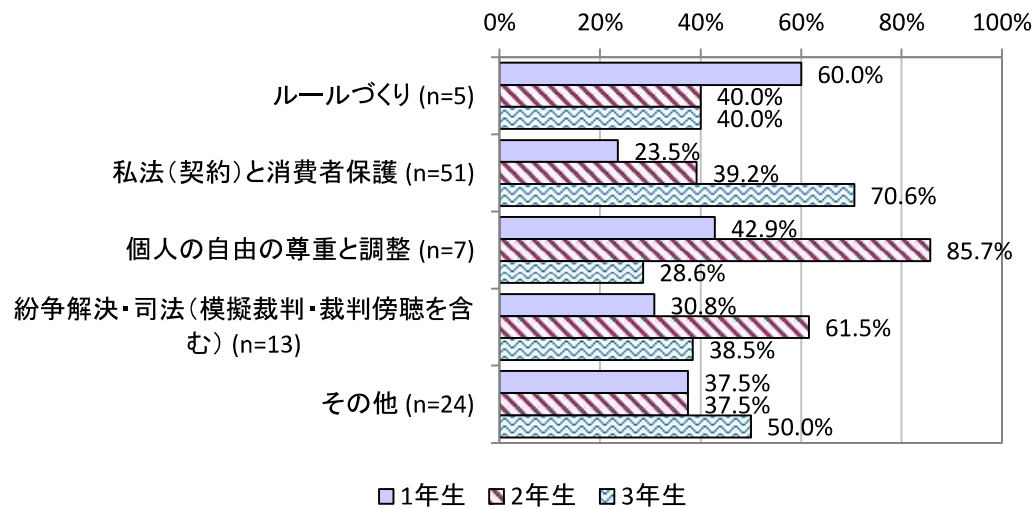
図表 2 3 実施状況の詳細（所在自治体の人口規模別×実施テーマ別）



図表 2 4 実施状況の詳細（実施科目別×実施テーマ別）



図表 25 実施状況の詳細（実施学年別×実施テーマ別）



○「その他」の具体的な内容

- ・租税について／租税教室等、税に関するもの（6件）
- ・成年年齢引き下げ・主権者教育・成年後見制度（3件）
- ・弁護士の仕事について（2件）
- ・模擬選挙・模擬投票（2件）
- ・社会保障制度・社会保険制度（2件）
- ・労働法制・過労死問題（2件）
- ・SNSや知的財産権（2件）
- ・契約について
- ・法やルールの意義や役割、法の基礎となる考え方について
- ・いじめを未然に防止するための法教育
- ・職業講話
- ・裁判員に関するもの
- ・年金について

ー連携先

連携先については、全体では「その他」（33.0％）を除くと「弁護士会（弁護士）」（23.9％）の割合が最も高く、次いで「消費（国民）生活センター」（21.6％）の割合が高い（→図表 26）。

学科別にみると、「その他」を除き、「普通学科のみ」では「弁護士会（弁護士）」（27.3％）の割合が最も高いのに対し、「総合学科・専門学科あり」では「消費（国民）生活センター」（27.3％）の割合が最も高い（→図表 27）。

所在自治体の人口規模別にみると、「50万人以上」では「弁護士会（弁護士）」（33.3％）や「税理士会（税理士）」（19.0％）の割合が高い（→図表 28）。

設置者別にみると、公立では「消費（国民）生活センター」（24.6％）の割合が、私立では「司法書士会（司法書士）」（19.2％）、「税理士会（税理士）」（19.2％）、「税務署（税務署職員）」（19.2％）の割合が相対的に高い（→図表 29）。

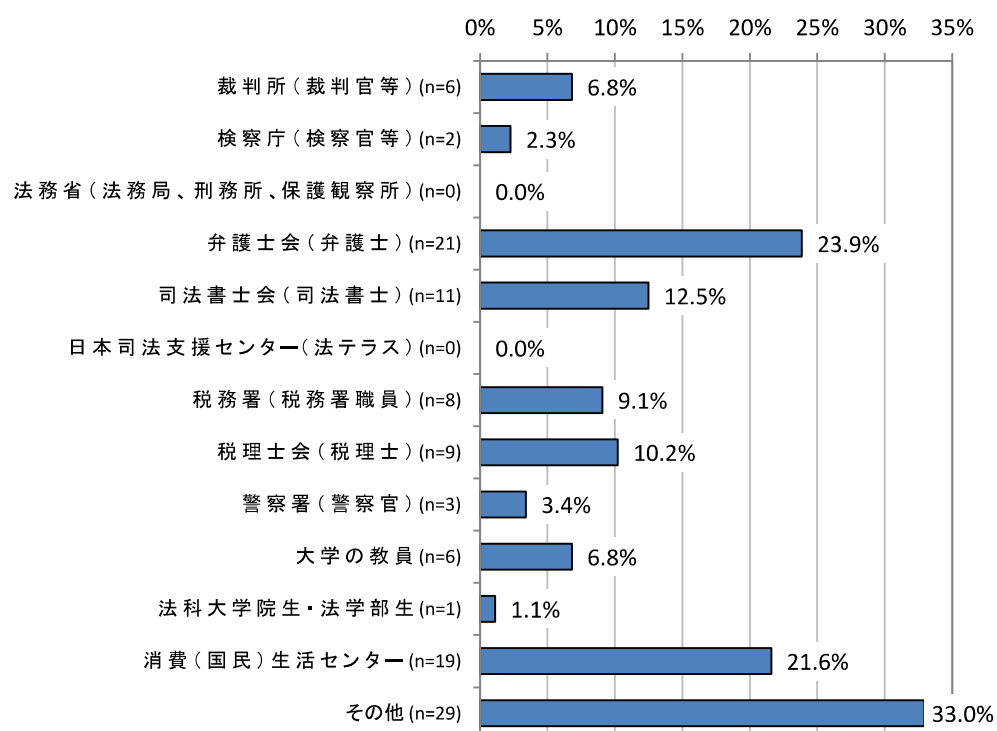
科目別にみると、「公民科」における連携先は「弁護士会（弁護士）」（47.8％）の割合が最も高く、次に「司法書士会（司法書士）」（21.7％）の割合が高い。「家庭科」及び「特別活動」では「消費（国民）生活センター」の割合が最も高い（→図表 30）。

学年別にみると、「弁護士会（弁護士）」、「警察署（警察官）」は低学年ほど実施の割合が高く、「司法書士会（司法書士）」、「税理士会（税理士）」、「消費（国民）生活センター」は高学年ほど実施の割合が高い（→図表 31）。

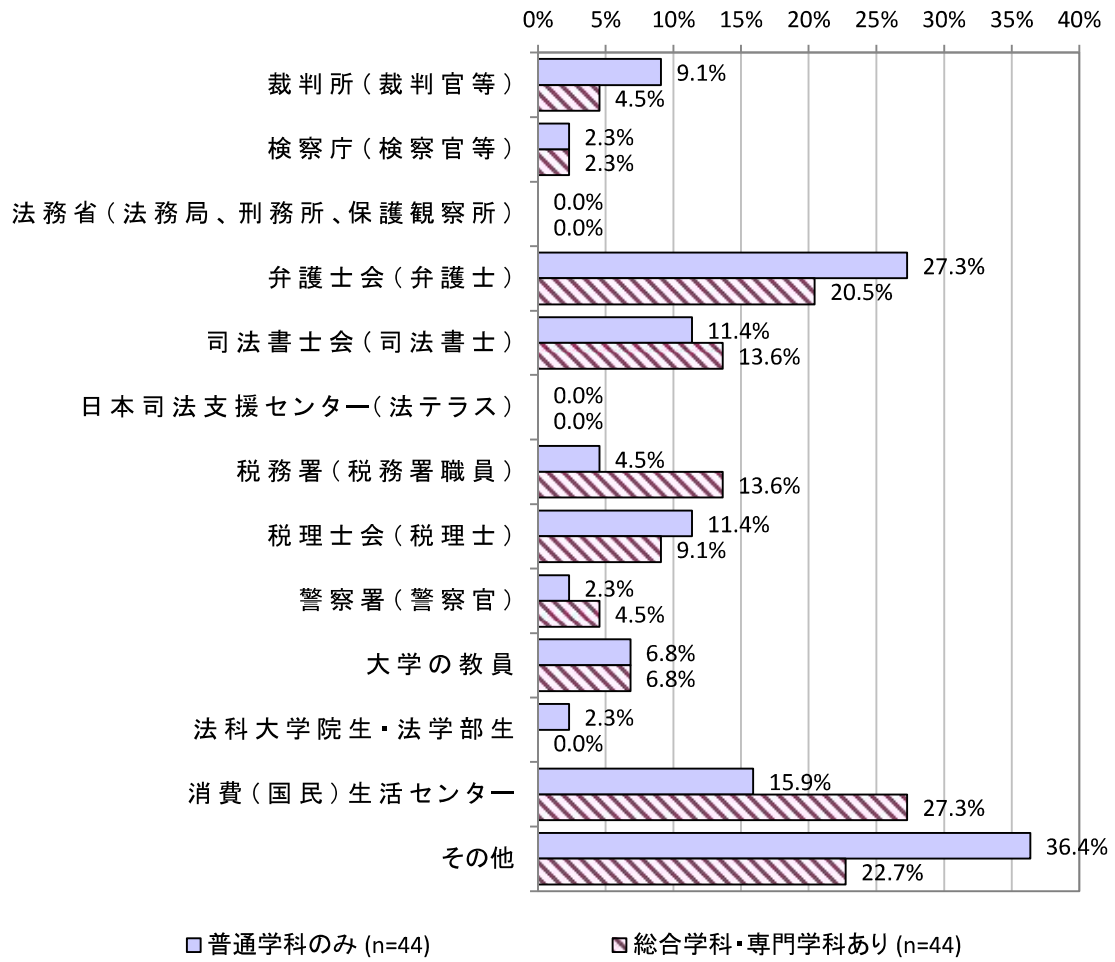
平成26年度及び同27年度の高等学校調査と比較すると、「警察署（警察官）」の割合は大きく減少しており、「消費（国民）生活センター」や「弁護士会（弁護士）」の割合が増加している（→図表 32）。

令和元年度の小学校調査及び同3年度の中学校調査と比較すると、高等学校においては小学校及び中学校よりも「税務署（税務署職員）」や「警察署（警察官）」の割合が低く、「消費（国民）生活センター」や「司法書士会（司法書士）」の割合が高い（→図表 33）。

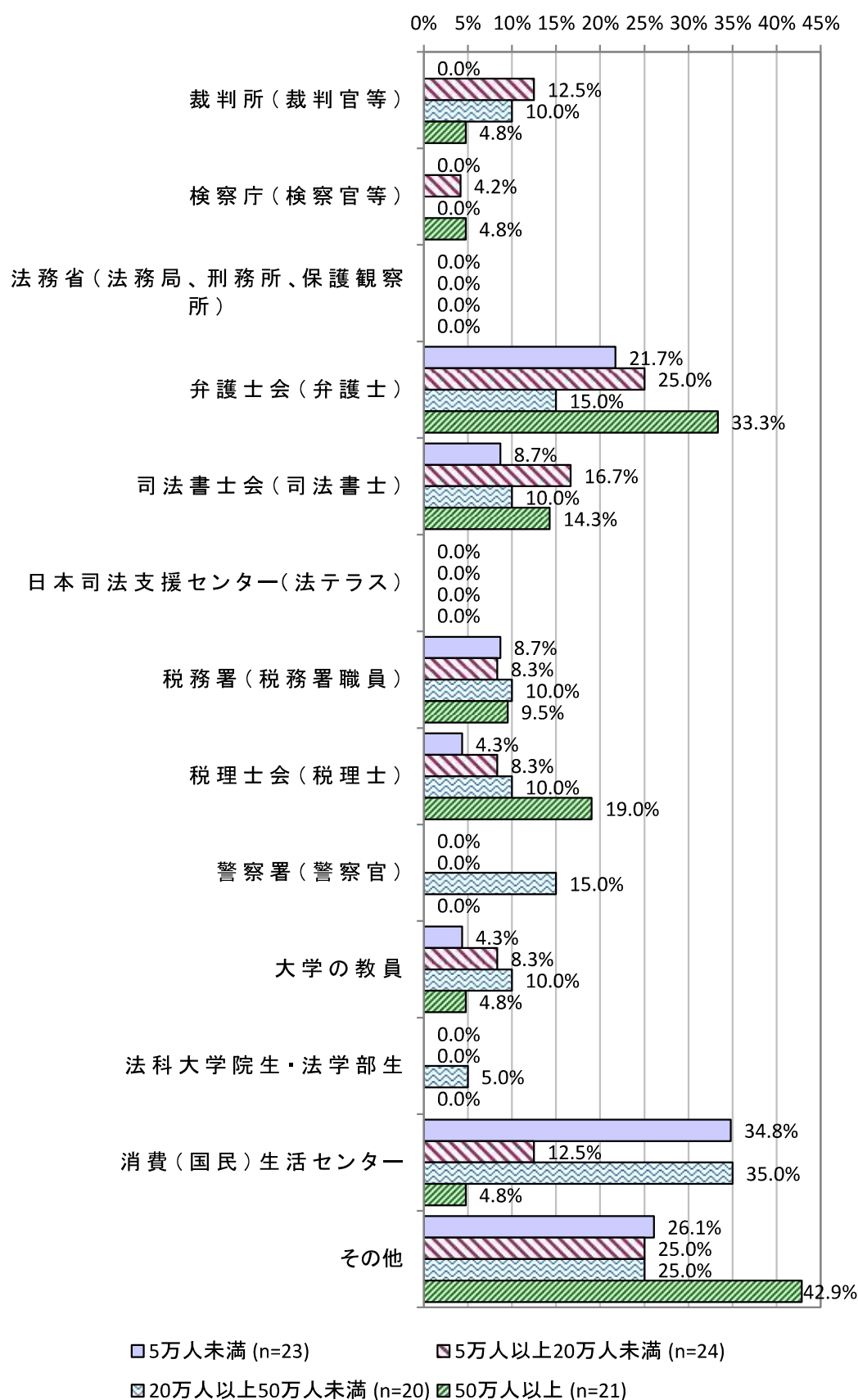
図表 26 実施状況の詳細（連携先別）



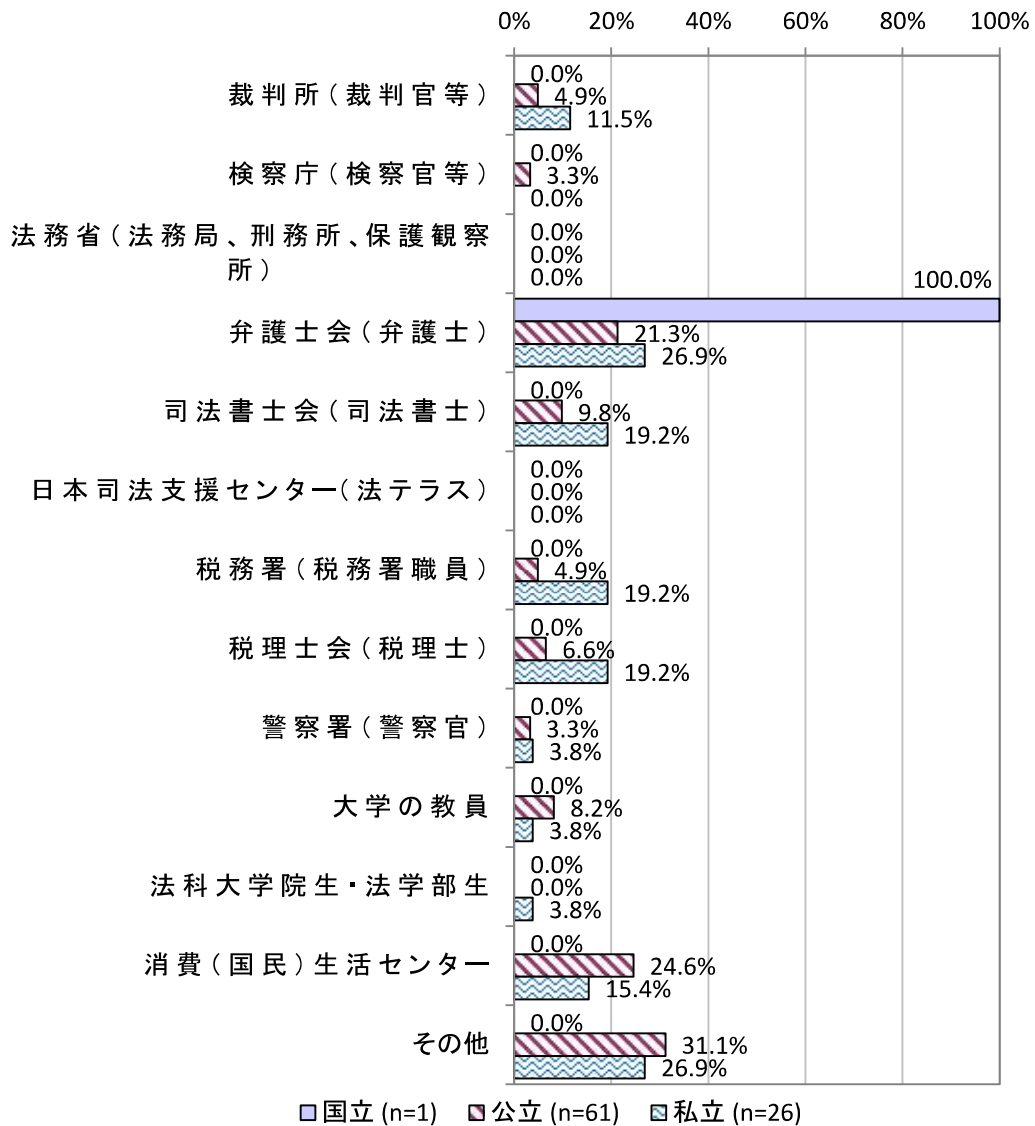
図表 27 実施状況の詳細（学科別×連携先別）



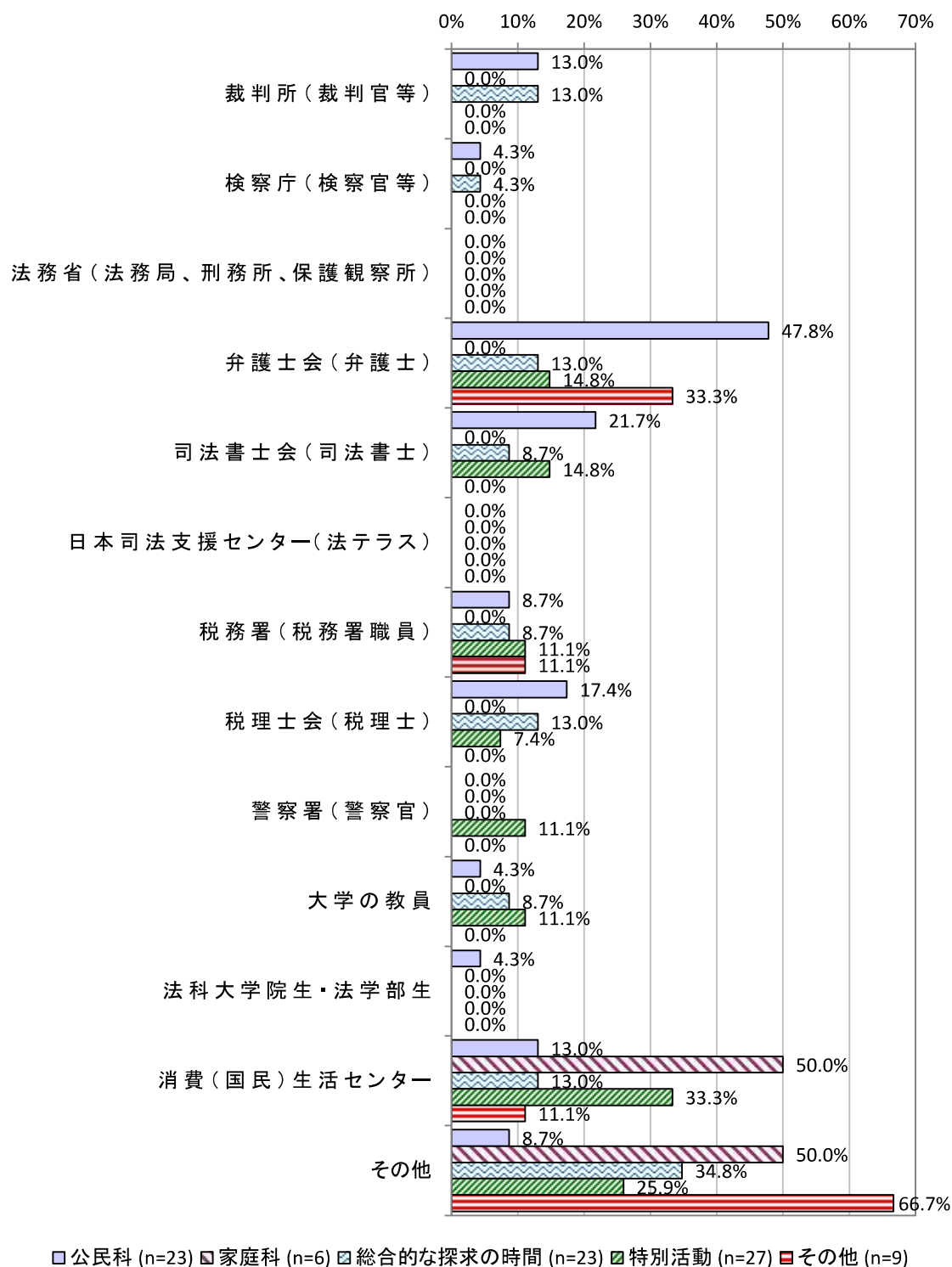
図表 28 実施状況の詳細（所在自治体の人口規模別×連携先別）



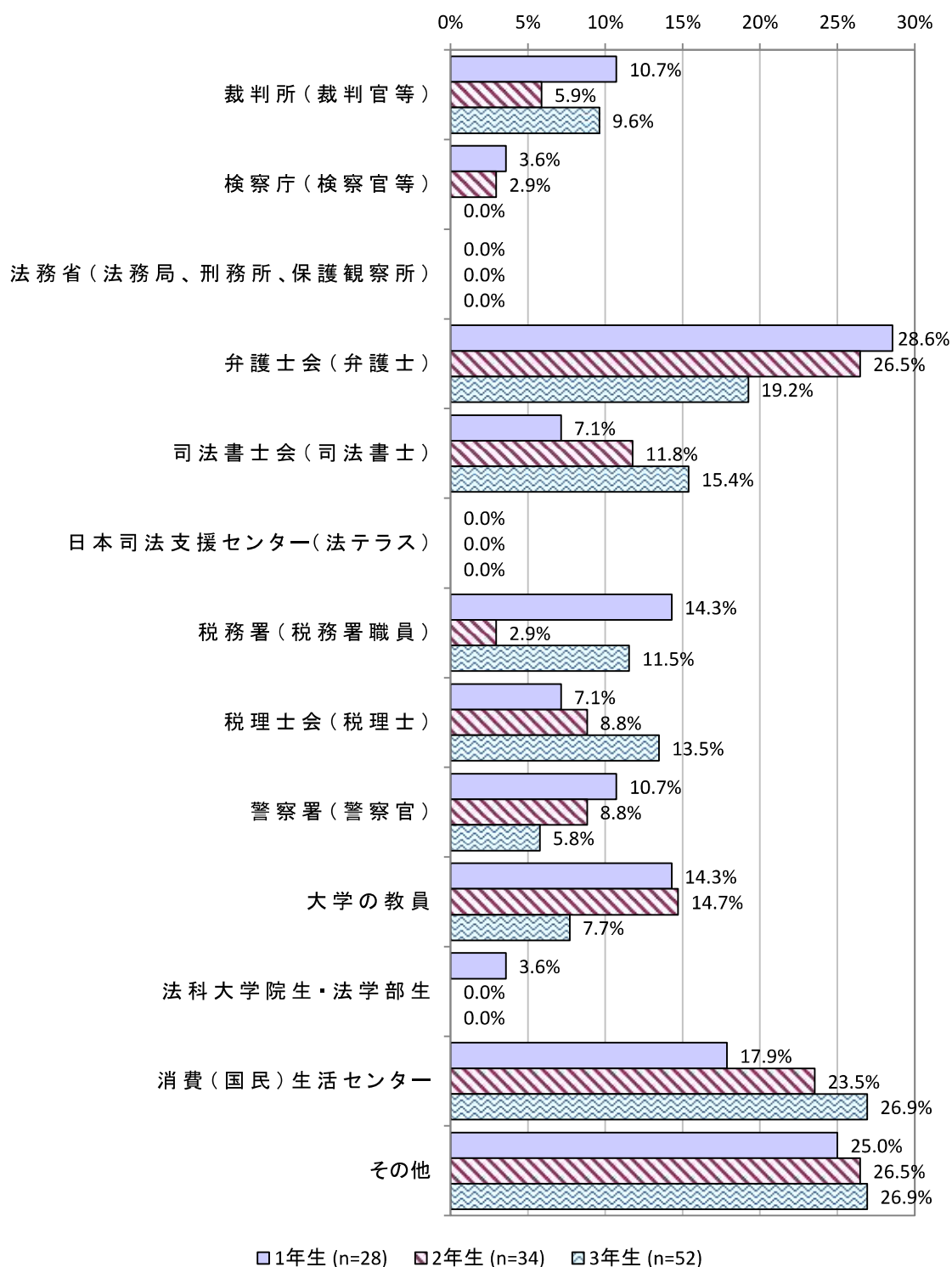
図表 29 実施状況の詳細（設置者別×連携先別）



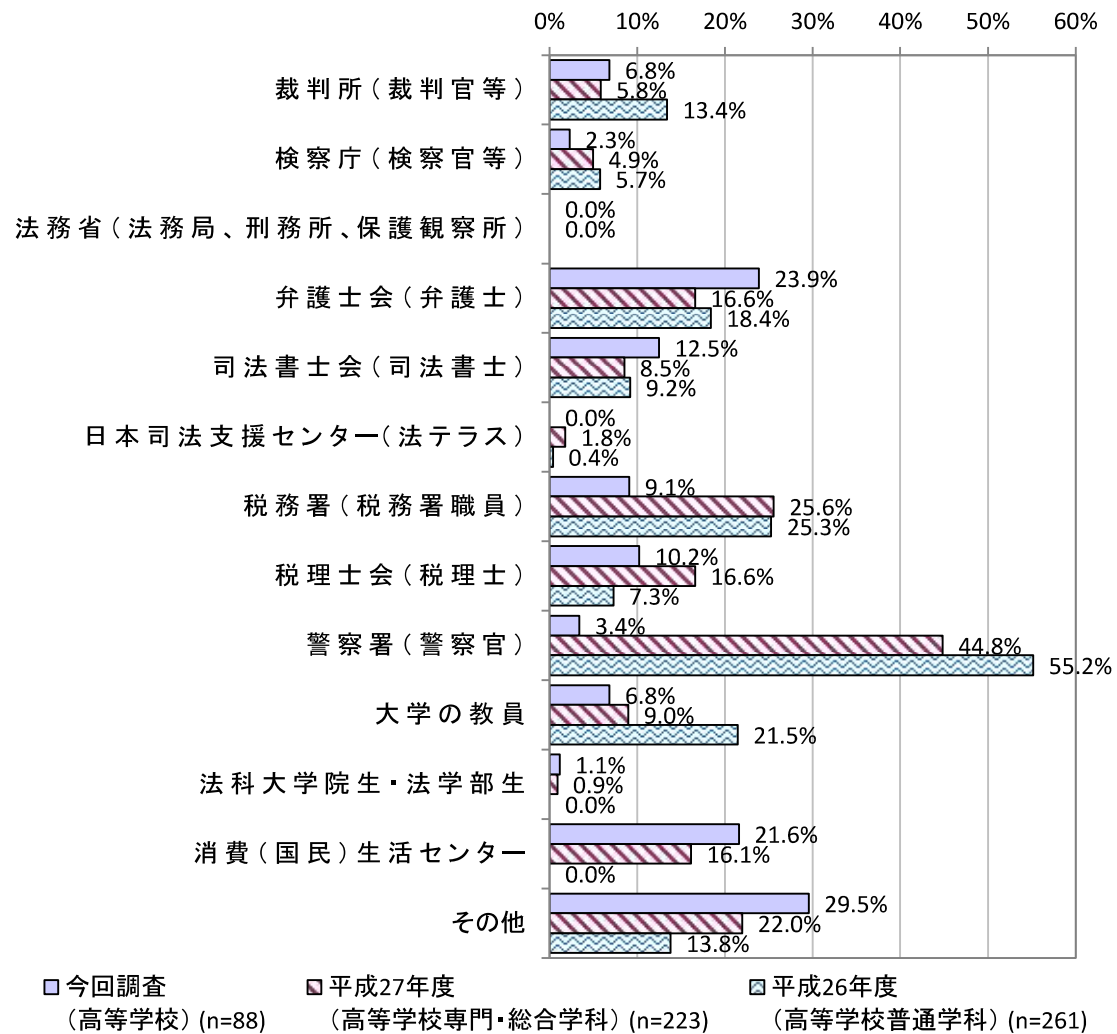
図表 30 実施状況の詳細（実施科目別×連携先別）



図表 3 1 実施状況の詳細（実施学年別×連携先別）

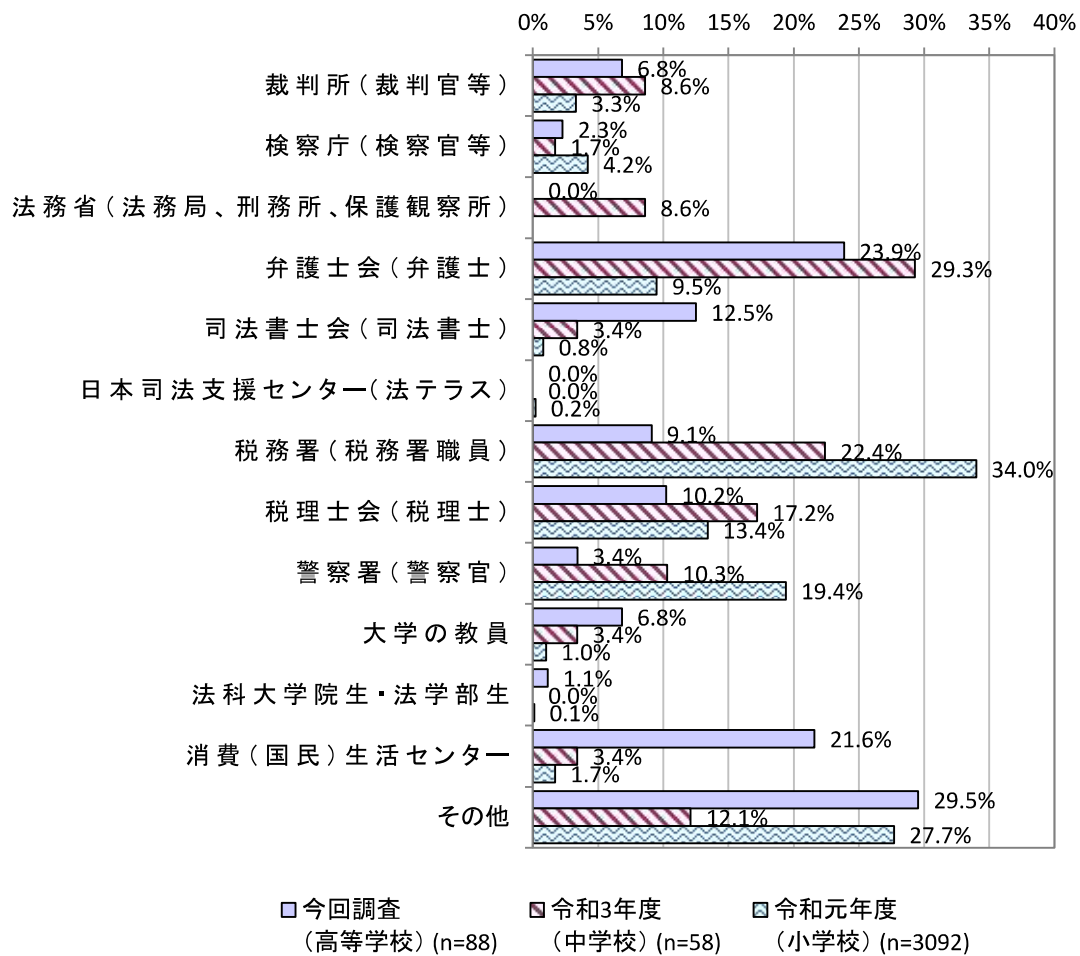


図表 3 2 実施状況の詳細（過去の高等学校調査との連携先の比較）⁶



⁶ 平成26年度及び同27年度の調査においては、「法務省（法務局、刑務所、保護観察所）」は「検察庁（検察官等）」とあわせて一つの区分としていた。また、平成26年度調査では「法科大学院生・法学部生」「消費（国民）生活センター」の選択肢を設定していなかった（「その他」として回答された）。

図表 3 3 実施状況の詳細（直近 2 回の調査との連携先の比較）⁷



○その他の具体的な内容

- ・生命保険会社・関連団体（3件）
- ・金融広報委員会・金融広報アドバイザー（3件）
- ・日本年金機構・年金事務所（2件）
- ・金融機関（2件）
- ・県の選挙管理委員会（2件）
- ・弁理士・弁理士会（2件）
- ・厚生労働省
- ・県教育委員会
- ・市役所職員
- ・社会保険労務士
- ・行政書士
- ・法学や社会学を学ぶOB・OG

⁷ 令和元年度の小学校調査においては、「法務省（法務局、刑務所、保護観察所）」は、「検察庁（検察官等）」とあわせて一つの区分としていた。

(3) 未実施の理由

外部人材との連携による法教育授業が未実施となった理由については、「連携した授業を行う時間がないから」(54.0%)の割合が最も高く、次いで「連携の準備や打ち合わせ、手続などが大変だから」(31.6%)が高い。「連携した授業を実施したかったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、連携することが難しかったから」は19.1%であった(→図表 34)。

学科別にみると、目立った差はみられない(→図表 35)。

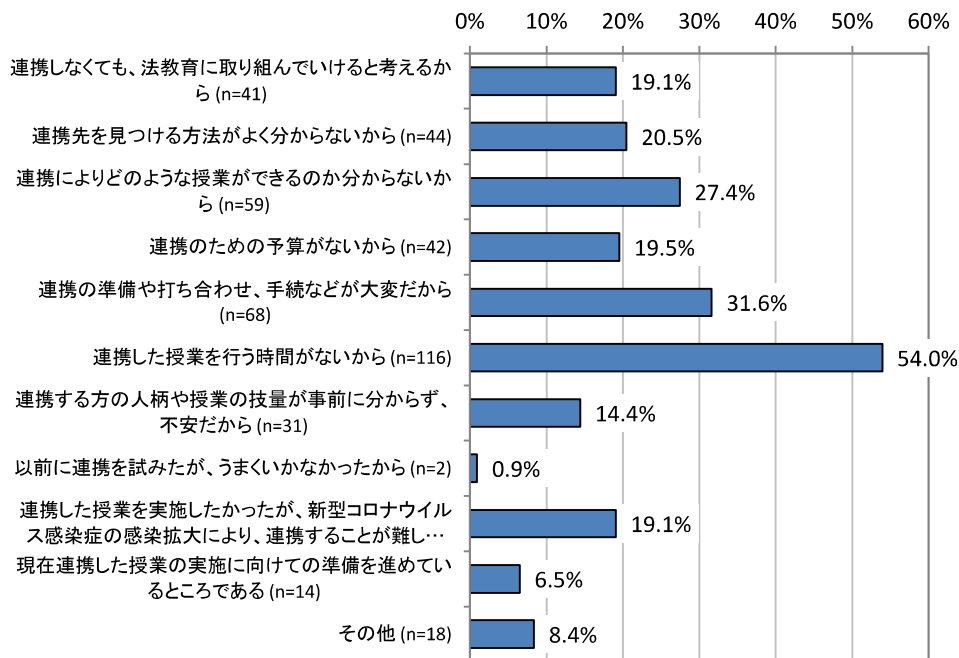
所在自治体の人口規模別にみると、人口規模が小規模であるほど「連携先を見つける方法がよくわからないから」の割合が高く、小規模自治体に立地する学校では、他の地域と比べて、連携先のマッチング等を行う需要が高いものと推察される(→図表 36)。

設置者別にみると、「公立」と「私立」においては、「私立」の方が「連携した授業を行う時間がないから」の割合がやや高い(→図表 37)。

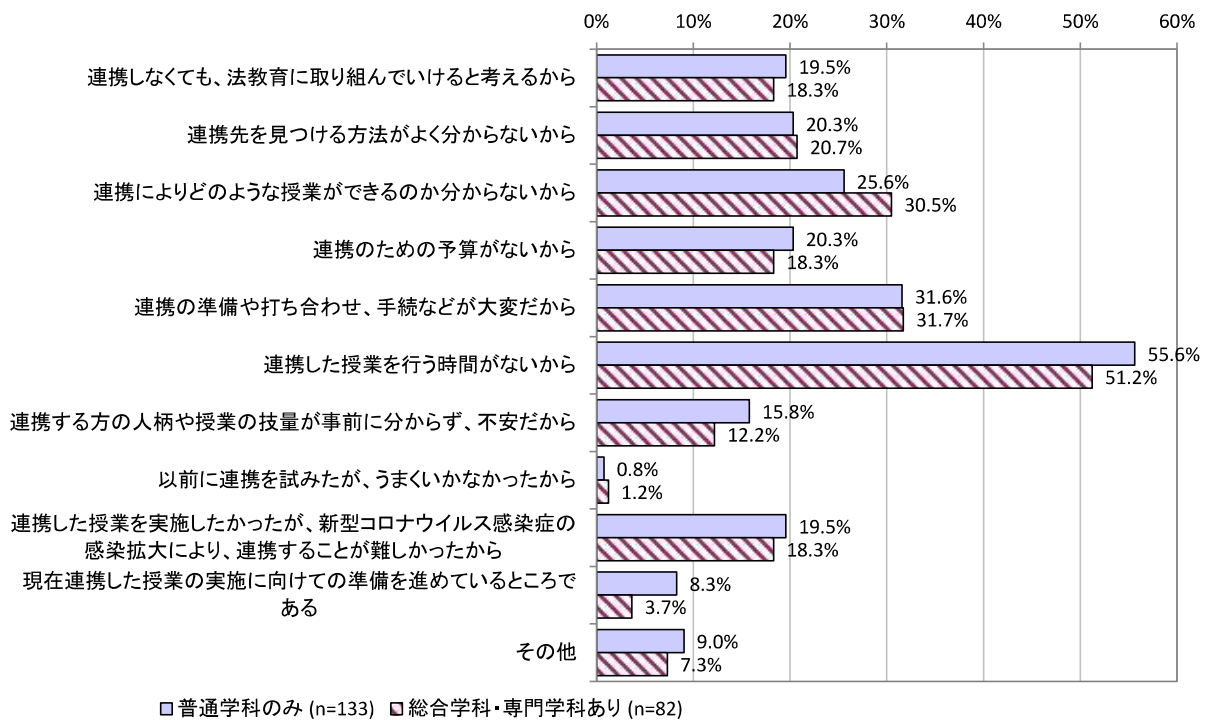
平成26年度及び同27年度の高等学校調査と比較すると、複数の選択肢を差し替えたために単純比較ができない選択肢もあるが、「連携しなくても、法教育に取り組んでいけると考えるから」及び「連携先を見つける方法がよく分からないから」について、以前の高等学校調査の時よりも今回調査の方が高い割合となっている(→図表 38)。

令和元年度の小学校調査及び同3年度の中学校調査と比較すると、小学校において「連携先を見つける方法がよく分からないから」及び「連携によりどのような授業ができるのか分からないから」の割合が特に高くなっている。また、「連携した授業を行う時間がないから」及び「連携の準備や打ち合わせ、手続などが大変だから」の割合はいずれの課程においても高い(→図表 39)。

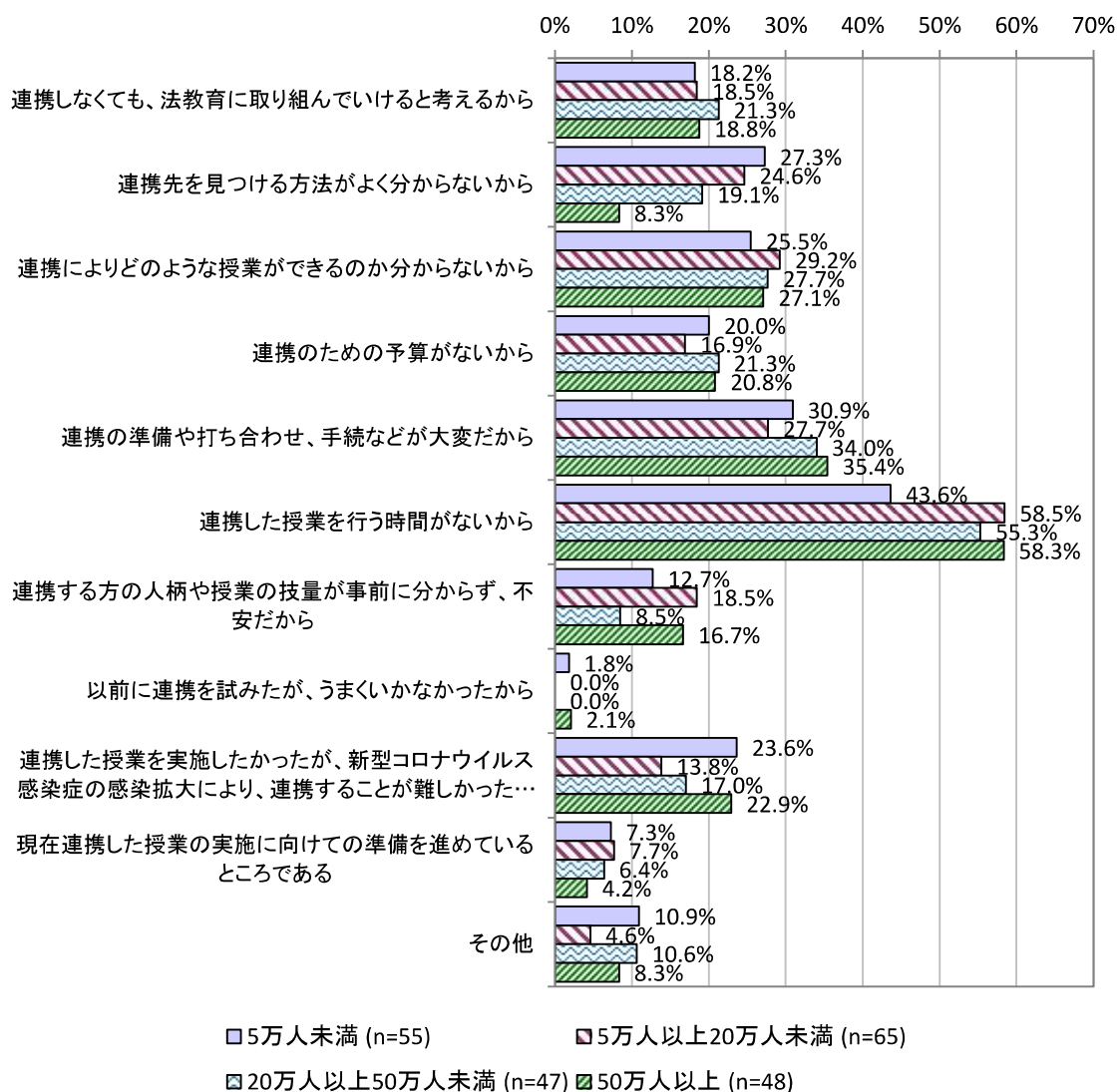
図表 3 4 連携授業が未実施となった理由



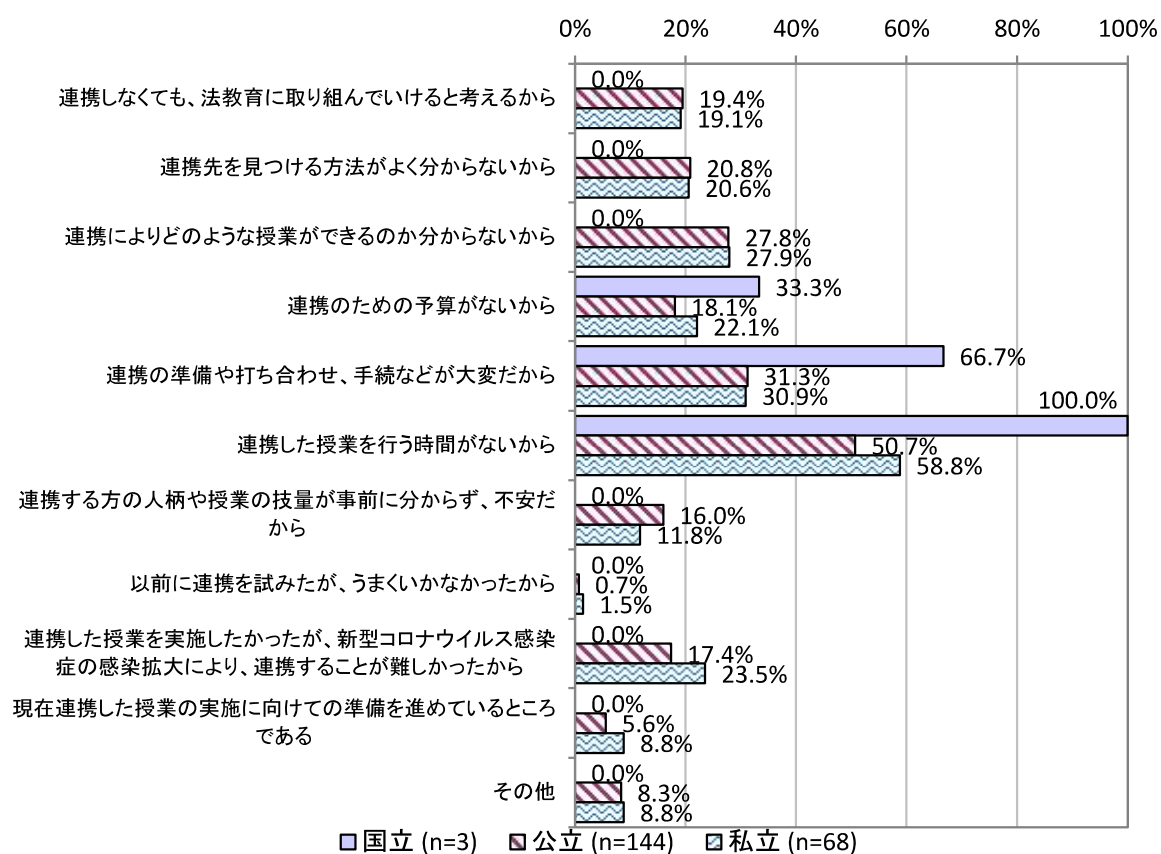
図表 3 5 連携授業が未実施となった理由（学科別）



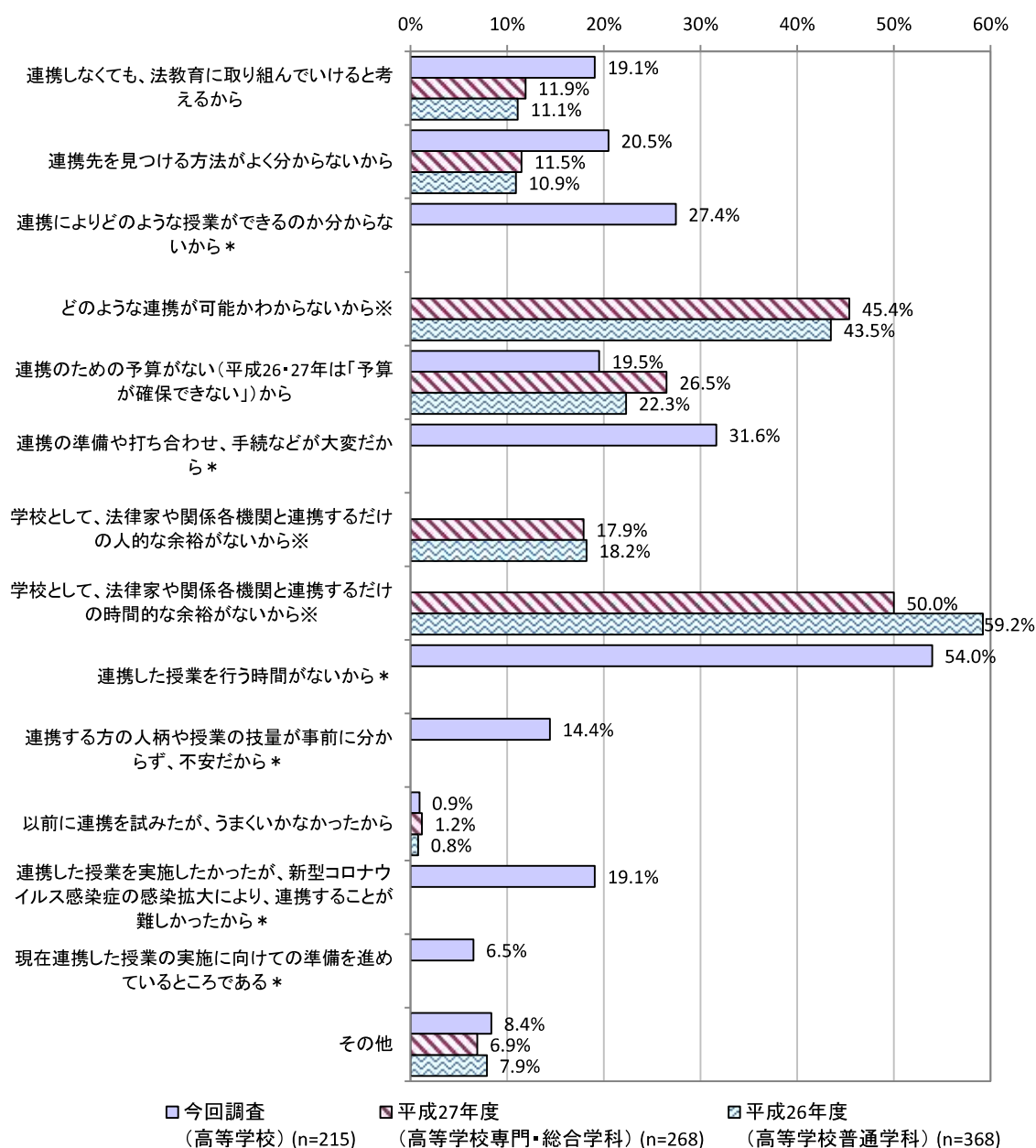
図表 3 6 連携授業が未実施となった理由（所在自治体の人口規模別）



図表 37 連携授業が未実施となった理由（設置者別）

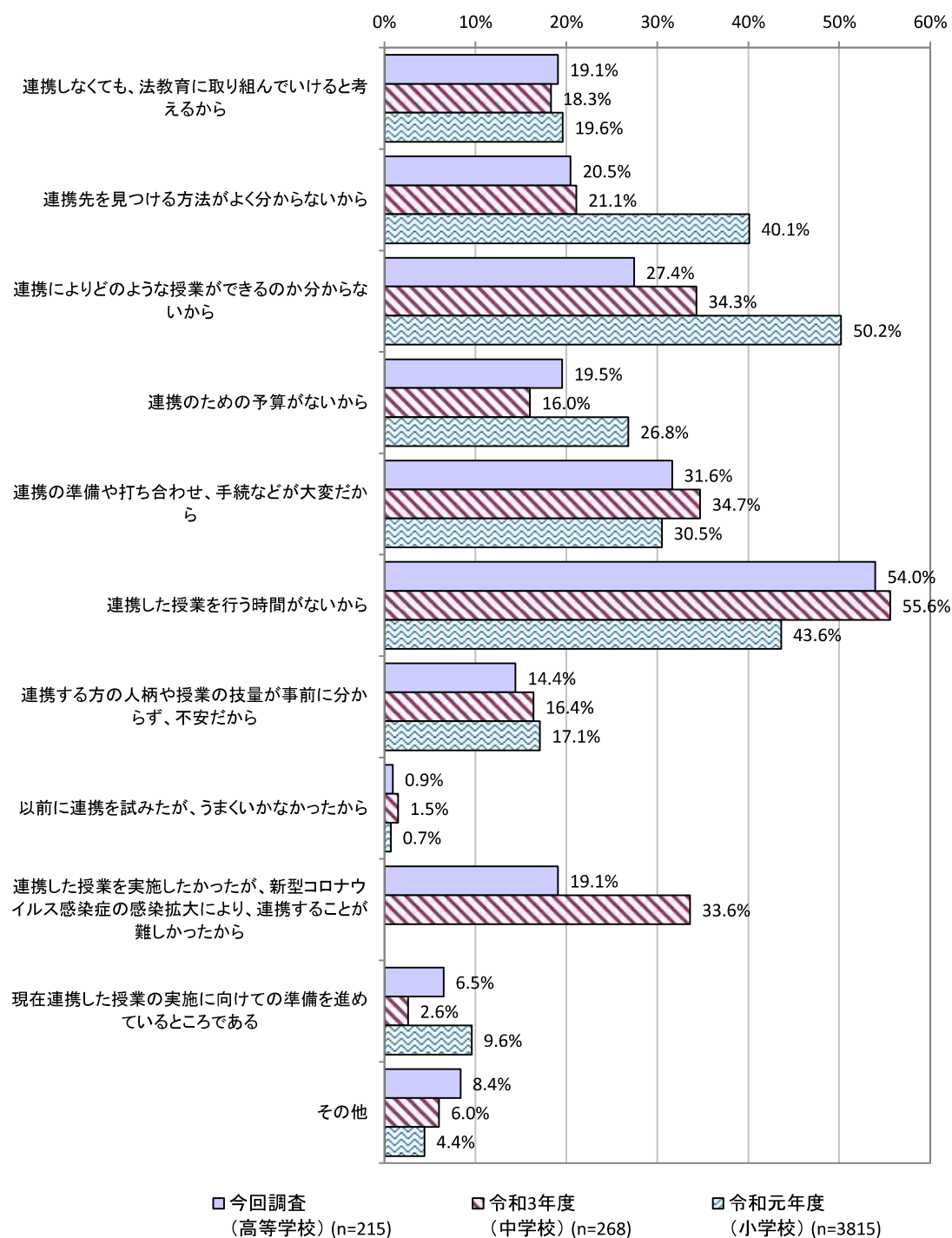


図表 38 連携授業が未実施となった理由（過去の高校対象調査との比較）⁸



⁸ 選択肢に*を付したものは、今回の調査でのみ設定した新たな選択肢である。また、※を付したものは、平成26年度及び同27年度の調査でのみ設定した選択肢である。

図表 39 連携授業が未実施となった理由（直近2回の調査との比較）⁹



⁹ 「連携した授業を実施したかったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、連携することが難しかったから」の選択肢は令和3年度の中学校調査以降で設定した。

2-4 法教育教材の使用状況等

(1) 法教育教材の利用及び認知に係る状況

回答全体では「教材を知っているが利用しなかった」の割合が54.2%と高く、次いで「教材を利用して授業を実施した」(29.6%)、「教材を知らない」(16.2%)であった(→図表40)。

学科別にみると、「総合学科・専門学科あり」は「普通学科のみ」と比べて「教材を利用して授業を実施した」の割合が高い(→図表41)。

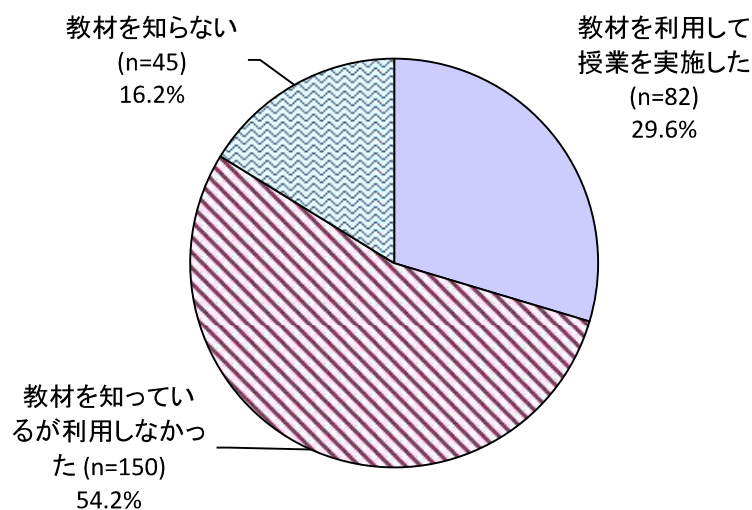
所在自治体の人口規模別にみると、「20万人以上50万人未満」において「教材を利用して授業を実施した」の割合が他に比べて低い、その他は大きな差が見受けられなかった(→図表42)。

設置者別にみると、「教材を利用して授業を実施した」の割合について、「公立」の方が「私立」よりもやや高い(→図表43)。

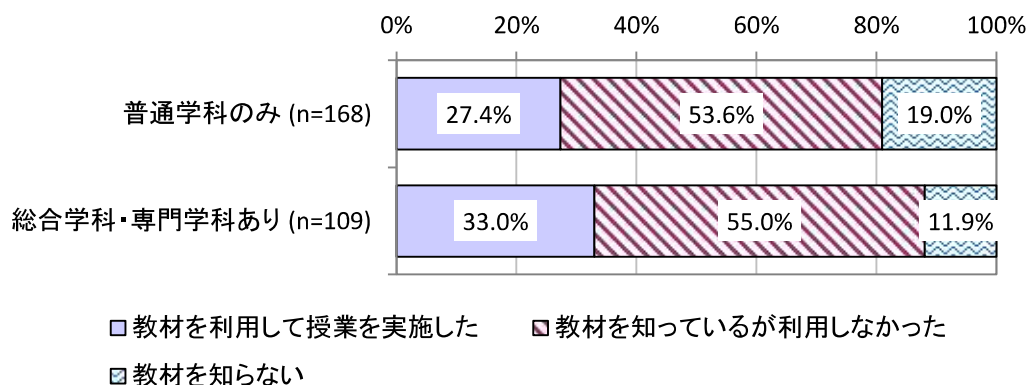
外部人材との連携授業の実施別にみると、「外部人材との連携授業実施あり」の場合「教材を利用して授業を実施した」の割合がやや高く、「教材を知らない」の割合がやや低い(→図表44)。

令和元年度の小学校調査及び同3年度の中学校調査と比較すると、今回の調査では「教材を利用して授業を実施した」の割合が特に高く、また、「教材を知らない」の割合が特に低い。小学校及び中学校に比べて、高等学校においては法教育教材がより浸透していることが推察される(→図表45)。

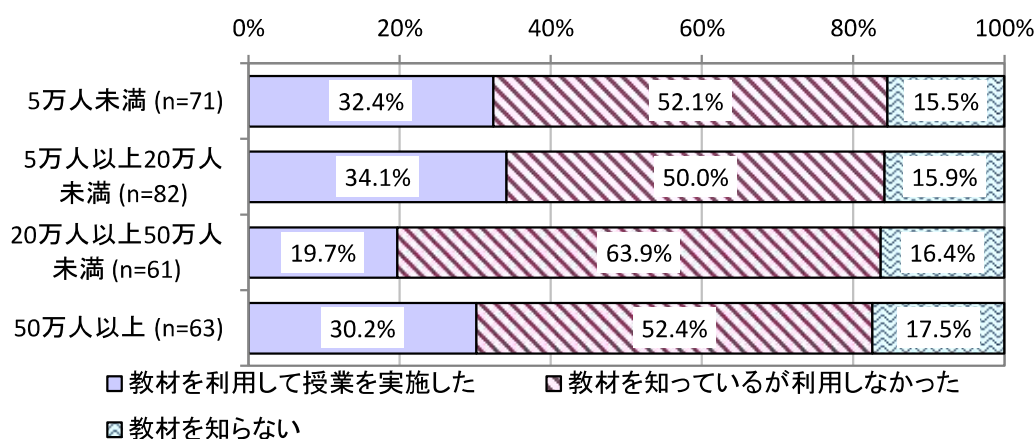
図表 40 法教育教材の利用・認知状況



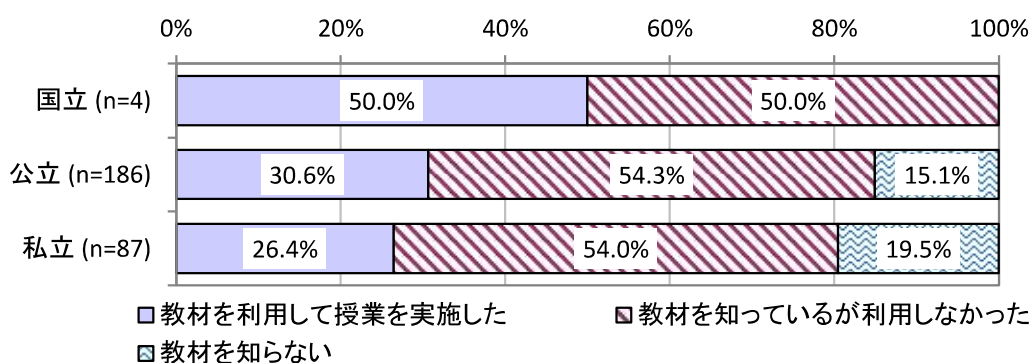
図表 4 1 法教育教材の利用・認知状況（学科別）



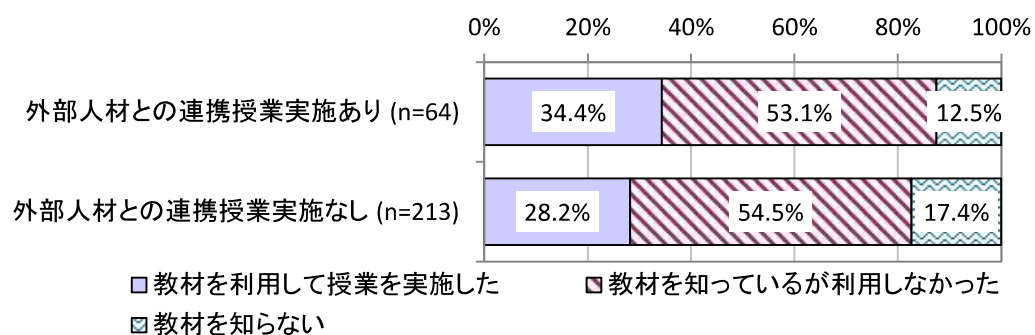
図表 4 2 法教育教材の利用・認知状況（所在自治体の人口規模別）



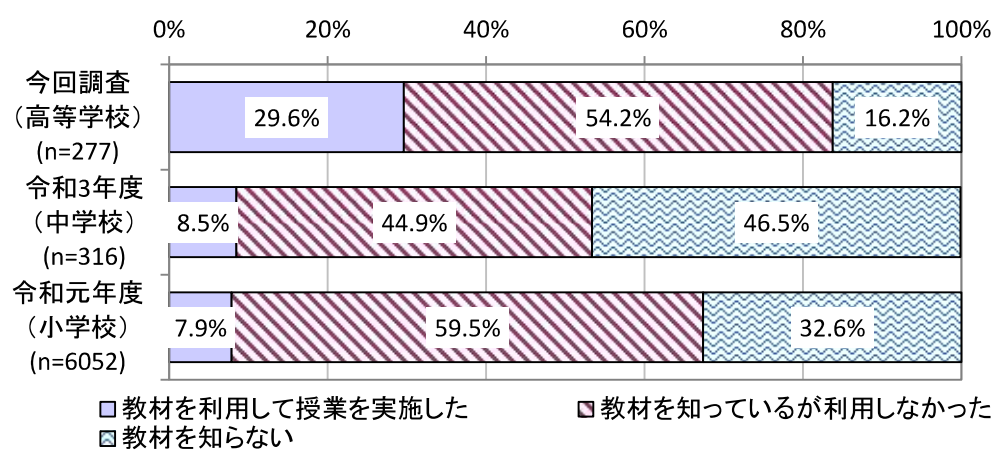
図表 4 3 法教育教材の利用・認知状況（設置者別）



図表 4 4 法教育教材の利用・認知状況（外部人材との連携授業の実施別）



図表 4 5 法教育教材の利用・認知状況（直近2回の調査との比較）

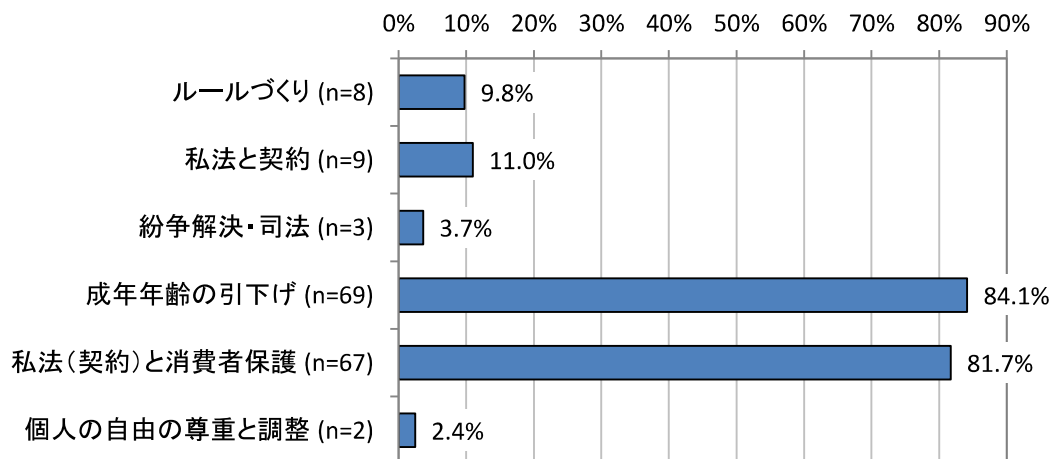


（２） 法教育教材を利用して実施した授業の題材

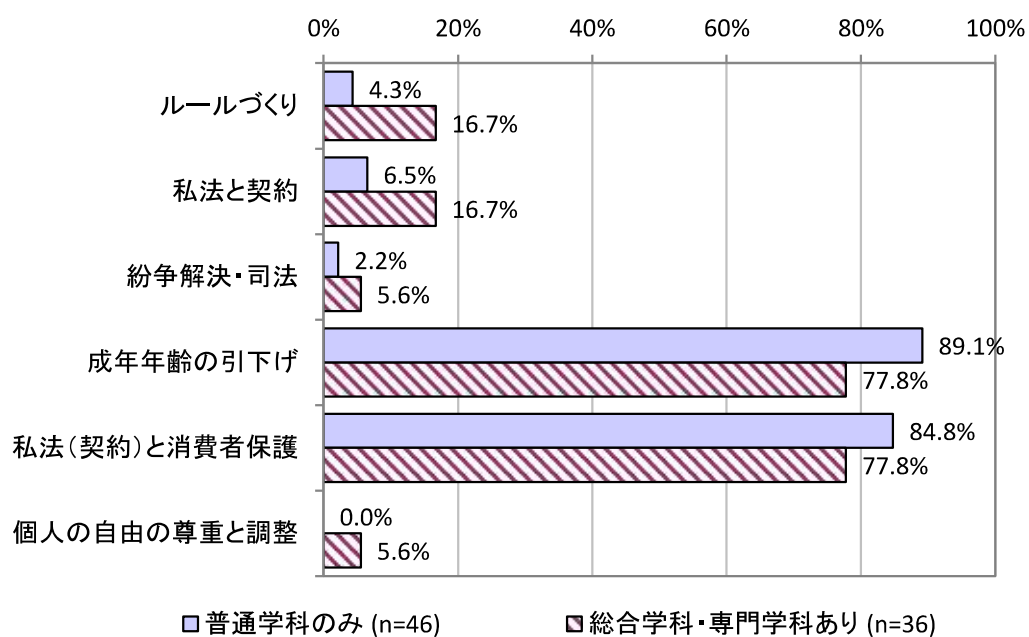
法教育教材を利用して実施した授業の題材については、「成年年齢の引下げ」及び「私法（契約）と消費者保護」の割合が特に高い（→図表 4 6）。

この傾向は、学科（→図表 4 7）や所在自治体の人口規模（→図表 4 8）の別を問わず、おおむね同様である。

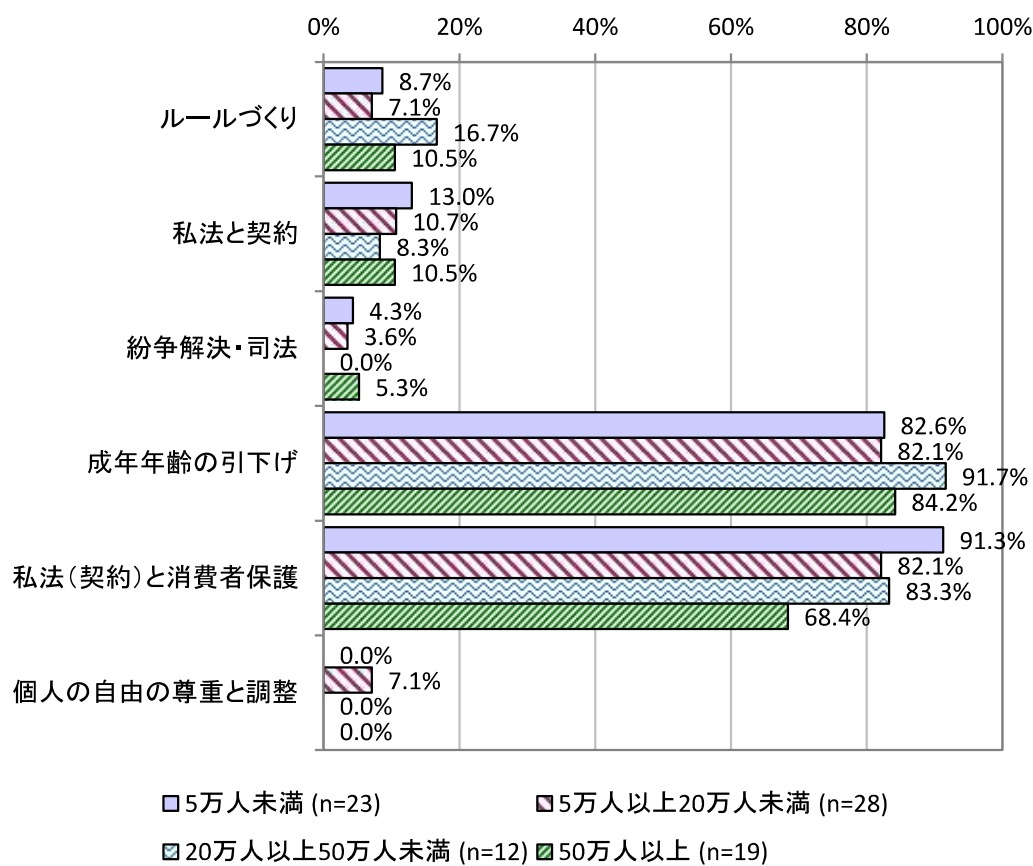
図表 4 6 法教育教材を利用した授業の題材



図表 4 7 法教育教材を利用した授業の題材（学科別）



図表 4 8 法教育教材を利用した授業の題材（所在自治体の人口規模別）



(3) 法教育教材を利用して授業を実施しなかった理由

回答全体では、「このような授業を行う時数の余裕がないから」(60.7%)の割合が最も高く、次いで「既存の指導書や教科書等で授業を実施することができるから」(39.3%)、「このような授業を行うための準備の負担が重いから」(19.3%)と続いた(→図表 49)。

学科別にみると、「普通学科のみ」と比べて、「総合学科・専門学科あり」では「既存の指導書や教科書等で授業を実施することができるから」(50.0%)や「このような授業を行うための準備の負担が重いから」(28.3%)の割合が高かった(→図表 50)。

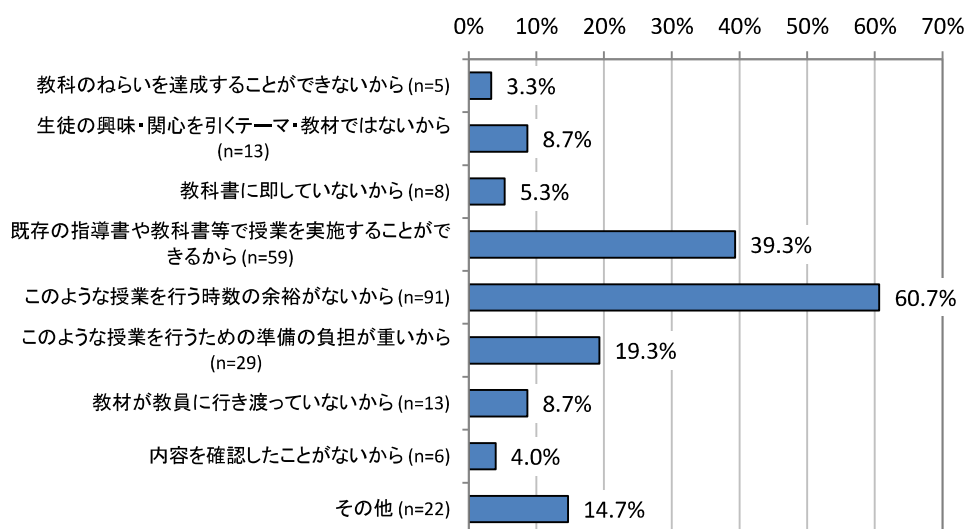
所在自治体の人口規模別にみると、「既存の指導書や教科書等で授業を実施することができるから」は、規模の大きい自治体はおおむね割合が高い(→図表 51)。

設置者別にみると、「公立」に比べて、「私立」で「このような授業を行う時数の余裕がないから」の割合が高い(→図表 52)。

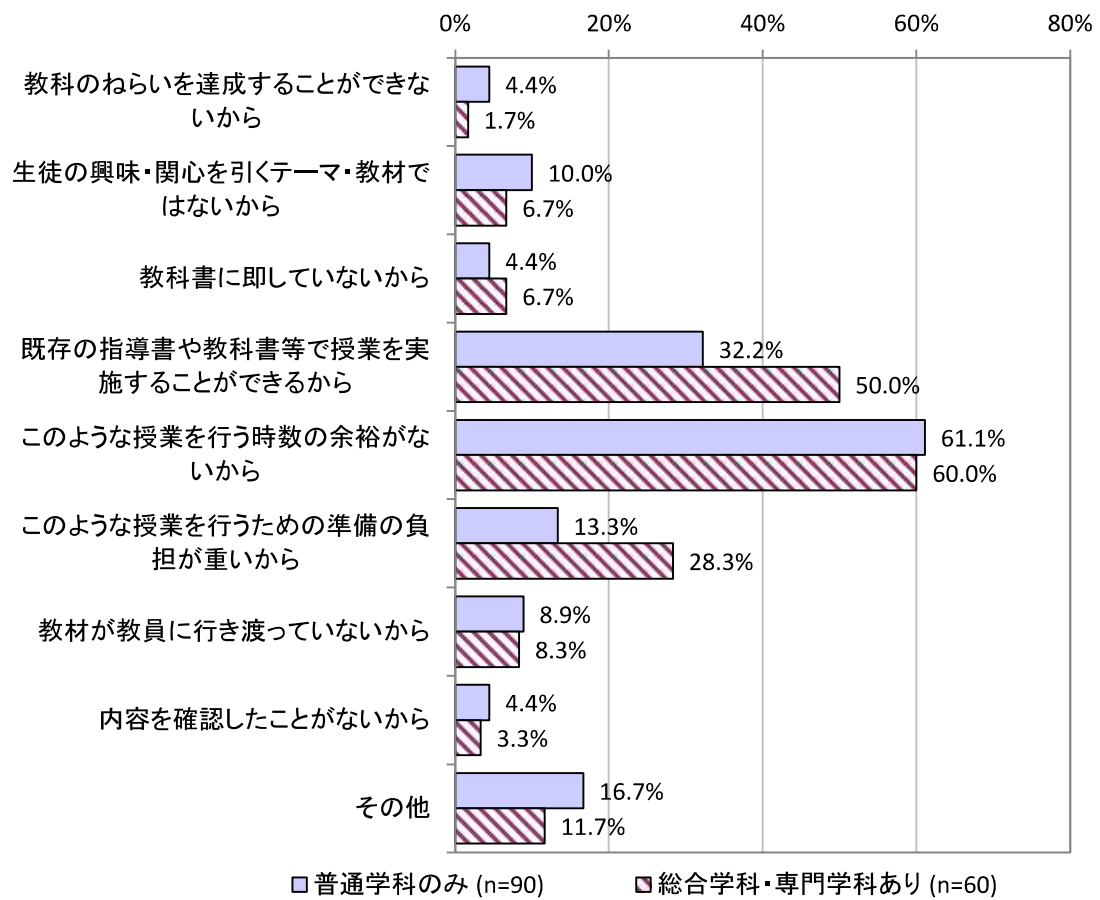
外部人材との連携授業の実施別にみると、「外部人材との連携授業実施あり」の場合、「このような授業を行うための準備の負担が重い」の割合が「外部人材との連携授業実施なし」と比較して高く(→図表 53)、授業準備の負担の重さを理由として、教材を利用せずに外部人材と連携した授業を行っていることが推察できる。

令和元年度の小学校調査及び同3年度の中学校調査と比較すると、今回の調査では「教材が教員に行き渡っていないから」、「内容を確認したことがないから」、「教科書に即していないから」は割合が低く、高校生向けの法教育教材が小学校、中学校と比較してより浸透していることが推察される。他方で、「このような授業を行う時数の余裕がないから」の割合が最も高いことは、小学校、中学校と共通している(→図表 54)。

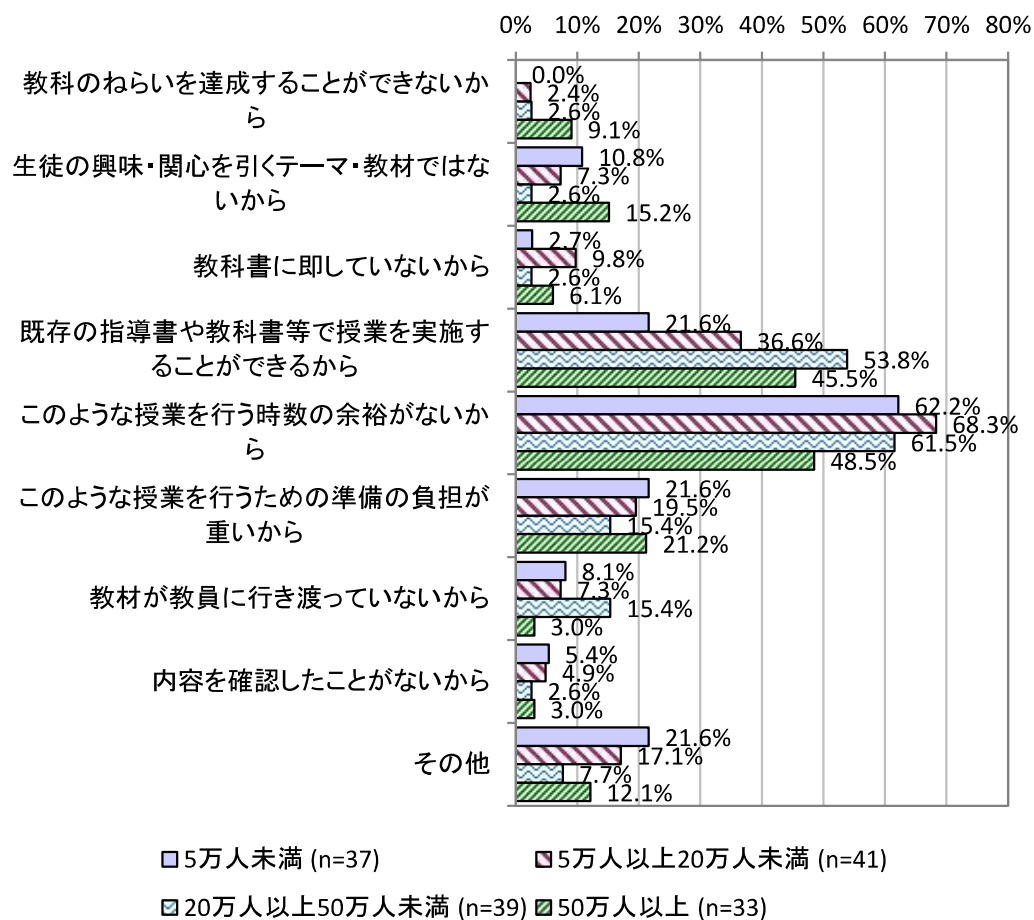
図表 49 法教育教材の未利用理由



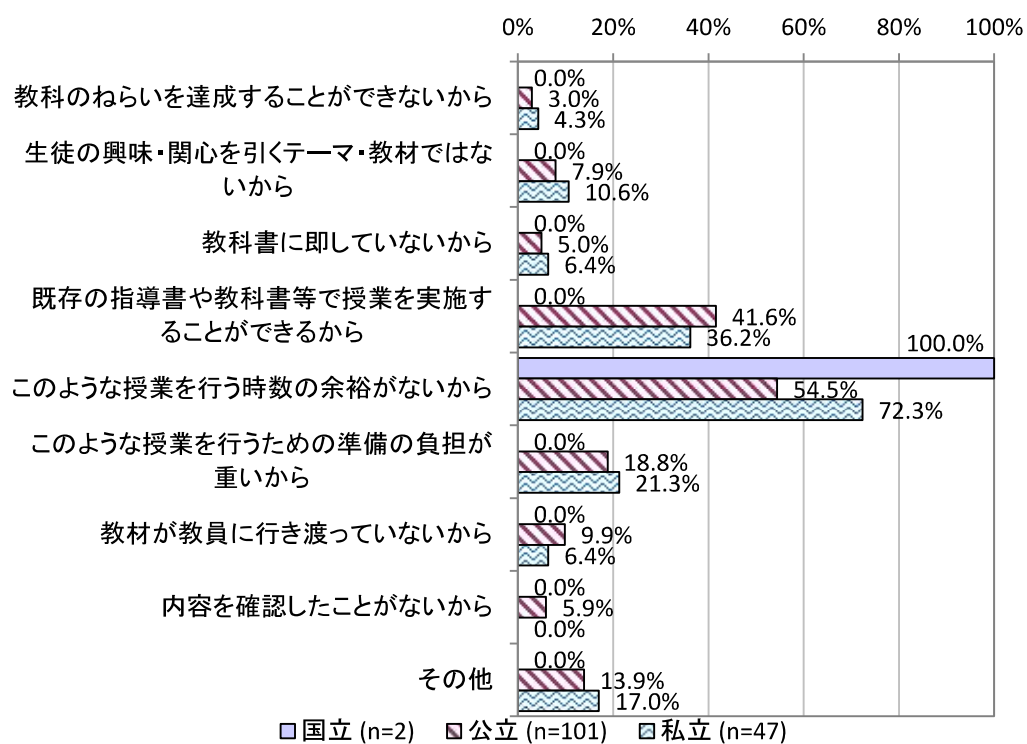
図表 50 法教育教材の未利用理由（学科別）



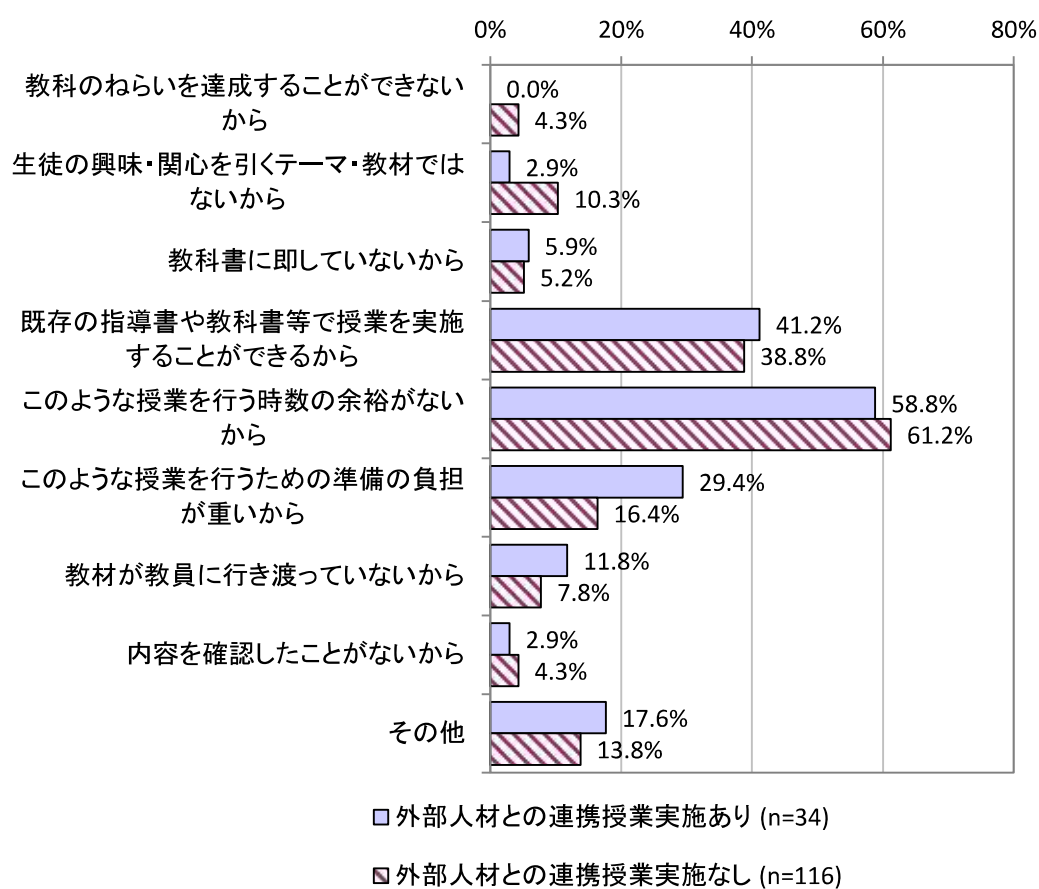
図表 5 1 法教育教材の未利用理由（所在自治体の人口規模別）



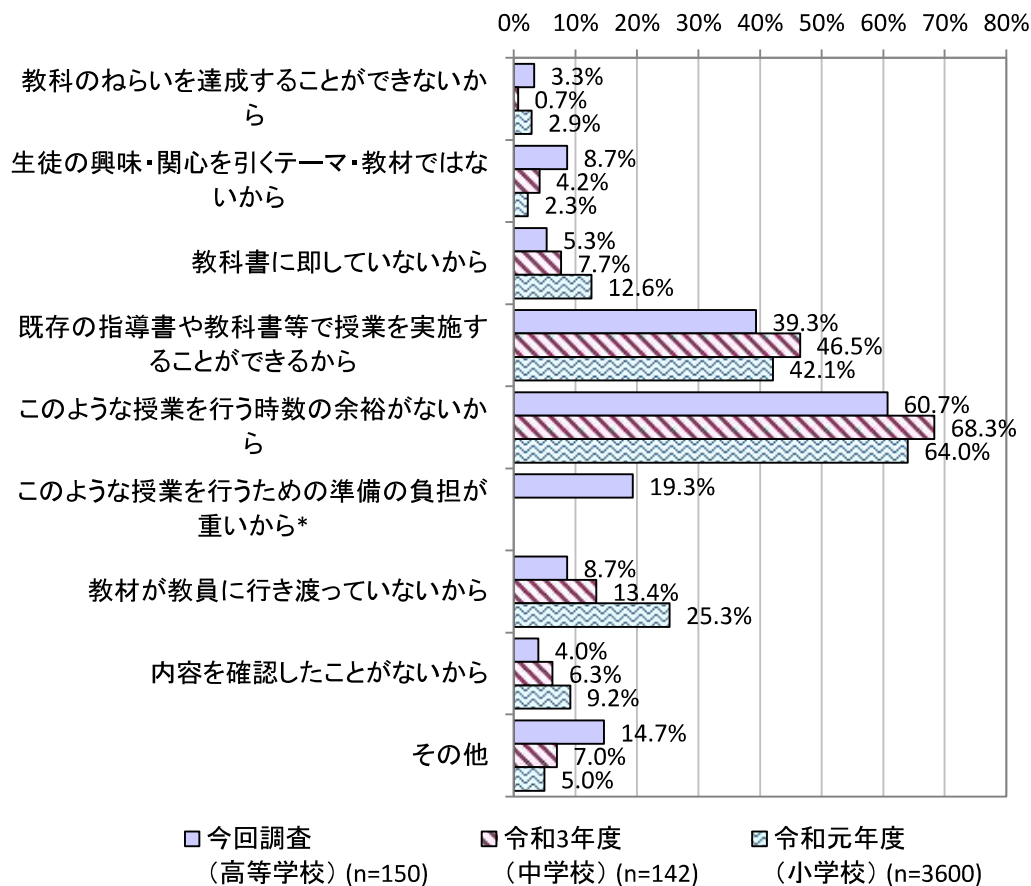
図表 5 2 法教育教材の未利用理由（設置者別）



図表 5 3 法教育教材の未利用理由（外部人材との連携授業の実施別）



図表 5 4 法教育教材の未利用理由（直近2回の調査との比較）¹⁰



○「その他」の具体的な内容について

○授業では未利用であるが配布した

- ・SHR¹¹等で配布し、説明した。（2件）
- ・授業では使用しなかったが2～3年生の生徒に配付した。

○時期が合わなかった

- ・実施したい時期よりもかなり前に送られてきて、タイミングを逸した。（2件）
- ・新課程への移行期間であり、次年度から「公共」が高校2年に設定されているため、今年度は機会が無かった。

○他の資料の活用

- ・教員が自作の資料を用いて授業を展開した。（3件）
- ・同等の内容の他のリーフレットを使用した。（2件）
- ・外部人材が用意した、実施内容に相当する別の教材を活用した。

¹⁰ 選択肢に*を付したものは、今回の調査でのみ設定した新たな選択肢である。

¹¹ ショート・ホームルームの略。授業開始前や終了後に実施する短時間のホームルームを指す。

（４） 今後作成する法教育教材に関する要望等

今後、法務省（法教育推進協議会）が法教育教材を作成するに当たっての要望等について、以下のような自由回答が得られた。

○動画や電子媒体の資料について

- ・動画教材の方が生徒はイメージしやすい。（５件）
- ・本校は紙媒体の使用を極力控える方針である。タブレットやパソコンを授業で使用しているので、データ形式で利用できるものだとありがたい。
- ・授業中に使用できるスライド資料など、写真や動画が用意されているとありがたい。
- ・動画ではチャプター（章立て）ごとに振りかえりのできる「まとめ（point）」があるとうれしい。
- ・グループワークができるものが望ましい。その際、動画はがあると進行しやすい。

○紙媒体について（ただし、いずれも電子的な資料との組み合わせを想定）

- ・冊子やリーフレットについては、生徒が主体的に取り組めるきっかけとなるような、ワークシートや身近な事例を使ってもらえるとありがたい。
- ・動画教材に加え、関連するワークシートがあると活用しやすい。

○分量について

- ・動画は効果的なツールの一つだと思う。もし作成いただけるのであれば、生徒の視聴後の活動時間の確保を考えると、１０～１５分程度の動画が効果的かと思う。
- ・「授業１コマ」の考え方として、生徒がルール等の理解や発言に時間がかかることを想定しているのか。多くの教材で「５０分」等とされているものは、すべてスムーズに進んだ場合で考えられており、実際に行ってみると時間が足りずに最後までできなかったということが多かった。実質３５～４０分程度で組んでいただけるとよい。

○教材の加工について

- ・現場の教員が生徒の実態に合わせて、編集等ができるようにして欲しい。
- ・「模擬裁判」に関わらず、法教育に資する、現場で投げ込み教材として使えるものを提供してもらおうと使ってもらえると思う。

○内容について

（成年年齢引き下げとの関係）

- ・１８歳成人に伴う様々なトラブルを再現した動画ＤＶＤなどを活用したい。また、今までの裁判員裁判でのトラブルなどのパンフなどがあってもよいと思う。
- ・成人年齢引き下げに伴い、高校生でも裁判員になり得るケースがあることをふまえた教材をお願いしたい。

(個別教科との関係)

・法教育の重要性は認識しているが、金融教育、財政教育、租税教育、消費者教育等の様々な内容が学校に求められているため、教科書の記述と全くかけ離れたものは使いにくい。教科書の記述内容に沿って、その内容の発展的なものやもっと詳しいものなど教科書記述と関連させてあるとよいと思う。

・公民科、家庭科など教科別に作成してほしい。

(上記以外)

・過去の判例（量刑）を具体的に掲載すると、より具体性が出て生徒への訴求力が上がると思う。

・刑事、民事、行政といった裁判の種類や裁判員裁判とそうでは無い裁判との違い、検察審査会など時事に絡めた教材があれば助かる。

・特別活動のホームルーム活動にて、模擬裁判が体験出来る教材があれば、利用を検討したい。

○その他

・配布時期を年度の早い時にしていただけると、内容を精査して授業に活用しやすい。

・PBL¹²型授業に対応していることが望ましい。

・一方的なものでなく、クイズ形式で生徒が回答できるものがあるとよい。

・教科担当の教員が一律に評価できるルーブリックを極力明確に示していただけるとよい。

・東京都から配られるパンフレット類と内容が重なっていると、無駄を感じる。

・各校から寄せられた要望や意見、実践例など現場の声が取り上げられているのかどうか、わかる資料やデータを随時、示すべき。

・行政から配布される教材は、関心を惹こうとするあまり、絵や動画に子どもっぽさを感じる。現役の高校生から募集した方がよいのではないかな。

・生徒の中には、教員に申告していない、申告できない犯罪被害者本人、犯罪被害者の家族や関係者、あるいは、犯罪加害者の家族や関係者、犯罪関係者という場合があります。模擬裁判によってフラッシュバックし、つらく、苦しい思いをする生徒が出る恐れも無きにしも非ずかと思う。「つらく、苦しくなった場合は教員に申し出ましょう」のような一文、アナウンスをお願いしたい。また、ジェンダーへの配慮を願いたい。

¹² Project Based Learning の略。生徒が自ら問題を見つけ、さらにその問題を自ら解決する能力の育成を目指す、課題解決型学習を指す。

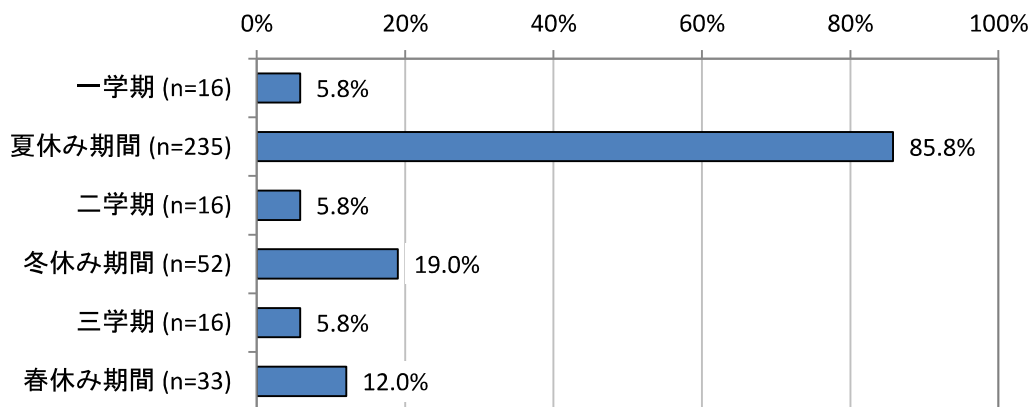
2-5 教員向けの研修

(1) 開催時期

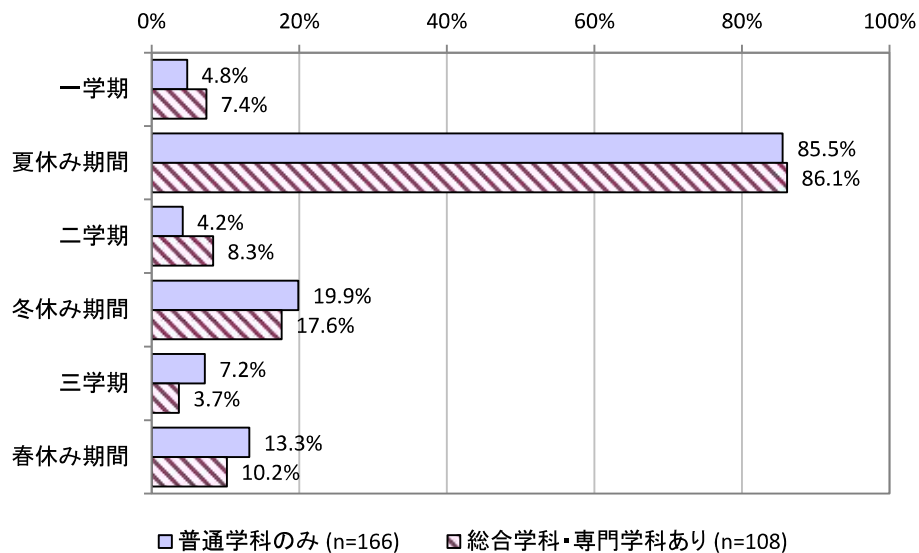
教員向け研修に参加可能な時期については、回答の多くが「夏休み期間」(85.8%)に集中し、次いで「冬休み期間」(19.0%)の割合が高い(→図表 55)。

この傾向は、学科(→図表 56)、所在自治体の人口規模(→図表 57)、設置者(→図表 58)、教員数(→図表 59)の別を問わず、おおむね同様である。

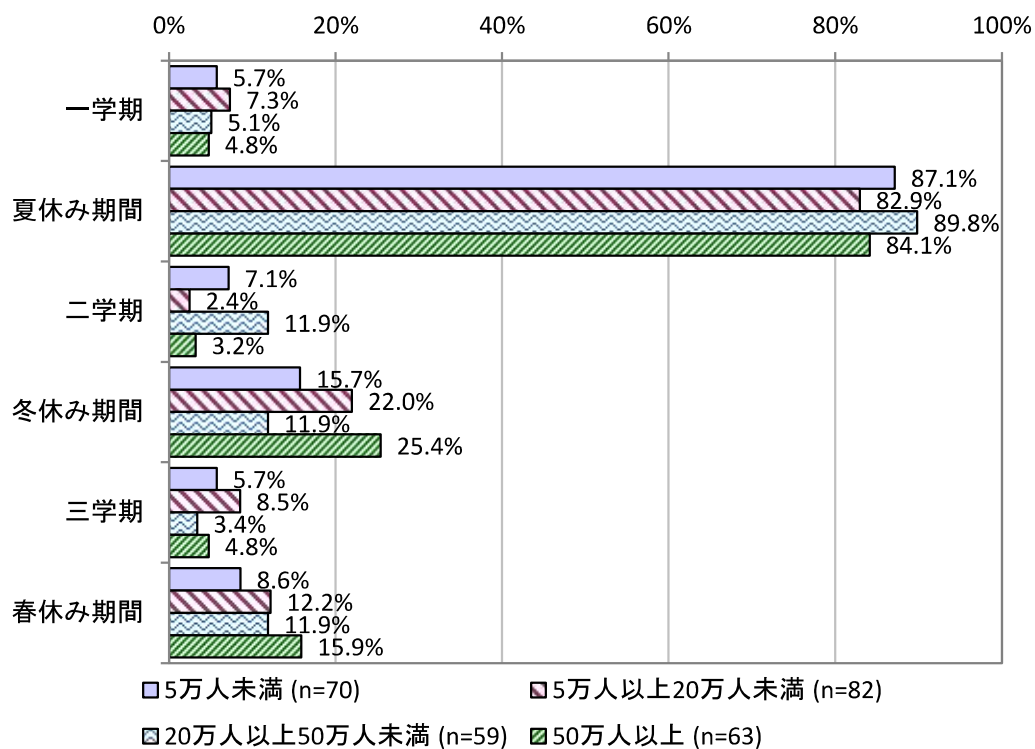
図表 55 教員向け研修に参加可能な時期



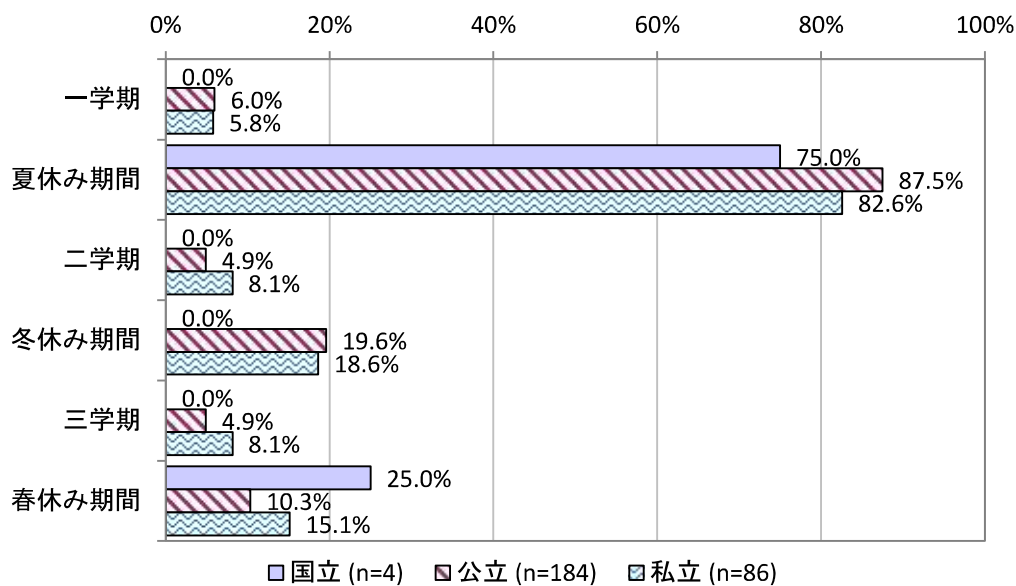
図表 56 教員向け研修に参加可能な時期 (学科別)



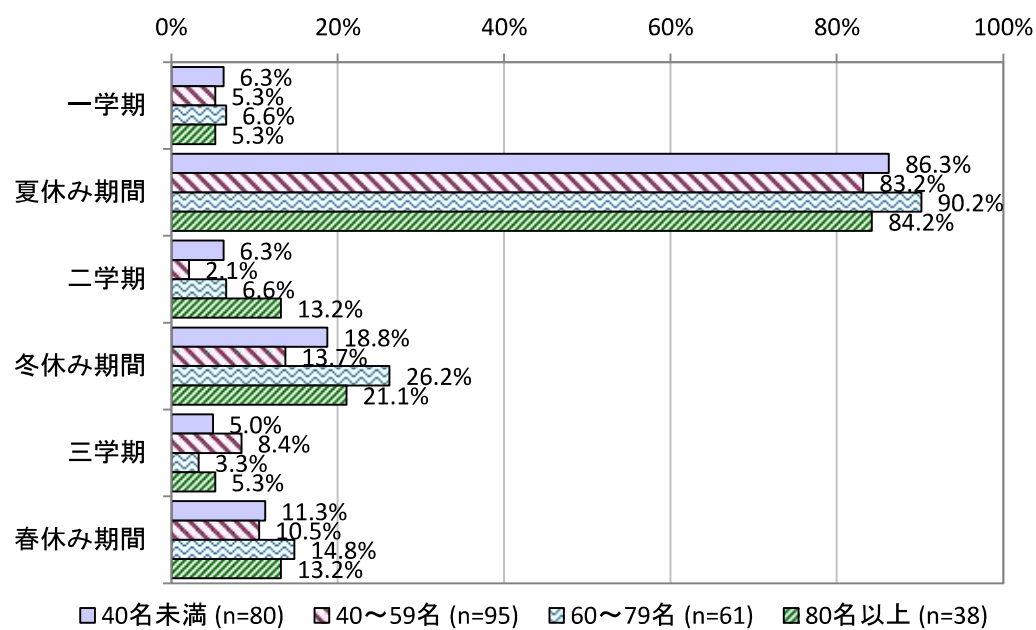
図表 5 7 教員向け研修に参加可能な時期（所在自治体の人口規模別）



図表 5 8 教員向け研修に参加可能な時期（設置者別）



図表 5 9 教員向け研修に参加可能な時期（教員数別）



○開催時期に係る回答を選択した具体的な理由について

多くの回答は、長期にわたり授業がなく調整がしやすい等の理由で「夏休み期間」が挙げられていたため、「夏休み期間」以外の回答につき、選択理由の自由回答例を示す。

○一学期

- ・年度末になるにつれて参加する余裕がなくなるため（夏休み期間、二学期も選択。2件）。
- ・2学期は学校行事が多く、3学期は授業日数が少ないため（2件）。
- ・学年の始めに行い周知する必要があるため。
- ・研修を受ける余裕がある時期である（夏休み・冬休み・春休み期間も選択）。
- ・長期休業中は日程が合いにくいいため。
- ・政治的分野を学ぶ時期との関連性が高いタイミングで参加し、すぐに生かせる方が良い（二学期も選択）。

○二学期

- ・授業時間数に余裕が持てそうだから。
- ・年度当初や年度末は多忙だから（夏休みも選択）。
- ・定期考査期間中に時間が確保しやすく、年度初め、年度末でない時期の方が業務も集中しない。
- ・公共の授業時間での予定を考えた場合に妥当である。
- ・3学年以外はこの時期が時間を確保しやすい。

○冬休み期間

- ・年始の冬季講習期間後、わずかな期間ではあるが時間が確保できそうである。

○三学期

- ・次年度に向けた計画を立てやすいため（春休み期間も選択）。
- ・校内業務に余裕が出やすいため（同様回答多数。特に、3年生の授業がないことを挙げる回答がみられる）。
- ・部活動がオフシーズンであるため。
- ・夏休みは参加しやすい。三学期は次年度へ向けた計画を立てるうえで効果的（夏休み期間も選択）。

○春休み期間

- ・学校は授業のある期間は忙しく、夏休みは部活動の大会、冬休み期間は私立高校の入試日程となるので不可能なので、夏、春の休み期間が妥当である。ただし春休みは公立高校における人事異動の時期という問題がある。
- ・次年度に向けた準備という点では春休み期間が良い。

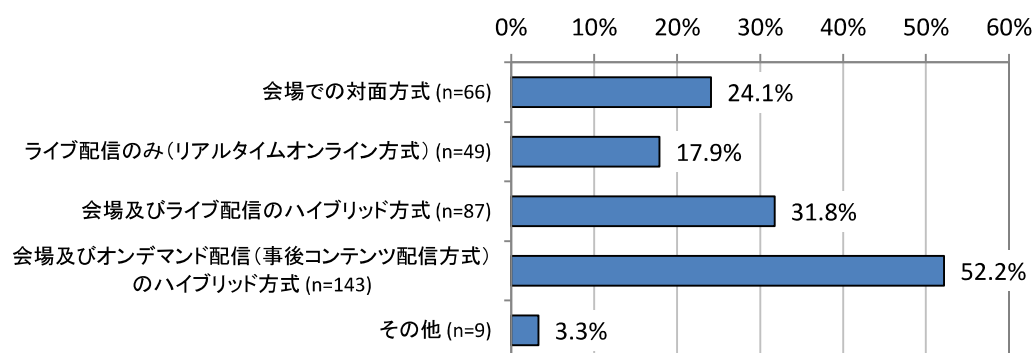
(2) 開催形式

教員向け研修の開催形式については、全体として「会場及びオンデマンド配信（事後コンテンツ配信方式）のハイブリッド方式」（52.2%）の割合が最も高い（→図表 60）。

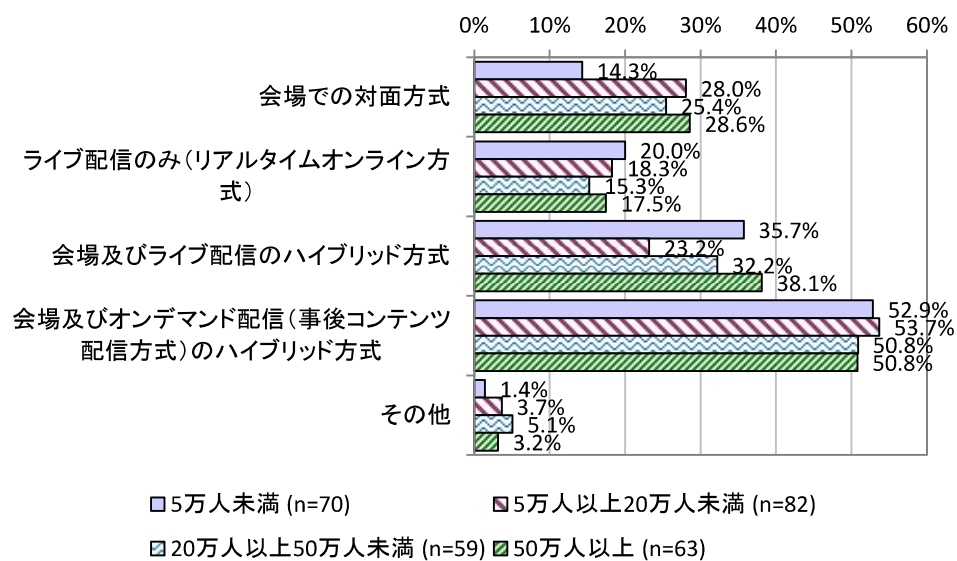
この傾向は、所在自治体の人口規模別にみた場合も同様であるが、人口規模の最も小さい「5万人未満」では「会場での対面方式」の割合は14.3%に留まり、他の規模区分の場合に比べ特に低い（→図表 61）。

教員数別にみると、全体の傾向と大きな差はない（→図表 62）。

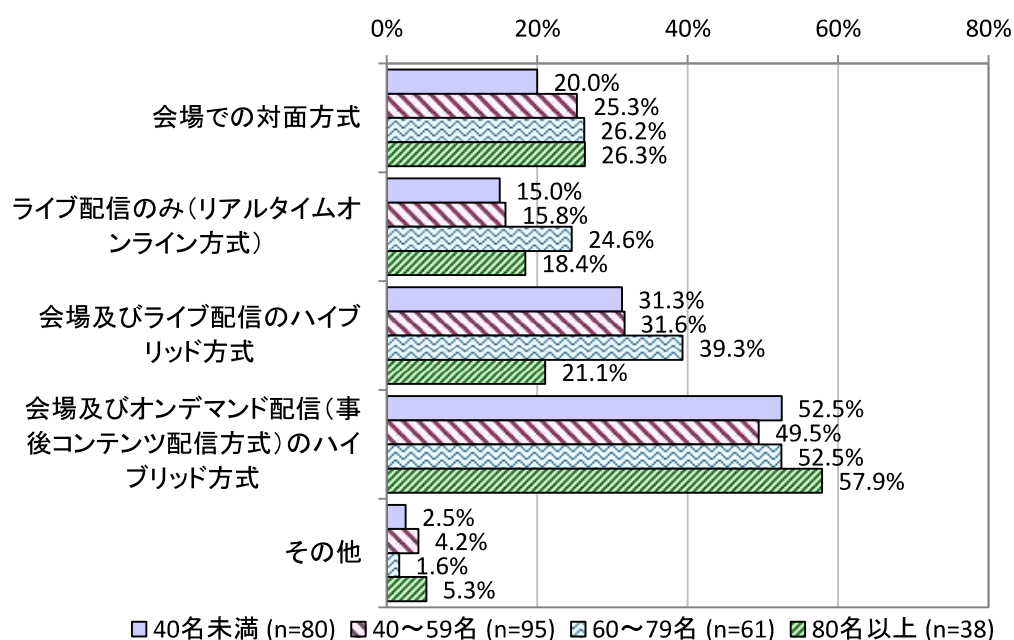
図表 60 教員向け研修に参加可能な開催方式



図表 61 教員向け研修に参加可能な開催方式（所在自治体の人口規模別）



図表 6 2 教員向け研修に参加可能な開催方式（教員数別）



○開催方式に係る回答を選択した具体的な理由について

最も回答が多い「会場およびオンデマンド配信（事後コンテンツ配信方式）のハイブリッド方式」については、時間的・地理的な制約がないことや、複数の教員（全教員との意見もみられた。）での視聴に適している等の回答が多数であった。

以下には、上記以外の各選択肢の回答につき、選択理由の自由回答例を示す。

○会場での対面方式

- ・対面の方が、理解が高まるから。（5件）
- ・実際に聞いて、質問などできるから。（4件）
- ・オンライン形式になじめないから。
- ・内容によって、対面式とライブ配信を選択したい（ライブ配信・リアルタイムオンライン方式も選択）。
- ・対面の方が質問しやすく、他校の先生方と情報交換できる。また、ライブ配信により研修機会の拡充となるため（会場及びライブ配信のハイブリッド形式も選択）。
- ・配信での研修は、伝わりにくい。
- ・対面形式であれば会場までの交通費などの負担もあるが、オンラインでの実施であれば容易に参加できる。一方で、オンライン形式の研修での効果についても十分でない部分も感じられる。理想ではあるが、夏期休業中などに主要都市にて対面形式による実施が最も好ましい。

○ライブ配信のみ（リアルタイムオンライン方式）

- ・会場への移動の必要がなく、容易に参加できるため（同様回答多数）。
- ・新型コロナ対策のため（同様回答多数）。
- ・対面よりは教員の当日の勤務状況に合わせやすい。
- ・業務の合間にライブ配信の講演が聞ける。

○会場及びライブ配信のハイブリッド方式（いずれも同様回答多数）

- ・現地に行かずともセミナーに参加できれば敷居が広がる。
- ・内容や場所によって選択できる。
- ・リアルタイムで質疑に参加する方が理解が深まるが、研修場所次第では参加しづらいため。
- ・対面のほうが、話がよく伝わるが、対面形式に参加できない場合も、配信で受講できるため。
- ・会場での対面方式の方が学びは深まると思うが、学校諸活動の都合により、当日の出張が困難となる場合もあるため、ライブ配信と並行していただければ幸いである。

2-6 法教育を取り巻く状況の変化

(1) 成年年齢の引下げ

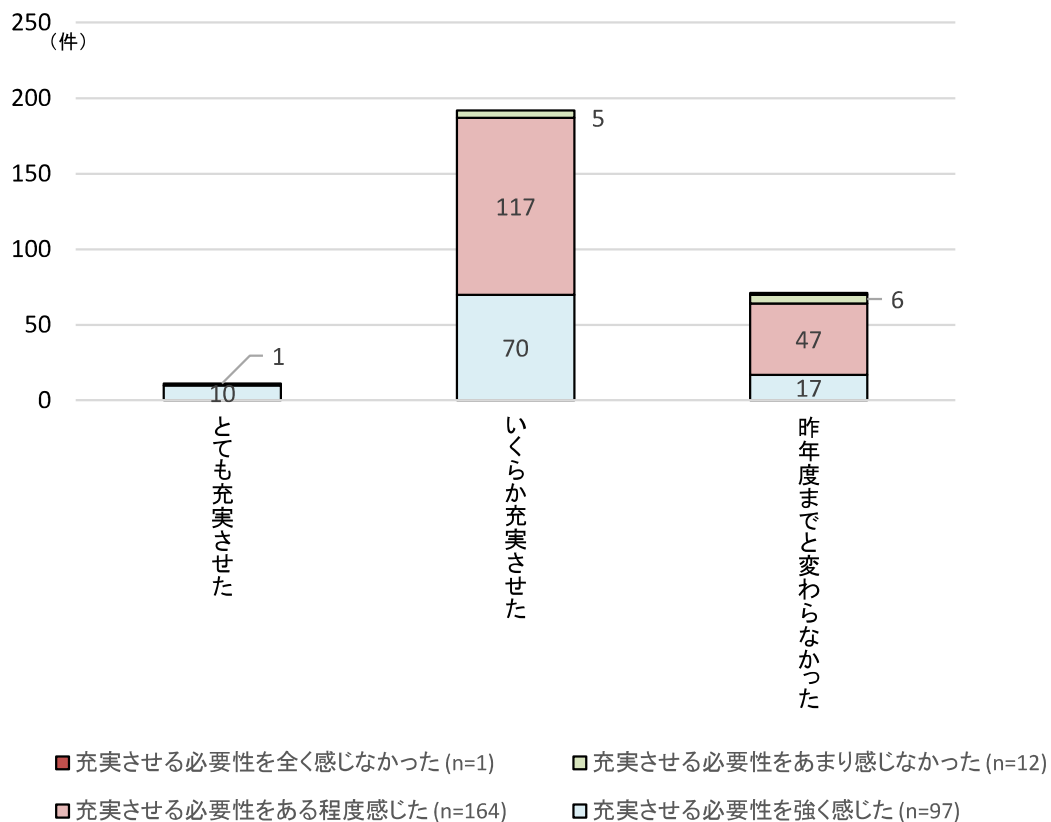
成年年齢の引下げに伴う法教育授業の充実の必要性については、「充実させる必要性をある程度感じた」(59.9%)の割合が最も高く、次いで「充実させる必要性を強く感じた」(35.4%)であり、両者で95.3%を占めた。また、年間指導計画における法教育授業の充実の状況について、「いくらか充実させた」(70.3%)の割合が最も高い一方で、「昨年度までと変わらなかった」(26.6%)の割合も高く、必要性に比して実際の充実状況が追いついていないことが推察される(→図表 6 3)。

外部人材との連携授業の実施別にみると、「外部人材との連携授業実施あり」の場合は「とても充実させた」(6.3%)及び「いくらか充実させた」(79.7%)の割合を合わせて86.0%となり、「外部人材との連携授業実施なし」(合わせて70.4%)と比べて、法教育授業の充実が図られていることが推察できる(→図表 6 4)。

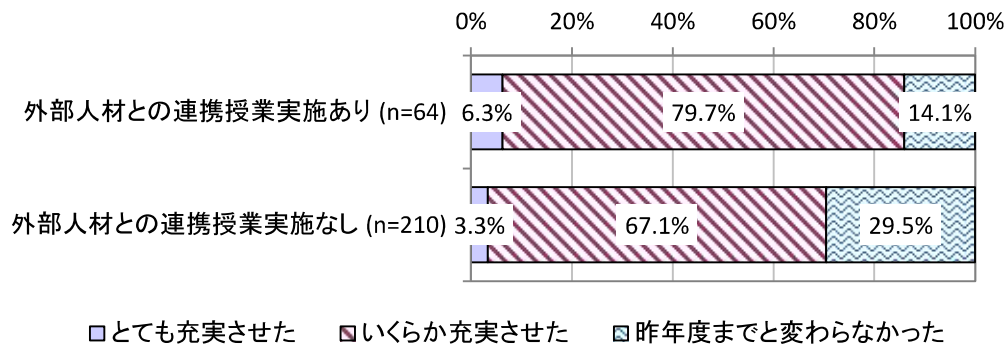
所在自治体の人口規模別にみると、回答傾向に大きな差はみられない(→図表 6 5)。

設置者別にみると、「私立」と比べて「公立」で「いくらか充実させた」の回答割合が高い(→図表 6 6)。

図表 6 3 成年年齢の引下げに伴う法教育授業の充実



図表 6 4 成年年齢の引下げに伴う法教育授業の充実
(外部人材との連携授業の実施別)



図表 6 5 成年年齢引下げに伴う法教育授業の充実 (所在自治体の人口規模別)

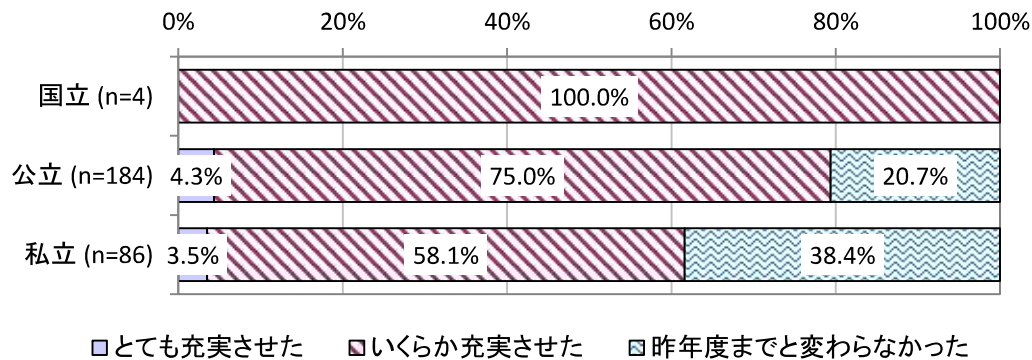
人口規模5万人未満	小計	とても充実させた	いづれか充実させた	昨年度までと変わらなかった
小計	70	4	49	17
	(100.0%)	(5.7%)	(70.0%)	(24.3%)
充実させる必要性を強く感じた	26	3	17	6
	(100.0%)	(11.5%)	(65.4%)	(23.1%)
充実させる必要性をある程度感じた	37	0	28	9
	(100.0%)	(0.0%)	(75.7%)	(24.3%)
充実させる必要性をあまり感じなかった	7	1	4	2
	(100.0%)	(14.3%)	(57.1%)	(28.6%)
充実させる必要性を全く感じなかった	0	0	0	0
	(100.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(100.0%)

人口規模5万人以上20万人未満	小計	とても充実させた	いづれか充実させた	昨年度までと変わらなかった
小計	82	2	58	22
	(100.0%)	(2.4%)	(70.7%)	(26.8%)
充実させる必要性を強く感じた	27	2	20	5
	(100.0%)	(7.4%)	(74.1%)	(18.5%)
充実させる必要性をある程度感じた	53	0	38	15
	(100.0%)	(0.0%)	(71.7%)	(28.3%)
充実させる必要性をあまり感じなかった	1	0	0	1
	(100.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(100.0%)
充実させる必要性を全く感じなかった	1	0	0	1
	(100.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(100.0%)

人口規模20万人以上50万人未満	小計	とても充実させた	いづれか充実させた	昨年度までと変わらなかった
小計	44	1	31	12
	(100.0%)	(2.3%)	(70.5%)	(27.3%)
充実させる必要性を強く感じた	15	1	12	2
	(100.0%)	(6.7%)	(80.0%)	(13.3%)
充実させる必要性をある程度感じた	28	0	18	10
	(100.0%)	(0.0%)	(64.3%)	(35.7%)
充実させる必要性をあまり感じなかった	1	0	1	0
	(100.0%)	(0.0%)	(100.0%)	(0.0%)
充実させる必要性を全く感じなかった	0	0	0	0
	(100.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(100.0%)

人口規模50万人以上	小計	とても充実させた	いづれか充実させた	昨年度までと変わらなかった
小計	45	2	33	10
	(100.0%)	(4.4%)	(73.3%)	(22.2%)
充実させる必要性を強く感じた	18	2	14	2
	(100.0%)	(11.1%)	(77.8%)	(11.1%)
充実させる必要性をある程度感じた	25	0	19	6
	(100.0%)	(0.0%)	(76.0%)	(24.0%)
充実させる必要性をあまり感じなかった	2	0	0	2
	(100.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(100.0%)
充実させる必要性を全く感じなかった	0	0	0	0
	(100.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(100.0%)

図表 6 6 成年年齢引下げに伴う法教育授業の充実 (設置者別)

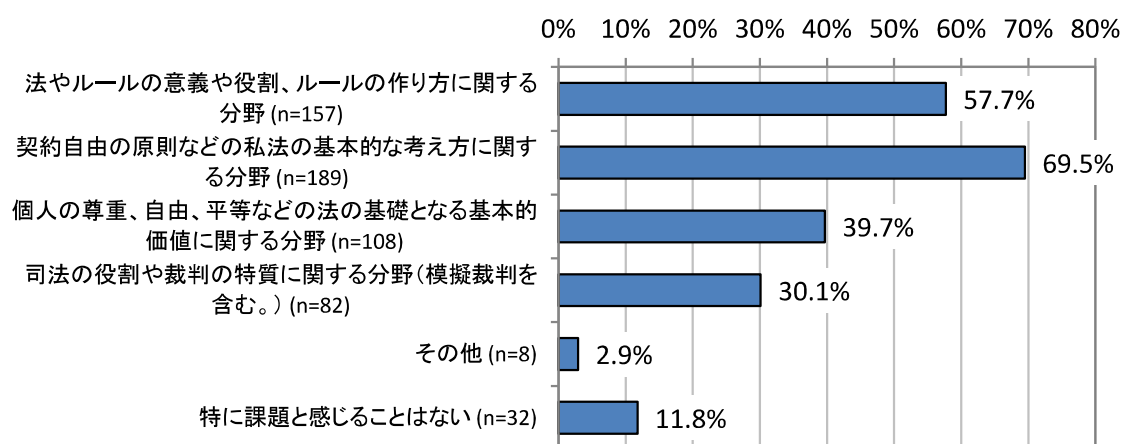


(2) 「公共」の新設

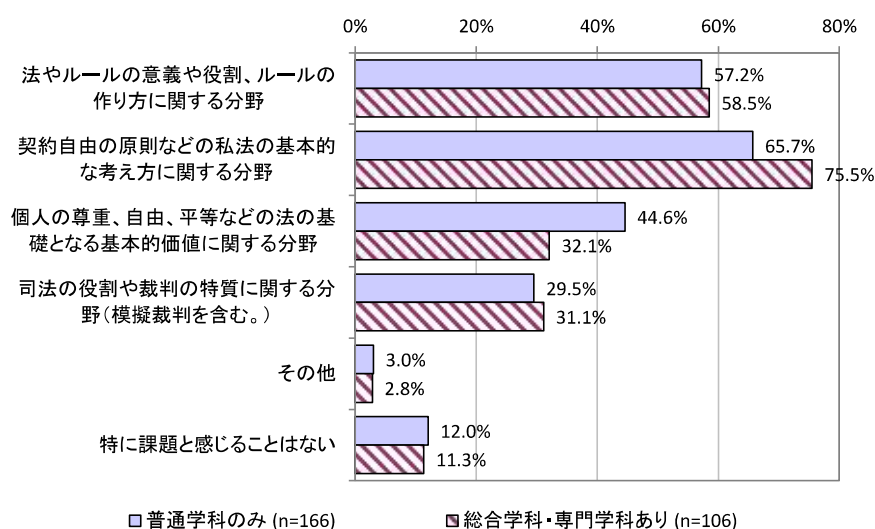
「公共」の新設に伴い、法教育のさらなる充実のために必要と考えられる教材の分野としては、「契約自由の原則などの私法の基本的な考え方に関する分野」（69.5%）の割合が最も高く、次いで「法やルール of 意義や役割、ルールの作り方に関する分野」（57.7%）の割合が高い（→図表 6 7）。

この傾向は、学科別（→図表 6 8）、所在自治体の人口規模別（→図表 6 9）、設置者別（→図表 7 0）にみても、おおむね同様である。

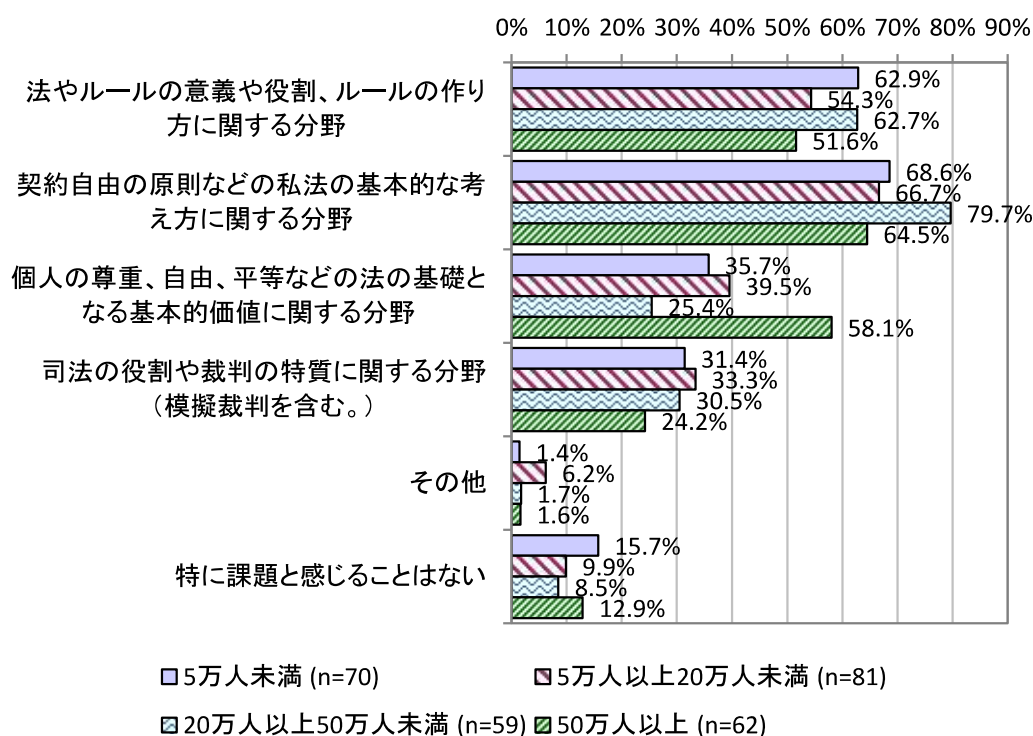
図表 6 7 「公共」新設に伴い充実が必要な教材分野



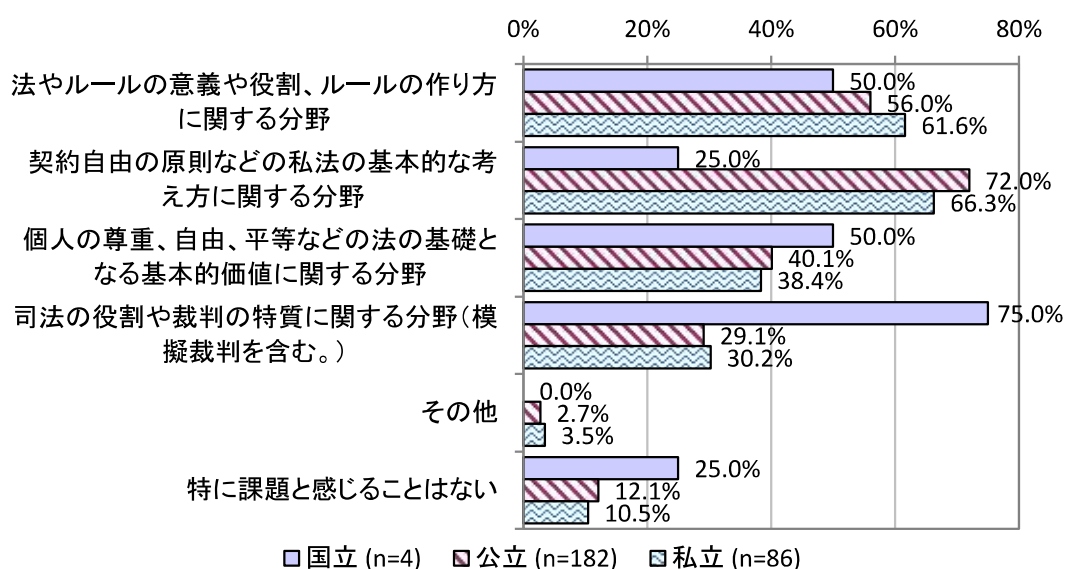
図表 6 8 「公共」新設に伴い充実が必要な教材分野（学科別）



図表 69 「公共」新設に伴い充実が必要な教材分野（所在自治体の人口規模別）



図表 70 「公共」新設に伴い充実が必要な教材分野（設置者別）



それぞれの選択肢を選んだ理由（自由記述）については、以下のとおりである。

■法やルール of 意義や役割、ルール of 作り方に関する分野

- ・自由、平等、基本的価値を徹底することと、法のルール等の規律の重要さと両者のバランスが大切だと考えたから。
- ・科目「公共」においても、身に付ける知識及び技能のなかに「法や規範の意義及び役割」があるから。
- ・法やルールがなぜ必要か、その基本から今一度学ぶため。
- ・「公共の福祉」について、公共に奉仕するというような間違った理解をしている場合も多いから。
- ・社会におけるルールの意味や役割を考えることで、規範意識を高めることができると考えるため。
- ・法やルールに関しては、校則と関連付けやすい。
- ・基本的な概念を学習する必要があるから
- ・現在、主体的に色々なことを考える思考力に重きが置かれているが、そもそも考える土台となる知識をしっかりと理解したうえで考えさせないと、好き嫌いの段階から抜け出せないため。
- ・法の意義や基本的価値を知り、考えることで、遵法精神を育むことができると考えるため。
- ・高校生は法の効力の源は国民一人一人であるという意識が希薄なので、社会の中での法の役割を基礎基本から考えさせるために必要だと感じる。
- ・規範意識の低い生徒や、私生活でトラブルを起こす生徒が多い。成人として自立した生活ができるよう指導していく必要があるため。

■契約自由の原則などの私法 of 基本的な考え方に関する分野

- ・在学中に成人になる生徒がおり、契約や損害などへの責任が増すから。
- ・本校は定時制であり、成年年齢引き下げにより様々な事件などに巻き込まれないためにも、本分野 of 基本的な考え方とリスクを正しく理解させる必要がある。
- ・社会が契約による社会に移行しているため、契約に関する基本的な考え方を学ぶ必要性を感じる。
- ・消費者トラブルに合わないよう to、18歳までに正しい知識を身につける必要がある。
- ・お金に関する学習が必要。
- ・公民教育が公法中心になりがちだから。

■個人の尊重、自由、平等などの法の基礎となる基本的価値に関する分野
・まずは、個人の権利をしっかりと把握し他者をも尊重できる授業を行いたい。 ・法的な見方や考え方の核だと思われる。 ・個人に認められている権利の行使の方法を知ること、および自分がどのように守られていて、権利を侵害されたらどこを頼れば良いかを知ることが必要だから。 ・生徒が身近に感じられる分野であるから。 ・具体的な裁判についても必要だが、まず基本であるところが大切と考えるから。 ・個人の尊重は、民主政治の根幹をなす法原理であり、市民革命の歴史的経緯から学んでおくべき、と考えるため。 ・主権者教育のなかで、価値観を育てる根本だから。
■司法の役割や裁判の特質に関する分野（模擬裁判を含む。）
・2023年度より18歳から裁判員制度への名簿登録の可能性が生じるので。 ・司法を身近に感じてもらうために教材があればありがたい。 ・模擬裁判に関しては、生徒の興味関心が高い。 ・裁判の意義や流れを知る上でも、模擬裁判などを実施する必要がある。 ・模擬裁判などを通じて司法の役割などを理解させるのに分かりやすいと考えている。
■その他の分野
・具体的な分野：資産運用、投資について。 理由：投資については特に触れる機会が少ない。教員も実際に経験が無いと指導しづらい分野のため。 ・具体的な分野：自らの投票行動を決定する助けになる教材。選挙権について。 理由：投票先を決めかねている生徒が多い印象があるので。 ・具体的な分野：刑法各論。 理由：規範意識が欠落している生徒にとって、犯罪と”ノリ”の区別がつかない。したがって、実体刑法の学習を通じて、犯罪の抑止を図る必要性を感じる。 ・具体的な分野：実際に起こった事件やトラブルを法律視点で見ていく。 理由：近年、高校生などの未成年による犯罪がテレビでよく取り上げられている。また、SNSが高校生にとって必要不可欠なツールになっている。学校内でもトラブルに巻き込まれる生徒も多い。

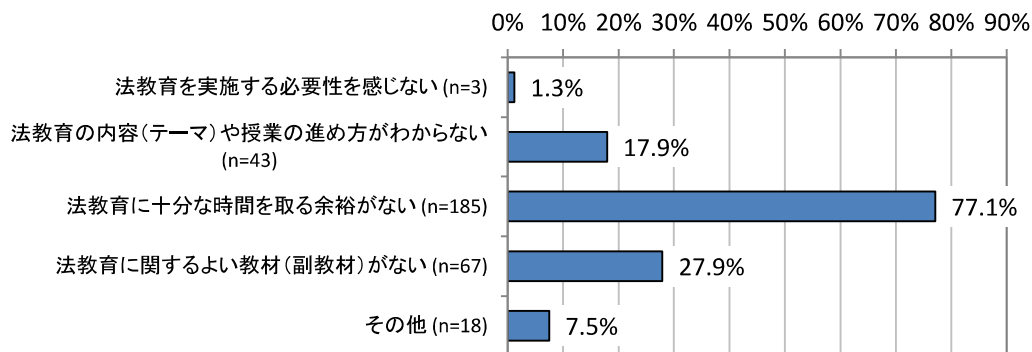
2-7 法教育の課題等

(1) 法教育を実施する上での課題

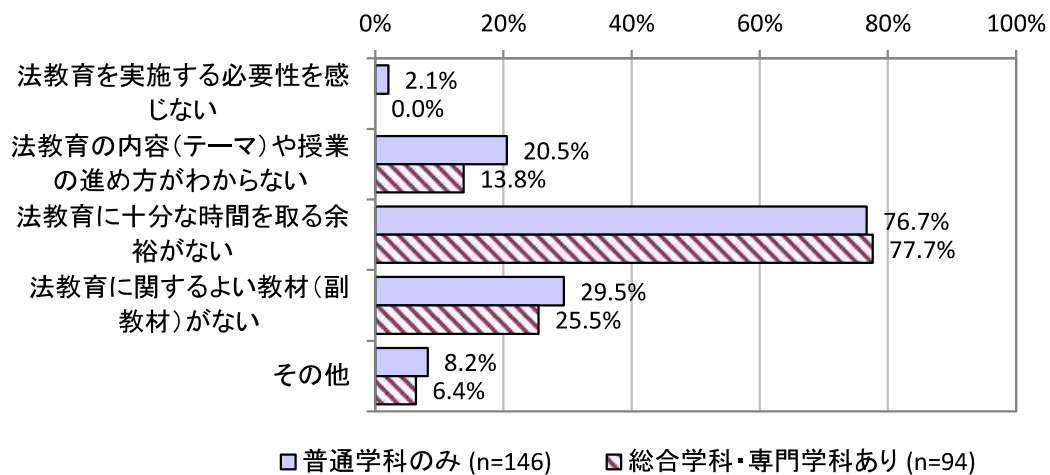
法教育を実施する上での課題については、「法教育に十分な時間を取る余裕がない」(77.1%)の割合が最も高く、次いで「法教育に関するよい教材(副教材)がない」(27.9%)、「法教育の内容(テーマ)や授業の進め方がわからない」(17.9%)と続いた(→図表 7 1)。

この傾向は学科別(→図表 7 2)、所在自治体の人口規模別(→図表 7 3)、設置者別(→図表 7 4)にみてもおおむね同様である。

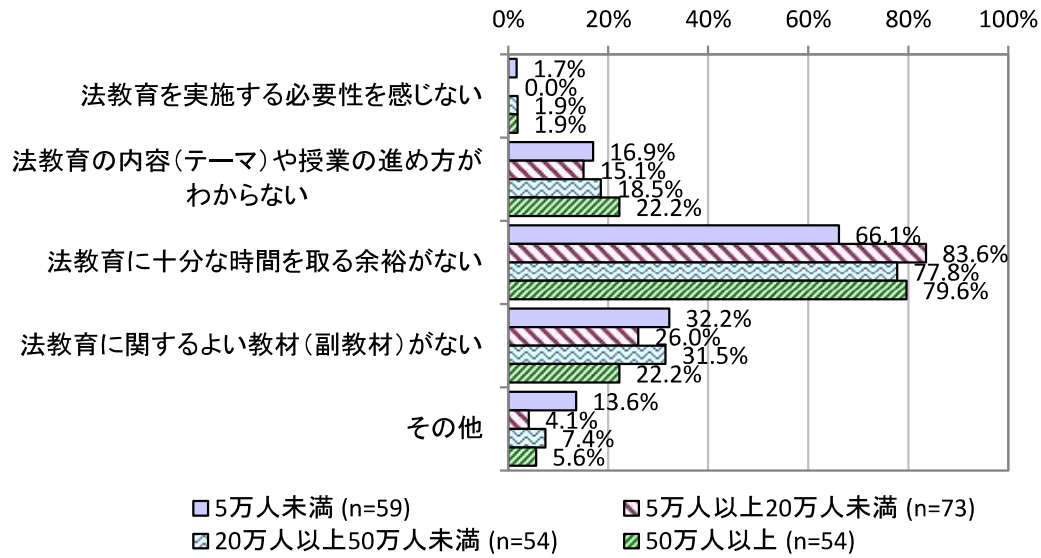
図表 7 1 法教育を実施する上での課題



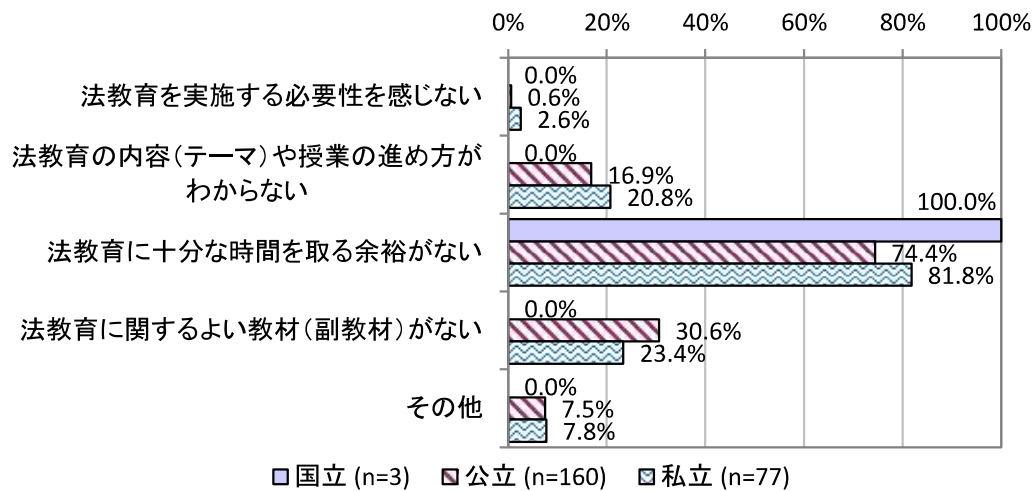
図表 7 2 法教育を実施する上での課題(学科別)



図表 7 3 法教育を実施する上での課題（所在自治体の人口規模別）



図表 7 4 法教育を実施する上での課題（設置者別）



○「その他」の具体的な内容について

○教育内容等

・高校の公民科の授業は法教育だけを行えばよいというのではないため、特設の授業を設けて行うことだけではあまり効果はないと思われる。教科・科目の内容に体系的に位置づけるカリキュラムを考えた方がよいと思う。

・進学校では大学入試対応が最優先事項になり、「どの教育が未来のために重要なのか」という根本をなおざりにせざるをえない。そのような状況にむなしさを感じている教員は多い。従って、「共通テストに絶対に出す」と言ってくれば正々堂々と法教育授業ができるので、ぜひ宜しく願いしたい。

・4単位の家庭総合ならゆとりをもって授業ができるが、2単位の家庭基礎では、内容が薄くなる可能性がある。家庭基礎でも内容を充実させることが課題である。

○外部連携

・できれば外部講師を使いたい気持ちがあるが、外部講師と日程を調整するのが煩わしい。また、外部講師を希望する際は、年度当初に希望しなければならないことが多くあり、年度当初の忙しい時期に、先々のことまで考えられない。

○教員の能力等について

・教員自身が、法について深く理解しているか不安。

・自分の勉強不足を克服することとそれをカバーするための教材研究が必要。

○その他

・国が提示する教材からは、学力や社会への興味関心の高い生徒をターゲットに想定していることが想定され、教員の支援を必要とする生徒の興味関心を惹きつけるものではないと感じる。

(2) 法教育の取組や教材に対する御意見・御要望

法教育の取組や教材に対する御意見、御要望については、以下のとおりである。

■法教育に関する意見や感想等

○教科教育等との関係

- ・生徒に公平性などを伝える前の、政治経済や公民分野で教えるような歴史や当たり前の制度が、中高共に、中3および高2で選択必修になるなど、受験期までのタイミングも勘案すると、なかなか法教育に時間を割く時期を見いだせないのが現状と思う。
- ・本校では主に地歴公民科の教員が中心となって法教育を実践している。総合学科ということもありビジネス系列において法律に関する授業も行っていることから、学校全体で取り組んでいく必要があると考えている。
- ・法教育に限らず、限られた時数の中で内容を精選していくと、やれることに限りがある。指導要領の内容自体の精選と教員の自由裁量が広がらねば、充実は難しい。
- ・法教育と、主権者教育・金融教育・消費者教育といった他の「〇〇教育」が有機的に結びつくと、教育効果がより高まるのではないか。
- ・どうしても大学入試に重点を置いた授業になってしまう。法教育内容も共通テスト等で重視してくれれば授業に取り入れやすくなる。
- ・教材の活用や外部人材との連携等は有効であると思うが、各科目の内容を指導するだけでも時間が足りないというのが正直なところである。

○その他の意見

- ・法というと高校生にとって難しく堅苦しいものというイメージがあり、身近に感じづらいと考えられる。教育向けの研修、外務人材との連携、出前授業を積極的に活用し、取り組んでいく必要がある。

■外部人材との連携・出前授業等について

○具体的な連携方針

- ・実際に少年院の少年たちと交流会を開くなどの方法をとることはできないだろうか。または少年院の子たちを支援している人の話を聞く、とかでもいいと思う。
- ・zoom などオンラインを活用して弁護士などを招くことは工夫の余地が増えた。しかし全クラスに実施するとなると、時間割調整など苦労が大きい。高校生が法曹関係者に素朴な疑問を投げかけ、それに答えるような対話形式の番組を作成していただけると良いのかもしれない。
- ・弁護士会などで積極的に出前授業などがあり、以前より選択の幅が広がってよい。予算の関係から、無料での講義などを増やして欲しい。
- ・大学の法教育の先生等の出前授業を定期的の実施できると良い。
- ・以前、模擬裁判員に参加したことがあり、生徒にも参加させたり模擬裁判を傍聴したりする機会があればと思う（裁判所と連携した授業を行えばと思う）。対面でもオンラインでもよい。

・法律関係で具体的なものをもっと生徒に学ばせたい。現実には起きている国際的組織の犯罪などをどのようにして捉えるべきか。広い視野にたって考察させ、専門家の意見を聞いて自ら解決の糸口を考えさせる内容のものがあれば面白いのではないかと。

○連携を行う条件等

- ・学校の予算は限られており、無料のものがあれば利用したい。
- ・出前授業に関し学年のクラス数が多い本校において、隔たりがないようにするためには、体育館や講堂等で行われる講義形式となり、学年行事として取り組まなければならない、コロナが落ち着いたら、今後検討していく予定である。
- ・外部人材との連携・出前授業を実施したいが、遠隔地・定時制高校での実施の難しさを感じる。

○過去の実施経験に基づく連携の不安や課題

- ・弁護士を講師として招いた場合の報酬が不明確であり、困ってしまったことがある。
- ・外部講師などを招いて社会人として必要なことを講義していただいているが、生徒にとっては身近に感じる事ができず、聞き流すことが多い。生徒が受け入れやすいため、教材や事例の選択が課題と感じている

○その他

- ・連携や出前授業の実践例について、さらに広く伝えて、教員側への意識向上への刺激をいただきたい。

■各教科等・教育課程での位置付けの明確化について

○公民

- ・「公共」は文科省が定める必修2単位の授業であり、目新しさの高い「金融教育」で外部人材を投入すると、授業づくりに関する打ち合わせに相当な時間と労力を要し、「法教育」に主体的な態度形成を図る計画が厳し過ぎる。
- ・本校のように、普通学科の進学校でない職業高校の場合、普通教科その中でも地歴公民科（社会科）の授業時間数は、最低ラインの週当たり2時間となっている学校がほとんどである。そのような高校の卒業生が一番早く社会に出て、法教育が必要であることが最重要課題と思われる。
- ・カリキュラムの中に組み込んでいく上で、特別授業の時間を確保することが難しいため、通常の授業計画の中に効果的に組み込めるような動画等の教材があれば、活用しやすい。
- ・法教育については、非常に重要であるとは感じるが、学校現場は「教科」「科目」を軸に運営されているのが実際である。これら「教科」「科目」を離れて指導するとなれば特別に措置を講じる必要があり、現場には負担感が残る。法教育についても明確に高等学校の必修科目である「公共」に組み込むことが望ましいと考えている。

○家庭

・家庭基礎2単位では取り組むのは時間的にも難しい。昨日のニュースについて、どんな法律が関係しているのかを簡単に説明したものを毎日流してもらえれば、私たちが様々な法律に囲まれていることが意識できるのではないかな。

○総合的な探求の時間等

・法教育の重要性は理解しているが、実際の授業では授業時数の制約や、国数英以外の教科ということで扱いが軽くなる傾向があり(公民、家庭など)、結果的に知識中心の指導で終わらざるを得ない現状がある。今後は、総合的な探求の時間や特別活動(ホームルーム活動など)を中心に法教育の充実が図れないものかと考えている。

○法務省や文部科学省への要望等

・教科の学習内容に明確に法を単元として入れた方が取り組みやすい。
・講義だけでなく、生徒にどのように法の大切さを実感させるのか。教員側の工夫も大切だと思うが、具体的に指導法を示していただけると助かる。

■法教育教材の媒体(形式)について

○映像教材

・実際の映像資料等があると、実感としてとらえやすい。
・紙媒体によるものからデジタル教材(YouTubeの映像配信等も含めて)への移行が重要と考える。

○紙媒体の教材等

・ポイントごとに絞った、1枚のプリント形式のものがあると使いやすい。
・簡単で使いやすいものにして欲しい。

■法教育教材の内容について

○専門的な内容を求める意見

・法については、六法を中心に学習していくが、刑法や商法、民法の判例などを取り上げ、法の特徴を理解させるよう授業に取り組みたい。

○コンパクトな内容・簡略的な内容を求める意見

・裁判員制度や検察審査会について説明したビデオ(5分から10分程度)があると使いやすい。長いビデオよりもテーマごとに区切られた短いビデオのほうが、必要に応じて授業で利用しやすい。
・授業では具体的内容を重視している。そのため、判例は重要であると考え。判例集では内容が難しすぎるので簡略化した判例集があればありがたい。

○その他

・行政から配布される教材の内容が薄すぎると、税金の無駄遣いのように感じる。配布せずに、学校や生徒のレベルに合わせて選べるようにして、WEBで公開してはどうか ・学校教育における著作物の取り扱いがグレーゾーンな点が多い。引用ならば許されるケース、映画であれば1クラス内での実施であれば許可が不要など、How to 書があるとありがたい。 ・50分の授業時間の中でできるグループワークなどの実例や指導案を、HP上からダウンロードして使いやすい形式のファイルで活用できるとよい。
■法教育に関する情報提供の在り方について
・高等学校における法教育の実践例を紹介してほしい。その際、公民科・家庭科の授業、HRの時間等どの時間に実施したのか、何時間かけたのか、内容・形式等詳しく教えてほしい。 ・例えば出前授業に関する情報提供を年1回ではなく、年3回にする。 ・教員向けの研修を毎月1回、裁判所や検察庁、法務省、弁護士会など様々な機関がそれぞれの強みを活かした研修を企画してほしい。
■教員向けの研修や啓発について
○開催方式等 ・講座等の開催地は東京都で行われることが多く他の地方から向かうには様々な費用がかかるためオンラインでの開催を希望する。また、時間にとらわれず受講できることが望ましい。 ・オンデマンド形式の教員向け研修を充実させてほしい。 ○内容 ・法の教育をするにあたり、まず教える側のキチンとした知識及び理解が必要なので専門家のご教授をいただき、教員に対する研修や自己啓発・スキルアップ等が大切でないかを感じる。 ・それぞれの教科内容に適する研修の実施が必要。
■その他
・法教育に関する研修に参加したことがあるが、生の裁判を傍聴させていただいたり、裁判官等の方からの講義や質疑応答などの研修を受けたりし、大変役に立った。 ・研修に費やす時間が取れないことが、一番の悩みである。

第3章 まとめ

(1) 調査結果のまとめ

調査の結果把握された事項について、以下のとおり整理した。

1) 外部人材との連携状況等

【全体】

- ・外部人材との連携による法教育授業を行った高等学校は全体の24.7%であり、平成26年度及び同27年度の高等学校調査と比較すると、その実施率は低下している。

【実施学年・科目・テーマ】

- ・外部人材との連携による法教育授業は、高学年ほど実施率が高い傾向にある。
- ・実施した科目の割合は、「特別活動」、「総合的な探究の時間」、「公民科」の順に高かった。学科別に見ると、「普通学科のみ」の高等学校では「総合的な探究の時間」が、「総合学科・専門学科あり」の高等学校では「特別活動」における実施率が最も高く、所在自治体の人口規模別に見ると、50万人以上の自治体に所在する高等学校では、「公民科」における実施率が特に高かった。
- ・実施テーマは、「私法（契約）と消費者保護」の割合が最も高く、同テーマは3年生における実施率が特に高かった。2番目に実施率が高いのは「紛争解決・司法（模擬裁判・裁判傍聴を含む）」であり、同テーマは、「総合学科・専門学科あり」の高等学校に比べて、「普通科のみ」の高等学校において実施率が高かった。

【連携先】

- ・連携先は、「弁護士会（弁護士）」が最も多く、次いで「消費（国民）生活センター」、「司法書士会（司法書士）」と続いた。また、令和元年度の小学校調査や同3年度の中学校調査と比較すると、「税務署（税務署職員）」の割合が低く、「消費（国民）生活センター」の割合が高かった。

【未実施の理由】

- ・外部人材との連携による法教育授業を実施しなかった理由は、「連携した授業を行う時間がないから」の割合が最も多く、次いで「連携の準備や打ち合わせ、手続などが大変だから」の割合が多いが、「連携によりどのような授業ができるのか分からないから」、「連携先を見つける方法がよく分からないから」といった理由も比較的割合が高くなった。なお、「連携した授業を実施したかったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、連携することが難しかったから」

も相当程度の割合となった。

- ・平成26年度及び同27年度の高等学校調査と比較すると、「連携しなくても、法教育に取り組んでいけると考えるから」及び「連携先を見つける方法がよく分からないから」を挙げる割合が高くなっている。

2) 法教育教材の使用状況等

【全体】

- ・法教育教材の認知及び利用の状況については、「教材を知っているが利用しなかった」が54.2%と大きな割合を占めており、「教材を利用して授業を実施した」が29.6%、「教材を知らない」が16.2%であった。
- ・令和元年度の小学校調査時及び同3年度の中学校調査時と比較すると、「教材を利用して授業を実施した」の割合が高くなっており、その分、「教材を知らない」の割合は低かった。

【法教育教材を利用して実施した授業の題材】

- ・「成年年齢の引下げ」及び「私法（契約）と消費者保護」の割合が突出して高かった。

【法教育教材を利用する授業を実施しなかった理由】

- ・「このような授業を行う時数の余裕がないから」の割合が最も高く、次いで「既存の指導書や教科書等で授業を実施することができるから」、「このような授業を行うための準備の負担が重いから」が続いた。
- ・設置者別にみると、「公立」よりも「私立」において「このような授業を行う時数の余裕がないから」の割合が高かった。
- ・令和元年度の小学校調査時及び同3年度の中学校調査時と比較すると、「教材が教員に行き渡っていないから」、「内容を確認したことがないから」、「教科書に即していないから」の割合はいずれも低かった。

3) 教員向けの研修

【開催時期】

- ・教員向け研修に参加可能な時期として、「夏休み期間」（85.8%）に回答が集中した。

【開催形式】

- ・教員向け研修に参加可能な形式として、「会場及びオンデマンド配信（事後コン

テンツ配信方式)のハイブリッド方式」(52.2%)が最も多かった。

- ・所在自治体の人口規模別にみると、規模が最も小さい「5万人未満」では「会場での対面方式」の割合が他の区分よりも低かった。

4) 法教育を取り巻く状況の変化

【成年年齢の引下げ】

- ・成年年齢の引下げに伴う法教育授業の充実の必要性については、「充実させる必要性をある程度感じた」(59.9%)の割合が最も高く、「充実させる必要性を強く感じた」(35.4%)と合わせると全体の95.3%を占めた。
- ・一方で、年間指導計画における法教育授業の充実の状況について、「いくらか充実させた」(70.3%)の割合が最も高い一方で、「昨年度までと変わらなかった」(26.6%)の割合も相応にあった。
- ・設置者別にみると、「私立」よりも「公立」において「いくらか充実させた」の割合が高かった。

【「公共」の新設】

- ・「公共」の新設に伴い、法教育の更なる充実のために必要と考えられる教材の分野は、「契約自由の原則などの私法の基本的な考え方に関する分野」(69.5%)の割合が最も高く、次いで「法やルールの意義や役割、ルールの作り方に関する分野」(57.7%)の割合が高かった。
- ・自由記述の回答をみると、「契約自由の原則などの私法の基本的な考え方に関する分野」は、成年年齢の引下げに関連付けた意見が、「法やルールの意義や役割、ルールの作り方に関する分野」は、法やルールの意義等を学ぶことは遵法精神や規範意識を高めるために必要であるといった意見が複数あった。

5) 法教育の課題等

【全体】

- ・法教育を実施する上での課題については、「法教育に十分な時間を取る余裕がない」(77.1%)の割合が最も高く、次いで「法教育に関するよい教材(副教材)がない」(27.9%)、「法教育の内容(テーマ)や授業の進め方がわからない」(17.9%)と続いた。
- ・法教育の取組や教材に関する意見・要望についての自由記述の回答では、学校全体で法教育に取り組む必要があるとする意見があった一方で、大学入試や授

業時間数等との関係で法教育を行う時間的余裕がないといった意見が複数あった。また、外部人材との連携・出前授業等について、オンラインの活用やクラス数が多い場合には体育館等で学校行事として行う必要があるといった意見、遠隔地・定時制では難しいといった意見がみられた。さらに、出前授業や法教育授業の実践例等を示すことを要望する意見、授業計画の中に効果的に組み込めるような動画教材を求める意見がみられた。

(2) 今後の方策等に関する考察

以上の結果を踏まえて、学校現場における法教育の取組を更に支援するための施策の在り方等に関し、次のようなことが考えられる。

■教育現場の「時間的余裕のなさ」を考慮した推進

法教育をより一層進めていく上で、最も大きな課題は、法教育授業を行うには授業時間数に余裕がないことである。

法教育を実施する上での課題として最も多く挙げられたのが、法教育に十分な時間を取る余裕がないことであり、外部人材との連携や法教育教材を使用した授業を実施しなかった理由として最も割合が高かったのも時間的余裕がないことである。また、成年年齢の引下げに伴う法教育授業の充実の必要性を感じると行った回答が大多数であるのに対し、法教育授業の充実について令和3年度までと変わらなかったという回答も一定の割合でみられたところである。

これらのことから、法教育の意義や重要性を理解してはいるものの、授業時間数の制約等から十分な実践ができていない状況にあるといえる。

こうした課題に対しては、これまでも、法務省や各関係機関等において法教育教材の作成やモデル授業例の提供、出前授業の提案等、様々な支援が継続的に行われてきたところであり、これらの取組は、学校現場の負担を一定程度軽減してきたものと思われるが、より広く、また、より充実した法教育が実践されるようになるためには、これまでの支援を継続するだけでなく、上記のような学校現場の実情を踏まえた新たな支援策を検討していく必要があるのではないかと思われる。

■教育課程に位置付けていくための支援

本調査においては、例えば、「高校の公民科の授業は法教育だけを行えばよいというのではないため、特設の授業を設けて行うことだけではあまり効果はないと思われる。教科・科目の内容に体系的に位置づけるカリキュラムを考えた方がよいと思う。」「カリキュラムの中に組み込んでいく上で、特別授業の時間を確保することが難しいため、通常の授業計画の中に効果的に組み込めるような動画等の教材があれば、活用しやすい。」などの意見がみられたところである。

こうした意見は、授業時間数が限られている中で、より充実した法教育授業の実践がなされるためには、教科・科目のカリキュラムにおける法教育の位置付けや各教科・科目の中で法教育をどのように実践していくか、という点についての理解や考え方を十分に浸透させる必要があることの現れであると考えられる。

教育課程において法教育をどのように実践していくかは、最終的にはカリキュラム・マネジメントの観点から各学校現場において検討されるべきものと思われるが、その中で法教育がしっかりと実践されるようにするためには、各科目（あるいは各単元）における法教育の実践方法や科目横断的な実践モデルなどを具体的に提案するとともに、教育課程における法教育の位置付け等について、引き続き、丁寧に説明・周知していくことが必要なのではないかとと思われる。

■教材の開発・提供

法務省（法教育推進協議会）作成の法教育教材を知っていると回答（「教材を利用して授業を実施した」と「教材を知っているが利用しなかった」とを合わせたもの）した高等学校は83.8%に達しているが、「教材を利用した」と回答した高等学校は29.6%にとどまっている（なお、「教材を知っているが利用しなかった」と回答した高等学校は54.2%であった。）。

法務省（法教育推進協議会）作成の法教育教材を利用しなかった高等学校の60.7%が、「このような授業を行う時数の余裕がないから」と回答しているところ、自由記述の回答では、「簡単で使いやすいものにして欲しい」、「裁判員制度や検察審査会について説明したビデオ（5分から10分程度）があると使いやすい。長いビデオよりもテーマごとに区切られた短いビデオのほうが、必要に応じて授業で利用しやすい」、「紙媒体によるものからデジタル教材（YouTubeの映像配信等も含めて）への移行が重要と考える。」などの意見があったところである。加えて、GIGAスクール構想の進行により、高等学校においても、1人1台の端末の整備が進んでいる状況にある。

こうしたことを踏まえると、授業時間数が限られている学校現場では、より使いやすいコンパクトなもので、かつデジタル化に対応した教材が求められているといえる。そのため、法教育教材のデジタル化、特に、整備が進んでいく端末や通信環境等を活用したコンテンツの開発なども検討していく必要があるのではないかとと思われる。

また、「公共」の新設に伴って充実が必要と考えられる教材の分野は、多い順に「契約自由の原則などの私法の基本的な考え方に関する分野」、「法やルールの意義や役割、ルールの作り方に関する分野」であり、自由記述の回答では、前者は成年年齢の引下げと関連付けて充実が必要であるとする意見が、後者は法やルールの意義等を学ぶことは遵法精神や規範意識を高めるために充実が必要であるといった意見がそれぞれ複数あったところである。

これは、成年年齢の引下げにより在学中に生徒が成年を迎えることとなった高等学校においては、自立した市民として円滑に社会生活を営むのに必要な力を養うことが強く意識された結果であると考えられ、教材の開発に当たっては、社会に出てすぐに直面す

る可能性がある身近な問題に関連付けるなどの工夫が必要ではないかと思われる。

■法律専門家等と教育現場のネットワークの構築等

本調査では、外部人材と連携した法教育授業を実施した高等学校の割合は24.7%にとどまり、過去の調査時よりも実施率は低下している。もっとも、本調査は、令和4年度における法教育の実践状況について調査したものであり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、学校内に外部人材を招く形での授業を見送った高等学校も相当数あると思われる（なお、外部人材と連携しなかった理由について、「連携した授業を実施したかったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、連携することが難しかったから。」と回答した高等学校の割合は19.1%であった。）。そのため、過去の調査時との割合と単純に比較して、外部人材との連携のニーズが低下した、あるいは連携が困難になったなどの評価をすることはできない。

もっとも、外部人材と連携した法教育授業を実施しなかった理由として、最も割合が高かったのは「連携した授業を行う時間がないから」（54.0%）であるが、「連携によりどのような授業ができるのか分からないから」（27.4%）、「連携先を見つける方法がよく分からないから」（20.5%）の割合も相当程度あった。自由記述の回答をみると、「全クラスに実施するとなると、時間割調整など苦労が大きい。」、「弁護士を講師として招いた場合の報酬が不明確であり、困ってしまったことがある。」、「連携や出前授業の実践例について、さらに広く伝えて、教員側への意識向上への刺激をいただきたい。」といった指摘・意見がある。

こうした結果を踏まえると、法律専門家等の外部人材と連携した法教育授業への関心があるものの、連携先との連絡・調整の具体的方法や連携した授業の内容等のイメージを持つことができないことにより、実施に至らないケースも少なくないと考えられる。

そのため、連携可能な外部人材の連絡先や出前授業等の内容・方式（対面・オンライン等）等の情報が学校現場に十分に提供されるよう、これらの情報の積極的な発信や法律専門家等と教育関係者との連絡協議関係の構築などの外部人材を活用しやすい環境を整備していく必要があるように思われる。

また、人口規模が小規模であるほど「連携先を見つける方法がよくわからないから」の割合が高い結果となっており、地理的な制約により外部人材の活用が妨げられることのないよう、オンラインを活用した出前授業等についても、積極的に提案していく必要があるのではないかとと思われる。

参考資料

高等学校における法教育の実践状況に関する調査

1 法教育について

(1) 法教育とは

法務省では、「法律専門家ではない一般の方々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育」を「法教育」と位置付けています。

※法教育が育成を目指す資質・能力や、法教育の普及・推進に関する法務省の取組については、同封した法教育リーフレットを御覧ください。

(2) 学習指導要領との関係

令和4年度から年次進行で実施されている高等学校学習指導要領においては、共通必修科目として新設された「公共」をはじめとして、法教育に関する内容について更なる充実が図られたところです。

※高等学校学習指導要領の記載のうち、法教育の内容と密接に関連している箇所については、2ないし3ページを御参照ください。

2 本調査について

(1) 目的

本調査は、法務省が高等学校における法教育の実践状況を把握し、学校現場における法教育の取組を更に支援するための施策の在り方を検討することを目的に行うものです。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮の上、外部講師の受け入れや法教育教材を使用した意見交換型の授業の実施等が難しい状況にあった学校も多いことと存じますが、そうした状況も踏まえつつ、今後の法教育の取組に対する支援の在り方を検討してまいりたいと思いますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

(2) 御回答に当たって

各項目につきまして、**令和4年度における学校の状況に最も近いものを**、選択肢から選んで回答するか、回答欄に文字で回答（自由記述）してください（想定所要時間：15分）。

回答は任意であり、管理職や担当教員など適宜の方において把握されている範囲で回答いただければ差し支えありません。可能な限り調査に御協力をお願いいたします。

回答は、下記のウェブページにアクセスし、**ページ上のフォームから回答**してください。

回答ページURL: <https://jp.research.net/r/houkyouiku22>

パスワード: m o j 2 2（※計5文字・全て半角）

※法務省ホームページからもアクセス可能です。アクセス方法につきましては、同封した「御回答の手引き」を御参照ください。

(3) 回答期限

【令和5年2月10日】までに御回答をお願いいたします。

3 情報の取扱いについて

本調査は統計的に処理し、集計結果を法務省ホームページ等において公表する予定ですが、公表に当たっては、学校名が特定されることのないよう取り扱います。なお、御入力いただいた内容について詳細をお聞きするため、学校に連絡させていただく場合がありますので御了承ください。

<調査実施機関・お問合せ先>

株式会社リベルタス・コンサルティング
担 当: 菊池
電 話: 0120-575-334（平日 10:00-17:00）
メー ル: houkyouiku@libertas.co.jp

<調査実施主体・委託元>

法務省大臣官房司法法制部司法法制課
司法制度第二係
担当: 黒田、佐藤、榎本

【参考】高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）における法に関する主な記述（抜粋）

第 3 節 公民

第 1 公共

2 内容

A 公共の扉

(3) 公共的な空間における基本的原理

自主的によりよい公共的な空間を作り出していこうとする自立した主体となることに向けて、幸福、正義、公正などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識を身に付けること

(イ) 各人の意見や利害を公平・公正に調整することなどを通して、人間の尊厳と平等、協働の利益と社会の安定性の確保を共に図ることが、公共的な空間を作る上で必要であることについて理解すること。

(ロ) 人間の尊厳と平等、個人の尊重、民主主義、法の支配、自由・権利と責任・義務など、公共的な空間における基本的原理について理解すること。

B 自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち

自立した主体としてよりよい社会の形成に参画することに向けて、現実社会の諸課題に関わる具体的な主題を設定し、幸福、正義、公正などに着目して、他者と協働して主題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識及び技能を身に付けること

(イ) 法や規範の意義及び役割、多様な契約及び消費者の権利と責任、司法参加の意義などに関わる現実社会の事柄や課題を基に、憲法の下、適正な手続きに則り、法や規範に基づいて各人の意見や利害を公平・公正に調整し、個人や社会の紛争を調停、解決することなどを通して、権利や自由が保障、実現され、社会の秩序が形成、維持されていくことについて理解すること。

第 3 政治・経済

2 内容

A 現代日本における政治・経済の諸課題

(1) 現代日本の政治・経済

個人の尊厳と基本的人権の尊重、対立、協調、効率、公正などに着目して、現代の諸課題を追究したり解決に向けて構想したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(イ) 政治と法の意義と機能、基本的人権の保障と法の支配、権利と義務との関係、議会制民主主義、地方自治について、現代社会の諸事象を通して理解を深めること。

第 9 節 家庭

第 1 家庭基礎

2 内容

C 持続可能な消費生活・環境

(2) 消費行動と意思決定

ア 消費者の権利と責任を自覚して行動できるよう消費生活の現状と課題、

消費行動における意思決定や契約の重要性, 消費者保護の仕組みについて
理解するとともに, 生活情報を適切に収集・整理できること。

第2 家庭総合

2 内容

C 持続可能な消費生活・環境

(2) 消費行動と意思決定

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(イ) 消費者の権利と責任を自覚して行動できるよう, 消費者問題や消費者
の自立と支援などについて理解するとともに, 契約の重要性や消費者保
護の仕組みについて理解を深めること。

第5章 特別活動

第2 各活動・学校行事の目標及び内容

[ホームルーム活動]

2 内容

(3) 一人一人のキャリア形成と自己実現

ウ 社会参画意識の醸成や勤労観・職業観の形成

社会の一員としての自覚や責任をもち, 社会生活を営む上で必要なマ
ナーやルール, 働くことや社会に貢献することについて考えて行動する
こと。

調査項目（※実際の入力はウェブページからお願いいたします。）

第1 学校に関すること

学校名 (文字で回答)	()
所在地 (当てはまるものを一つ選択)	都道府県：() 市区町村：()
設置者種別 (当てはまるものを一つ選択)	1 国立 2 公立 3 私立 4 その他()
学校種別 (当てはまるものを一つ選択)	1 高等学校 2 中等教育学校 3 併設型の中学校・高等学校 4 連携型の中学校・高等学校 5 その他()
共学・別学 (当てはまるものを一つ選択)	1 共学校 2 男子校 3 女子校 4 その他()
教員数（非常勤を除く。） (半角数字で回答)	() 名
回答者の氏名・職 (文字で回答)	氏名：() 職：()
回答者の連絡先（電話番号・メールアドレス） (半角数字・半角アルファベット・記号で回答)	電話：() Mail：()

第2 法律専門家や関係機関との連携状況について

【問1】貴校では、法教育に関し、法律家（裁判官・検察官・弁護士・司法書士等）や関係機関（法務省・検察庁・裁判所・弁護士会・司法書士会等）等の外部人材と連携した授業を実施しましたか。当てはまるものを一つ選択してください。

また、外部人材と連携した授業を実施した場合（※1）には、実施した授業ごとに、「学年」「教科等」、その授業で扱った「テーマ」、「連携先」について、当てはまるものを選択してください。

（※1）外部人材と連携した授業を複数回実施した場合には、それぞれ別の事例として回答してください。
本調査では、10事例まで回答いただくことができます。

- 1 外部人材と連携した授業を実施した → 【授業の実施状況】に回答してください
2 外部人材と連携した授業は実施していない → （問2へ）

(外部人材と連携した法教育に関する授業の実施状況の回答方法例)

- 例1：2年生の公民科で裁判官と連携した授業を、2年生の家庭科で弁護士と連携した授業を実施した
⇒1事例目として「2 2年生」の「1 公民科」を選択、2事例目として「2 2年生」の「2 家庭科」を選択
- 例2：3年生の公民科で裁判官と連携した授業を行い、その授業では「ルールづくり」と「紛争解決・司法（模擬裁判・裁判傍聴を含む）」の両方のテーマにまたがる内容を実施した
⇒「3 3年生」の「1 公民科」を選択の上、テーマは「1 ルールづくり」と「4 紛争解決・司法（模擬裁判・裁判傍聴を含む）」の両方を選択、連携先は「1 裁判所（裁判官等）」を選択
- 例3：3年生と2年生が合同で、家庭科で「私法（契約）と消費者保護」について弁護士及び消費生活センターと連携した授業を実施した
⇒学年について「2 2年生」と「3 3年生」の両方を選択の上、教科等は「2 家庭科」、テーマは「2 私法（契約）と消費者保護」を選択、連携先は「4 弁護士会（弁護士）」と「12 消費（国民）生活センター」の両方を選択

【授業の実施状況：1事例目（※）】

（※）実際のウェブページでは、「2事例目を回答しますか。」に「はい」を選択することで、2事例目の回答ページに進むことができます（3事例目以降も同様）。

学年 (複数回答可)	1 1年生	
	2 2年生	
	3 3年生	
教科等 (一つを選択)	1 公民科	4 特別活動
	2 家庭科	5 その他（具体的に： ）
	3 総合的な探究の時間	
テーマ (複数回答可)	1 ルールづくり	4 紛争解決・司法（模擬裁判・裁判傍聴を含む。）
	2 私法（契約）と消費者保護	5 その他（具体的に： ）
	3 個人の自由の尊重と調整	
連携先 (複数回答可)	1 裁判所（裁判官等）	8 税理士会（税理士）
	2 検察庁（検察官等）	9 警察署（警察官）
	3 法務省（法務局、刑務所、保護観察所）	10 大学の教員
	4 弁護士会（弁護士）	11 法科大学院生・法学部生
	5 司法書士会（司法書士）	12 消費（国民）生活センター
	6 日本司法支援センター（法テラス）	13 その他（例：行政書士会、社会保険労務士会、弁理士会、企業のコンプライアンス担当者等）
	7 税務署（税務署職員）	（具体的に： ）

【問2】（問1で「2 外部人材と連携した授業は実施していない」を選択した学校のみ回答）
 法律家や関係機関等の外部人材と連携した授業を**実施しなかった理由**について、**当てはまるものを全て**選んでください。

- 1 連携しなくても、法教育に取り組んでいけると考えるから
- 2 連携先を見つける方法がよく分からないから
- 3 連携によりどのような授業ができるのか分からないから
- 4 連携のための予算がないから
- 5 連携の準備や打ち合わせ、手続などが大変だから
- 6 連携した授業を行う時間がないから
- 7 連携する方の人柄や授業の技量が事前に分からず、不安だから
- 8 以前に連携を試みたが、うまくいかなかったから
- 9 連携した授業を実施したかったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、連携することが難しかったから
- 10 現在連携した授業の実施に向けての準備を進めているところである
- 11 その他（具体的に： _____）

第3 法教育教材の使用状況について

【問3】法務省では、法務省（法教育推進協議会）作成の法教育冊子教材をはじめ、枠外イラストに示した各種教材を全国の高等学校に配布及び法務省ホームページ等で公開しております。
 貴校では、法務省（法教育推進協議会）作成の教材を利用して授業を実施したことがありますか。**当てはまるものを一つ**選択してください。

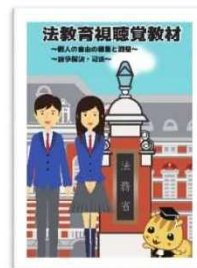
- 1 教材を利用して授業を実施した（問4へ）
- 2 教材を知っているが利用しなかった（問5へ）
- 3 教材を知らない（問6へ）



冊子教材「未来を切り拓く
 法教育～自由で公正な社会
 のために～」
 ※平成30年度に全国の高
 等学校宛て送付



法教育リーフレット「18
 歳を迎える君へ 契約につ
 いて学ぼう」
 ※令和2年度より毎年度、
 全国の高等学校宛て送付



視聴覚教材「～個人の自由
 の尊重と調整～」「～紛争
 解決・司法～」
 ※令和2年度より法務省
 Youtubeチャンネルで公開

【問４】（問３で「１ 教材を利用して授業を実施した」を選択した学校のみ回答）
利用したことがある教材・題材を全て選択してください。

教材名	題材（利用したことがあるもの全てを選択）
冊子教材「未来を切り拓く法教育 ～自由で公正な社会のために～」	1 ルールづくり 2 私法と契約 3 紛争解決・司法
法教育リーフレット「１８歳を迎える君へ 契約について学ぼう」	4 成年年齢の引下げ 5 私法（契約）と消費者保護
視聴覚教材「～個人の自由の尊重と調整～」 「～紛争解決・司法～」	6 個人の自由の尊重と調整 7 紛争解決・司法

【問５】（問３で「２ 教材を知っているが利用しなかった」を選択した学校のみ回答）
法務省（法教育推進協議会）作成の法教育教材を利用しなかった理由について、当てはまるものを全て選択してください。

- 1 教科のねらいを達成することができないから
- 2 生徒の興味・関心を引くテーマ・教材ではないから
- 3 教科書に即していないから
- 4 既存の指導書や教科書等で授業を実施することができるから
- 5 このような授業を行う時数の余裕がないから
- 6 このような授業を行うための準備の負担が重いから
- 7 教材が教員に行き渡っていないから
- 8 内容を確認したことがないから
- 9 その他（具体的に： _____）

【問６】法務省では、現在、授業１コマで扱うことができる模擬裁判教材の作成を進めており、本年３月頃に法務省ホームページにて公開する予定です。今後、法務省（法教育推進協議会）が法教育教材を作成するに当たって、教材の内容・テーマや媒体（冊子、動画、リーフレット等）につき御要望・御意見がございましたら、御自由に御入力ください。（任意）

<自由記述>

第4 教員向けの研修について

【問7】法務省は、令和元年度より「教員向け法教育セミナー」と題し、法教育に係る講演、法教育教材の紹介、関係機関における出前授業等の紹介、法教育教材を用いた模擬授業、法教育教材を用いた授業の実践報告等をプログラムとして、本年度まで計3回にわたって教員向けの研修を開催しました。

このような研修について、どのような開催時期・開催形式であれば参加しようと思いますか。当てはまるものを全て選んでください。また、その選択肢を選んだ理由について、御入力ください。

【開催時期】

- 1 一学期
- 2 夏休み期間
- 3 二学期
- 4 冬休み期間
- 5 三学期
- 6 春休み期間

<理 由>

【開催形式】

- 7 会場での対面方式
- 8 ライブ配信のみ（リアルタイムオンライン方式）
- 9 会場及びライブ配信のハイブリッド方式
- 10 会場及びオンデマンド配信（事後コンテンツ配信方式）のハイブリッド方式
- 11 その他（具体的に： _____ ）

<理 由>

第5 法教育を取り巻く状況の変化について

【問8】令和4年4月1日から民法の定める成年年齢が18歳に引き下げられましたが、この「成年年齢の引下げ」を契機として、法教育に関する授業を充実させる必要性を感じましたか。また、同じく「成年年齢の引下げ」を契機として、年間指導計画において、法教育に関する授業（私法の基本的な考え方に関するもの等）を充実させましたか。

1から4までのいずれか及び5から7までのいずれかについて、当てはまるものを一つずつ選んでください。

（以下から一つを選択ください。）

- 1 充実させる必要性を強く感じた
- 2 充実させる必要性をある程度感じた
- 3 充実させる必要性をあまり感じなかった
- 4 充実させる必要性を全く感じなかった

（以下から一つを選択ください。）

- 5 とても充実させた
- 6 いくらか充実させた
- 7 昨年度までと変わらなかった

【問9】令和4年度から共通必修科目として「公共」が新設されました。これに関連して、法教育に関する授業をさらに充実させる場合に、どのような分野の教材が特に必要だと思いますか。

特に必要性が高いと思うものを二つ選んでください。また、その選択肢を選んだ理由を御入力ください。

- 1 法やルールの意義や役割、ルールの作り方に関する分野
- 2 契約自由の原則などの私法の基本的な考え方に関する分野
- 3 個人の尊重、自由、平等などの法の基礎となる基本的価値に関する分野
- 4 司法の役割や裁判の特質に関する分野（模擬裁判を含む。）
- 5 その他の分野（具体的に： _____）

<理 由>

第6 法教育全般について

【問 10】法教育一般についてお尋ねします。法教育を実施するに当たり、課題と感ずることはありますか。当てはまるものを全て選んでください。

- 1 法教育を実施する必要性を感じない
- 2 法教育の内容（テーマ）や授業の進め方がわからない
- 3 法教育に十分な時間を取る余裕がない
- 4 法教育に関するよい教材（副教材）がない
- 5 その他（具体的に： _____）
- 6 特に課題と感ずることはない

【問 11】法教育の取組や教材に対する御意見・御要望があれば、御自由に御入力ください。また、御入力された御意見等が以下のいずれの項目に関するものかについて、選択してください（複数選択可）。（任意）

- 1 法教育に関する意見や感想等
- 2 外部人材との連携・出前授業等について
- 3 各教科等・教育課程での位置付けの明確化について
- 4 法教育教材の媒体（形式）について
- 5 法教育教材の内容について
- 6 法教育に関する情報提供の在り方について
- 7 教員向けの研修や啓発について
- 8 その他

<自由記述>

御入力いただく項目は以上です。
お忙しい中、本調査に御協力いただき、誠にありがとうございました。